

令和4年度

まちぐるみ

福祉活動ガイドブック

金沢市
社会福祉協議会

目 次

●まちぐるみ福祉活動推進事業について

まちぐるみ福祉活動推進事業実施要領	4
まちぐるみ福祉活動推進事業における役割	6
まちぐるみ福祉活動推進事業図解	8
マイナンバー（個人番号）を提供する際の番号・本人確認について	11

●行政サービスの紹介

福祉政策課関係	13
介護保険課関係	31
生活支援課関係	49
障害福祉課関係	53
こども未来局関係	75
保健・衛生関係	89
医療保険関係	109
国民年金関係	121

●その他

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会	124
金沢自立生活サポートセンター	127
金沢権利擁護センター	130
金沢障害者就業・生活支援センター	133
金沢福祉用具情報プラザ	137
いきいきギャラリー	139
生活福祉資金貸付制度	140
公益財団法人金沢健康福祉財団	143
社会福祉関係施設等一覧	144
地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会一覧	156
地区別人口	158
索引	172

は　じ　め　に

本格的な少子・高齢化の進展、家庭機能の変化、ノーマライゼーション理念の浸透など、我が国の社会福祉を取り巻く状況は大きく変化してきています。

このような中で、ひとり暮らし高齢者や高齢者だけの世帯、障害のある方、ひとり親家庭など何らかの支援がないと家庭や地域での生活が困難な方々が増えています。

まちぐるみ福祉活動推進事業は、ノーマライゼーションの理念に基づいて、地域住民・諸団体や福祉・保健・医療関係者が連携を図りながら、市民が心豊かに暮らせる福祉のまちづくりを目指して実施している事業です。まちぐるみ福祉活動推進員の活動は、この事業の中で、地域で何らかの支援を必要とする方への訪問や声かけ、見守り等を行うという重要な役割を担っていただいているます。

このガイドブックは、まちぐるみ福祉活動推進員をはじめとした本事業を推進する関係者が、より円滑に活動を推進し、また、より連携が深められるよう作成したものです。幅広くご活用いただければ幸いです。

令和4年5月

金沢市

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

まちぐるみ福祉活動ガイドブック 利用マップ

各種福祉サービス

地域・高齢者の福祉 (P13 ~)

地域の福祉に関すること、高齢者の生活支援、認知症に関すること、介護家族の支援、
介護保険対象外の施設サービス、高齢者の生きがい活動支援、その他の福祉サービス、災害時への備え
福祉政策課
TEL 220-2288 FAX 260-7192

介護保険 (P31 ~)

介護保険制度の概要、相談からサービスの利用まで、介護サービス計画（ケアプラン）、
利用限度額、サービスの種類、利用料の軽減、保険料

介護保険課
TEL 220-2264 FAX 220-2559

生活困窮、災害時の支援 (P49 ~)

生活保護、法外援護
災害弔慰金、災害援護資金貸付、生活困窮者自立相談支援事業、無料低額診療事業

生活支援課
TEL 220-2292 FAX 220-2532

障害のある方の福祉 (P53 ~)

手帳の交付、生活の保障、暮らしを支える制度、選挙、税金の控除、
運賃等の割引減免等、就労と職業訓練、施設紹介

障害福祉課
TEL 220-2289 FAX 232-0294

子どもの福祉 (P75 ~)

- ・保育所・認定こども園・幼稚園
保育幼稚園課
TEL 220-2299 FAX 220-2360
- ・子育て支援、児童館・放課後児童クラブ、ひとり親家庭等への支援、児童手当
子育て支援課
TEL 220-2285 FAX 220-2360
- ・子どもに関するさまざまな相談（育児や発達に関する悩み、養育に関する不安、虐待等）
子ども相談センター（児童相談所）
TEL 243-4158 FAX 243-1123
- ・幼児教育センター
TEL 243-1018 FAX 243-1100
- ・経済的に困難な状況にある子ども等に関する相談
児童家庭相談室
TEL 220-2422 FAX 220-2360

保健・衛生関係 (P89 ~)

母と子の健康、成人の健康、高齢者の介護予防
医療費の公費負担、救急・休日診療、はり、きゅう、マッサージの助成

健康政策課
TEL 220-2233 FAX 220-2231

泉野・元町・駅西福祉健康センター
(泉野) TEL 242-1131 FAX 242-8037
(元町) TEL 251-0200 FAX 251-5704
(駅西) TEL 234-5103 FAX 234-5104

国民健康保険、後期高齢者医療制度 (P109 ~)

国民健康保険への加入・脱退、保険料の算定・納付、国保からの給付、
後期高齢者医療制度の被保険者証の交付、保険料の納付、医療費の給付

医療保険課
TEL 220-2255 FAX 232-5644

国民年金 (P121 ~)

国民年金の加入者、届出、保険料の納付方法、免除、学生のための制度、産前産後期間の免除制度
国民年金の支給、特別障害給付金の支給

市民課国民年金係
TEL 220-2295 FAX 220-2776

金沢市社会福祉協議会 (P123 ~)

金沢市社会福祉協議会、生活支援体制整備事業、金沢権利擁護センター、
金沢障害者就業・生活支援センター、金沢福祉用具情報プラザ、いきいきギャラリー、
生活福祉資金貸付制度

金沢市社会福祉協議会
TEL 231-3571 FAX 231-3560

金沢福祉用具情報プラザ
TEL 234-9900 FAX 234-2300

その他 (P144 ~)

社会福祉施設関係一覧、地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会一覧
地区別人口、市役所(関係部局)組織図

※用語での検索は P172 ~ の “索引” をご利用ください

まちぐるみ福祉活動推進事業実施要領

第1章 総則

(事業の目的)

第1条 まちぐるみ福祉活動推進事業は、市民が心豊かに暮らせる福祉のまちづくりを目指し、福祉・保健・医療関係者や地域住民・諸団体が密接な連携を図り、地域福祉を推進するためのネットワークを構築する組織づくりを行うとともに、在宅生活を支援するための活動を行うことを目的として実施する。

(実施主体)

第2条 実施主体は、金沢市および金沢市社会福祉協議会とする。

(事業運営主体)

第3条 事業運営主体は、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）とする。ただし、当分は地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）など地域の実情に応じて実施する。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 在宅において福祉課題を抱える当事者の見守りを行う。
- (2) 地域における福祉の土壤づくりを進めるための広報を行う。
- (3) 在宅において福祉課題を抱える当事者等の生活を支援するために、福祉・保健・医療関係者の連携のもと、ケース検討会を行う。
- (4) 在宅において福祉課題を抱える当事者の支援活動を、住民の参加と協力を得て行う。
- (5) その他、目的達成のために必要があると認められる事業を行う。

第2章 まちぐるみ福祉活動推進員

(委嘱)

第5条 事業の充実を図るため、事業の目的および推進員の活動に理解のある者の中から、民生委員児童委員を中心として、まちぐるみ福祉活動推進員（以下「推進員」という。）を委嘱する。

- (1) 委嘱者 金沢市長および金沢市社会福祉協議会会长が委嘱する。
- (2) 選出方法 民生委員児童委員が、地区民児協会長および地区社協会長と協議のうえ選出する。
- (3) 人 数 民生委員児童委員1名につき概ね2～3名とする。ただし、地域の実情に応じて必要な人数を選出することができる。
- (4) 任期 3年を基本とする。ただし、再任を妨げない。また、補充により就任した推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(遵守事項)

第6条 推進員は、活動にあたって次の事項を守らなければならない。

- (1) 個人の人格を尊重すること。
- (2) 個人の秘密を漏らさないこと。
- (3) その他、推進員としての信用を傷つける行為をしないこと。

(活動対象者)

第7条 推進員の活動対象者は、在宅において支援を必要とする次の当事者およびその家族とする。

- (1) 高齢者（ひとり暮らし、高齢者のみ世帯、寝たきり・認知症等）
- (2) 心身障害児者（ひとり暮らし等）
- (3) 支援を必要とするひとり親家庭
- (4) 支援を必要とする児童
- (5) その他、社会的に支援を必要とする者

(活動内容)

第8条 推進員の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 定期的訪問・声かけ・見守り活動
- (2) その他、地域の実情に応じて必要な活動

第3章 まちぐるみ福祉活動推進チーム

(組 織)

第9条 推進員は、まちぐるみ福祉活動推進チーム（以下「推進チーム」という。）を次により組織する。

- (1) 民生委員児童委員の担当区域ごとに組織する。
- (2) 民生委員児童委員が中心となり運営する。

(活動内容)

第10条 推進チームの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 公的サービスの紹介・情報提供
- (2) 簡易な生活支援
- (3) 要支援者および要介護者等の実態把握
- (4) その他、地域の実情に応じて必要な活動

(研修会および連絡会)

第11条 地区社協は、推進員の資質の向上を図るとともに円滑な推進員活動を推進するため、推進チームの研修会および連絡会等を行う。

第4章 その他

(その他)

第12条 その他必要な事項は、金沢市と金沢市社会福祉協議会が協議し別途定める。

まちぐるみ福祉活動推進事業における役割

1. まちぐるみ福祉活動推進員の役割

- ① 定期的訪問・声かけ・見守り活動
- ② その他、地域の実情に応じて必要な活動

2. まちぐるみ福祉活動推進チームの役割

- ① 公的サービスの紹介・情報提供
- ② 簡易な生活支援
- ③ 要支援者および要介護者等の実態把握
- ④ その他、地域の実情に応じて必要な活動

3. 民生委員児童委員の役割

(まちぐるみ福祉活動推進事業における)

- ① 民生委員児童委員の担当区域ごとに組織するまちぐるみ福祉活動推進チームの総括
- ② 推進員選出
- ③ 金沢市地域包括支援センターとの連絡
- ④ その他、地域の実情に応じて必要な活動

4. 民児協会長の役割

(まちぐるみ福祉活動推進事業における)

- ① 担当区域におけるまちぐるみ福祉活動推進チームの総括
- ② その他、地域の実情に応じて必要な活動

5. 地区社協の役割

- ① 事業運営主体（ただし、当分は地区民児協など地域の実情に合わせ実施する。）
- ② まちぐるみ福祉活動推進チームの組織化等
 - ・推進チーム連絡会の開催（情報交換、問題点の共有化等）
 - ・推進員研修会の開催（推進員の役割説明、サービス内容の勉強会等）
- ③ ケース検討会実施（必要に応じて実施）
- ④ 対象者への支援活動実施
- ⑤ 広報
- ⑥ ボランティア育成
- ⑦ 地域の各種団体との連絡

- ⑧ サービス提供機関への連絡（サービス要請、必要に応じて）
- ⑨ その他、地域の実情に応じて必要な活動

6. 市社協の役割

- ① 地区社協における活動の支援
 - ・推進チーム連絡会・推進員研修会の企画支援
 - ・推進員、民生委員児童委員の活動を通じて把握した要望への対応支援
 - ・ケース検討会実施の支援
 - ・問題点解決の支援（サービス提供機関への連絡、専門機関への連絡）
- ② 福祉・保健・医療関係機関との連携
- ③ 市との連絡・協議
- ④ 広報
- ⑤ 在宅福祉サービスの開発
- ⑥ 推進員委嘱
- ⑦ その他、必要があると認められる事業

7. 市の役割

- ① 事業全体に関する企画・指導
- ② 推進員委嘱
- ③ その他、必要があると認められる事業

まちぐるみ福祉活動推進事業図解

まちぐるみ福祉活動推進事業

見守り活動

在宅において福祉課題を抱える当事者等の見守りを行う。

広 報

地域における福祉の土壤づくりを進めるための広報を行う。

ケース検討会

在宅において福祉課題を抱える当事者等の生活を支援するために、福祉・保健・医療関係者の連携のもと、ケース検討会を行う。

支援活動

在宅において福祉課題を抱える当事者の支援活動を、住民の参加と協力を得て行う。

その 他

目的達成のために必要があると認められる事業を行う。

まちぐるみ福祉活動推進チーム

- ・民生委員児童委員の担当区域ごとに組織
- ・民生委員児童委員が中心となり運営
〈活動内容〉
 - 公的サービスの紹介・情報提供
 - 簡易な生活支援
 - 要支援者・要介護者等の実態把握
 - その他必要な活動



まちぐるみ福祉活動推進員

- 事業の目的および推進員の活動に理解のある者の中から民生委員児童委員を中心として委嘱

委嘱者：金沢市長および金沢市社会福祉協議会会长

選出方法：民生委員が地区民児協会長および地区社協会長と協議のうえ選出

人 数：民生委員1名につき概ね2～3名
(地域の実情に応じて必要人数を選出)

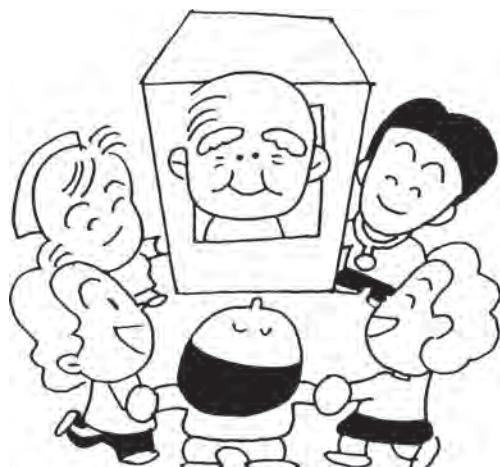
任 期：3年を基本

活動対象：在宅において支援を必要とする当事者およびその家族

- 高齢者（ひとり暮らし、高齢者のみ世帯、寝たきり、認知症等）
- 心身障害児者（ひとり暮らし等）
- 支援を必要とするひとり親家庭
- 支援を必要とする児童
- その他社会的に支援を必要とする者

活動内容：定期的訪問、声かけ、見守り活動

その他必要な活動



まちぐるみ福祉活動推進員 見守りの活動例



こんにちは！今からお買物ですか？
日頃から声をかけあっていると何かあっても
安心ですね。



新聞が3日分もたまっている！寝込んでいる
のか心配だなあ。民生委員さんへ伝え緊急連
絡先の家族へ連絡してもらおう。



誕生日や季節の行事でお花・手作り品をどうぞ。
地区社協（民児協）からのプレゼントをお届けする友愛訪問をきっかけに親しい関係
が出来ました。



最近、元気がないみたいですね。
心配なことがあるのですか？私でよければお
話しを聞かせてください。



夜になっても部屋の灯がつかない！
旅行に出かけたのか、入院されたのか、心配
だなあ。もしかして、倒れているのかもしれない。
両隣の方が事情を知っていないか聞いてみよう。



最近、夜になると子どもの泣き声が聞こえて
いる！家庭内のことでの事情が分からぬけど
子どもが心配なので児童相談所へ連絡しよう。

マイナンバー(個人番号)を提供する際の番号・本人確認について

マイナンバーの確認と本人確認にご協力ください

マイナンバーが必要な福祉・医療保険などの社会保障や税の分野での手続きの際は、「マイナンバーの確認（番号確認）」と「本人確認」が必要となります。

社会保障や税の分野で、市役所などの行政窓口へお越しになるときは、「マイナンバーカード（個人番号カード）」と「本人確認書類」を忘れずにお持ちください。

マイナンバーの提供（提出）を受ける際は、成りすましを防止するため、マイナンバー法による厳格な「番号確認」と「本人確認」が義務付けられています。

番号確認	申請書等に記載されたマイナンバーが正しい番号であることの確認
本人確認	申請書等を提出する者がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認

具体的には、原則として、

- [1] マイナンバーカード（番号確認と本人確認）
 - [2] 通知カード（番号確認）と運転免許証（本人確認）
- などで確認を行うこととされています。

マイナンバーの確認

個人番号カードをお持ちの場合



（裏面）

（表面）

「マイナンバーの確認」と
「本人確認」が
「マイナンバーカード」
のみでできます

本人確認

写真付きの本人確認書類



運転免許証、写真付き住基カード、在留カード、身体障害者手帳、パスポートなどのうち

1点

通知カード*



※通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、番号確認書類として利用できます。

住民票

マイナンバーの記載があるもの



2点

金沢市のマイナンバー利用事務における番号・本人確認について

マイナンバー法施行規則において、法令に規定された原則的な方法による番号・本人確認が困難な場合には、「個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの」による確認も認められています。

金沢市のマイナンバー利用事務では、主に次に掲げる書類で番号・本人確認が可能です。

個人番号の提供者	確認の必要な書類
本人	次の表中の ・「(1) 番号確認書類」 ・「(2) 本人確認書類」
本人の代理人	次の表中の ・本人の「(1) 番号確認書類」 ・代理人の「(2) 本人確認書類」 ・「(3) 代理権確認書類」

区分	主な書類等	
(1) 番号確認書類	<p>個人番号カード 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書</p>	
(2) 本人確認書類	いずれか1点	<p>個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書(H24.4.1以降に交付されたもの)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、税理士証票、顔写真付きの学生証・身分証明書・社員証・資格証明書、戦傷病者手帳、市から本人に送付した申告書又は申請書等（氏名及び生年月日又は住所がプレ印字された書類で、当該書類を申請等に用いる場合）</p> <p>（※次については、租税に関する事務において、市が個人番号の提供を受ける場合に限る） 公的医療保険の被保険者証（＊注）、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</p>
	いずれか2点	<p>公的医療保険の被保険者証（＊注）、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、顔写真の付かない学生証・身分証明書・社員証・資格証明書</p> <p>（※次のうち、領収又は発行・発給の日から6ヵ月以内のもの） 地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書、納税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳</p>
(3) 代理権確認書類	<p>戸籍謄本その他その資格を証明する書類（法定代理人の場合） 委任状（任意代理人の場合） 官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行・発給された書類（本人の公的医療保険の被保険者証（＊注）など）</p>	
	法人の場合	<p>次の書類（発行又は領収の日から6ヵ月以内のもの）及び法人との関係を証する書類（社員証又は法人の従業員である旨の証明書） 登記事項証明書、印鑑証明書、地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書</p>

*いずれの書類も、氏名及び生年月日又は住所（法人の場合は、法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地）の記載があり、提示時に有効なものに限ります。

（＊注）公的医療保険の被保険者証

国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証

*これらの書類をお持ちでない場合は、各窓口までご相談ください。

福 祉 政 策 課 関 係

金沢市地域包括支援センター	14	軽費老人ホーム	21
地域の福祉に関すること		老人福祉センター等	22
民生委員・児童委員	16	地域老人福祉センター	22
地域の身近な福祉相談窓口（ちくまど）	16	老人憩の家	22
福祉ボランティア団体への助成	16	パソコンサロン	22
金沢ボランティアセンター	16	お年寄り生活支援ハウス	23
地域福祉活動ボランティアポイント事業	17	いきいきギャラリー	23
いきいき福祉バス借上費補助	17	高齢者の生きがい活動支援	
女性相談	17	地域サロン	23
人権相談	17	老人クラブ活動費補助	23
LGBT 相談	17	長寿お祝い事業	24
高齢者の生活支援		生きがいと創造の工房事業	24
配食サービス	18	高齢者生きがい活動促進費補助	24
日常生活防火安全用具の給付	18	ふれあい入浴補助事業	25
緊急通報装置の貸与	18	高齢者の公共施設使用料（利用料金）の軽減	25
寝具乾燥消毒サービス	18	その他の福祉サービス	
紙おむつの給付	19	成年後見制度などの相談	26
理髪・美容カットサービス	19	自由契約ホームヘルプサービス	26
高齢者買物環境向上事業	19	外国人高齢者福祉手当の支給	26
認知症に関すること		歯科治療	26
認知症カフェ	20	シルバーハウ징生活援助員派遣事業	27
認知症サポートー養成講座	20	福祉有償運送サービス	27
介護家族の支援		金沢福祉用具情報プラザ	28
介護手当金の支給	20	要援護者ごみ出しサポート事業	28
認知症高齢者地域見守りネットワーク	20	災害時への備え	
介護保険対象外の施設サービス		避難行動要支援者名簿	29
養護老人ホーム	21	緊急時あんしんシート	29

金沢市地域包括支援センター

金沢市地域包括支援センターでは、24時間体制で、専門の相談員（社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等）が、介護予防や生活等に関する相談をお伺いしています。地域の皆さんに一番身近な窓口として、お気軽にご利用ください。

○金沢市地域包括支援センターの事業

- ①在宅介護に関する電話および面接相談、訪問指導・助言
- ②公的保健福祉サービスの利用申請手続の受付・代行
- ③高齢者の虐待防止等の権利擁護
- ④民生委員等との情報交換および日常的な連絡調整
- ⑤運営懇談会の開催
- ⑥情報提供や利用についての広報活動
- ⑦要援護高齢者等の実態把握など
- ⑧高齢者福祉保健台帳の整備
- ⑨事業対象者及び要支援者のケアマネジメント
- ⑩介護予防・家族介護教室等の開催など
- ⑪介護支援専門員への相談支援



金沢市地域包括支援センター担当区域表

(R 4. 4. 1)

担当地域 健名	金沢市地域包括 支援センター名	住 所	電話番号	ファックス番号	担当地域 (地区民生委員児童委員 協議会担当地域)
元 町	きしかわ	岸川町ほ5 金沢朱鷺の苑内	257-7878	257-7200	森本
	ふくひさ	小坂町中83 浅ノ川総合病院内	293-2913	293-1480	小坂、千坂
	かすが	山の上町1-26 ハイロードビル2階	253-4165	253-4170	浅野、森山、夕日寺
	おおてまち	大手町9-1 小池病院デイケアセンター内	263-5517	263-5721	松ヶ枝、此花、瓢箪 馬場
	さくらまち	桜町24-30 宗広病院内	222-5722	224-0189	材木、味噌蔵
	たがみ	田上本町力45-1 ピカソ内 * 上辰巳町10の211-1 第二金沢朱鷺の苑内	231-8025 229-3737	231-8026 229-8080	犀川、湯涌、浅川*

担当福祉健康名	金沢市地域包括支援センター名	住所	電話番号	ファックス番号	担当地域 (地区民生委員児童委員協議会担当地域)
駄 西	もろえ	沖町八15 金沢病院内	293-5084	293-5078	諸江、浅野川、川北
	くらつき	鞍月東1-8-2 武蔵商事ビル3階	237-8063	237-8186	鞍月、粟崎、大野 金石
	えきにしほんまち	駅西本町6-15-41 金沢西病院内	233-1873	233-1874	戸板、大徳
	ひろおか	広岡2-1-7 中央金沢朱鷺の苑内	234-2129	234-7722	長町、長土堀、芳斎 長田、西
	かみあらや	上荒屋1-39 やすらぎホーム内	269-0850	269-0524	押野、西南部、三和
	きたづか	北塚町西440 ケアハウスあいびす内	240-4604	240-3377	米丸、二塚、安原
泉 野	とびうめ	飛梅町2-1	231-3377	231-3112	新豊、小立野
	みつくちしんまち	三口新町1-8-1 陽風園内	263-7163	263-7253	十一屋、菊川、崎浦 内川*
		*三小牛町24の3-1 第三万陽苑内	280-6785	280-0061	
	ながさか	泉野出町1-22-26 Belle2内	280-5111	280-5123	泉野、長坂台
	いすみの	泉野町6-15-5 泉野福祉健康センター内	259-0522	242-1129	野町、中村、弥生 新神田
	ありまつ	有松5-2-24	242-5510	242-9070	三馬、米泉
	やましな	山科町午40-1 シニアマイント21内	241-8165	241-1178	富樫、伏見台
	まがえ	額新保1-351	298-6964	298-6984	額、扇台、四十万

*は担当地域の窓口センターです。

【地域の福祉に関すること】

民生委員・児童委員

概要

本市には1,125名（令和4年4月1日現在）の民生委員・児童委員が約200世帯ごとに配置されています。市内54地区に民生委員児童委員協議会があります。民生委員・児童委員は地域福祉の推進者として、生活にお困りの方や高齢者世帯等への支援活動などを行っています。

問い合わせ先

福祉政策課 220-2278

地域の身近な福祉相談窓口（ちくまど）

概要

住み慣れた地域で孤立することなく安心して暮らすことができるよう、身近な福祉相談の実施と、その人に応じた専門機関への取次を実施しています。また各地区的ボランティア情報、地域福祉活動情報を提供しています。

問い合わせ先

開設時間など詳しくは、各地区的社会福祉協議会（P156、157）にお問い合わせください。

金沢市社会福祉協議会 231-3571

福祉政策課 220-2278

福祉ボランティア団体への助成

概要

福祉ボランティア活動を行っている団体の経済的な負担を軽減するため、活動に必要な経費の一部を助成します。

対象者

市内を主な活動場所とする10名以上の団体

申請に必要な書類等

- ・助成金申請書
- ・事業実施計画書
- ・収支予算書
- ・ボランティア活動予定表
- ・会員名簿
- ・通帳の表紙裏のコピー

問い合わせ先

金沢ボランティアセンター（金沢市社会福祉協議会内） 231-3725
(高岡町7-25 松ヶ枝福祉館内)

金沢ボランティアセンター

概要

市では金沢市社会福祉協議会に金沢ボランティアセンターの運営を委託し次の事業を行っています。

ボランティアを始めてみたい方は、お気軽にご相談ください。
(主な事業)

- ・ボランティア活動に関する相談や登録、活動先等あっせん
- ・ボランティア入門講座等の各種養成研修事業
- ・児童・生徒のボランティア活動の推進

問い合わせ先

金沢ボランティアセンター（金沢市社会福祉協議会内） 231-3725
(高岡町7-25 松ヶ枝福祉館内)

地域福祉活動ボランティアポイント事業

概

要

ボランティア活動のきっかけづくりや、新たな地域福祉活動の担い手を生み出す環境作りを目的に実施する事業です。ボランティア登録を行った方が、地区社会福祉協議会が指定する地域福祉活動を行った後にポイントを獲得し、ポイントが貯まった際は、サービスクーポンを受け取ることが出来ます。

参加方法 ①下記受付場所にて、ポイントを記録するポイント手帳を受け取ります。

②ボランティア活動先を選びます。

③地区社会福祉協議会でボランティア活動に参加します。（30分につき5ポイントを付与 ※ただし1日最大20ポイント）

④200ポイント貯まったら、下記受付場所にてポイント手帳を提示し、市内の協力店舗で優遇サービスを受けることが出来る「金沢元気わくわくクーポン」を入手します。

受付場所 金沢市社会福祉協議会 金沢ボランティアセンター

金沢市役所 福祉政策課

福祉健康センター（泉野、元町、駅西）

地区社会福祉協議会（ポイント手帳の配布のみ）

問い合わせ先

金沢ボランティアセンター（金沢市社会福祉協議会内）

231-3725 FAX 231-3721

いきいき福祉バス借上費補助

概

要

地域内の交流促進や団体の育成を目的に実施する事業において、借上バスを利用する場合に借上料の一部を助成します。

補助対象経費 バス借上に必要な経費（有料自動車道通行料金、駐車料金は除く）

補助額 1台あたり70,000円を上限に交付

基本補助額 40,000円

加算補助額 45,000円を超える額の1/2（1,000円未満切り捨て）

利用方法 団体でバス事業者等に対して利用日の予約等を行い、利用日の属する月の前月20日までに事業の認定申請を行う。

対象者

地域福祉活動を行う団体

申請に必要な書類等

補助金交付申請書等

問い合わせ先

福祉政策課 220-2278 FAX 260-7192

女性相談

概

要

女性の身上相談、離婚等夫婦問題、配偶者等からの暴力等の相談に応じています。専門家による特別相談（臨床心理士・カウンセラー・弁護士による相談）も実施しています。（事前に予約が必要）※男性DV被害者も相談できます。

問い合わせ先

女性相談支援室（第一本庁舎2階） 220-2554

人権相談

概

要

人権擁護委員による人権相談（市役所・公民館等）を実施しています。市役所では毎月第1金曜日（祝日・休日の場合は第2金曜日）、公民館等でも実施しています。相談日は新聞広報に掲載しています。

問い合わせ先

ダイバーシティ人権政策課（第一本庁舎2階） 220-2095

LGBT相談

概

要

公認心理師等による性的マイノリティに関する悩みや不安についての相談を実施します。※LGBT相談は令和4年6月から開始となります。

問い合わせ先

ダイバーシティ人権政策課（第一本庁舎2階） 220-2095

【高齢者の生活支援】

配食サービス

概要	高齢者宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事の提供と安否確認を行います。
対象者	65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯の方
申請に必要な書類等	・配食サービス利用申出書・印鑑
問い合わせ先	福祉政策課 220-2288 FAX 260-7192 金沢市地域包括支援センター（14、15ページ参照）

日常生活防火安全用具の給付

概要	火災予防、高齢者の生命と財産保全、地域への被害の防止を図るため、台所等にガス漏れ警報器、自動消火器、電磁調理器を設置します。 ・費用一無料
対象者	65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯の方。ただし、市民税所得割額9,000円以下または生活保護世帯に限ります。
申請に必要な書類等	・ガス漏れ警報器自動消火器電磁調理器給付申請書 ・印鑑
問い合わせ先	福祉政策課 220-2288 FAX 260-7192 金沢市地域包括支援センター（14、15ページ参照）

緊急通報装置の貸与

概要	高齢者の安全・安心を確保するため、ボタン又はペンダントを押すだけで看護師等専門家が24時間常駐するコールセンターへ通報され、健康相談や生活相談ができる装置および人感センサー、火災警報器を貸与します。 コールセンターから月1回程度定期コールがあります。 ・費用一月額300円の利用者負担があります（生活保護世帯は無料）。
対象者	75歳以上のひとり暮らしの方、ねたきり高齢者（要介護4または5）を含む75歳以上の高齢者のみの世帯の方
申請に必要な書類等	・ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業利用申請書 ・設置台帳 ・同意書 ・印鑑
問い合わせ先	福祉政策課 220-2288 FAX 260-7192 金沢市地域包括支援センター（14、15ページ参照）

寝具乾燥消毒サービス

概要	日頃使用している掛布団、敷布団（又はベッドパッド）、毛布を洗濯乾燥することにより快適な環境をつくり、健康の保持、保健衛生の向上、気分転換を図ります。 ・費用一無料 ・方法一金沢市が委託したクリーニング業者があらかじめ指定した日時に訪問し、短期間に処理、配達します。 乾燥消毒 年9回 水洗い 年3回
対象者	在宅で3か月を経過してねたきりまたは重度の認知症の65歳以上の方および訪問介護員の訪問する65歳以上のひとり暮らしの方
申請に必要な書類等	・寝具乾燥消毒サービス利用申請書・高齢者福祉保健台帳（台帳の無い方は不要）
問い合わせ先	福祉政策課 220-2288 FAX 260-7192 金沢市地域包括支援センター（14、15ページ参照）

紙おむつの給付

概要

在宅で3か月を経過してねたきりまたは重度認知症の方で紙おむつが必要な方に給付します。入院または、施設入所、転出した時は給付停止となりますので、届け出てください。

本人、配偶者および扶養義務者の年税額	給付枚数（1日分）
市民税所得割額 69,001円以上	給付できません
市民税所得割額 69,000円以下 34,201円以上	以下のいずれかを選択 ・平型3枚 ・テープ型1枚+尿取りパット2枚 ・パンツ型1枚+尿取りパット2枚
市民税所得割額 34,200円以下	以下のいずれかを選択 ・平型5枚 ・テープ型2枚+尿取りパット4枚 ・パンツ型2枚+尿取りパット4枚

対象者

次のいずれにも該当する方

- ・在宅で3か月を経過してねたきりまたは重度の認知症の65歳以上の方
(要介護4または5(重度の認知症の場合は要介護3でも給付する場合があります))
- ・本市に住所を有する方
- ・本人、配偶者および扶養義務者の市民税所得割額が各々69,000円以下の方
- ・紙おむつ給付申請書　・印鑑

申請に必要な書類等

問い合わせ先

福祉政策課 220-2288 FAX 260-7192

金沢市地域包括支援センター (14、15ページ参照)

理髪・美容カットサービス

概要

保健衛生の向上および気分転換を図るため理容師・美容師が自宅を直接訪問し、理容・美容サービスをおこないます。

- ・費用一無料
- ・方法一民生委員を通じ、または郵送により利用券を配布します。理容・美容組合加入店に依頼すると出張して自宅で年2回まで利用できます。

対象者

在宅で3か月を経過してねたきりまたは重度の認知症の65歳以上の方

- ・理髪サービス利用申請書・高齢者福祉保健台帳（台帳の無い方は不要）

問い合わせ先

福祉政策課 220-2288 FAX 260-7192

金沢市地域包括支援センター (14、15ページ参照)

高齢者買物環境向上事業

概要

自家用車や公共交通機関の利用が困難な高齢者世帯の方に、食料品や日用品等の定期的な宅配サービスを利用していただくことで、買物環境の充実を図ります。

対象者

金沢市内に住所を有する75歳以上の方（ただし世帯員全員が65歳以上の場合に限ります。）

問い合わせ先

福祉政策課 220-2288 FAX 260-7192

【認知症に関するここと】

認知症カフェ

概要 誰でも気軽に参加して、認知症について話し合うことができる「つどいの場」です。参加者同士で談笑したり、常駐している相談員に気軽に相談できます。

問い合わせ先 福祉政策課 220-2288 FAX 260-7192
金沢市地域包括支援センター（14、15ページ参照）

認知症サポーター養成講座

概要 認知症の正しい理解や適切な対応の仕方を学びます。自治会や老人会、企業、学校など身近な団体で申し込みください。

問い合わせ先 福祉政策課 220-2288 FAX 260-7192
金沢市地域包括支援センター（14、15ページ参照）

【介護家族の支援】

介護手当金の支給

概要 本市に住所を有する65歳以上のねたきり、重度の認知症の方を在宅で3か月を経過して引き続き常時介護している方に対して月額5,000円が年3回（4月、8月、12月）に分けて支給されます。転出された時や、施設、病院等に入所、入院した場合は該当しませんので、届け出てください。

対象者 要介護者を常時介護する配偶者または3親等以内の親族の方
・要介護者の状態が要介護4または5（重度の認知症の場合は要介護3でも支給する場合があります。）でねたきり又は重度の認知症の方。

申請に必要な書類等
・在宅ねたきり老人等介護手当金支給申請書
・印鑑

問い合わせ先 福祉政策課 220-2288 FAX 260-7192
金沢市地域包括支援センター（14、15ページ参照）

認知症高齢者地域見守りネットワーク

概要 在宅で生活している認知症高齢者等のご家族に、IoTを活用した見守りシステムを利用していくことで、認知症の方が安心して外出できる環境を整備し、ご家族の負担を軽減します。

費用 ①みまもりタグ購入費用 2,420円（税込）
②見守りシステム利用料（月額）300円
(対象者を見守る方が生活保護世帯の場合は無料)

対象者 徘徊行動のおそれのある以下の方
①65歳以上の在宅の方
②40歳以上65歳未満の在宅の方で、認知症と診断されている方

利用者 対象者のご家族（親族等）で、対象者と同居している方

申請に必要な書類等 認知症高齢者等地域見守りネットワーク事業利用申請書、設置台帳、同意書、印鑑
※対象者が40歳以上65歳未満の方の場合は、認知症の診断書を添付してください。ただし、介護認定申請をした際の主治医意見書で認知症の確認ができるときは、必要ありません。

問い合わせ先 福祉政策課 220-2288 FAX 260-7192
金沢市地域包括支援センター（14、15ページ参照）

【介護保険対象外の施設サービス】

養護老人ホーム

概要

入所要件

金沢市内に住所を有する65歳以上の方で環境上及び経済上の理由で家庭で養護を受けることが困難な方。

金沢市内の施設 向陽苑崎浦（三口新町1-8-1）

向陽苑木曳野（木曳野4-114）

費用徴収

・本人 年金、恩給等本人の収入額から健康保険料、介護保険料等を差し引いた残額に応じて負担

・扶養義務者 原則として同居の配偶者および子（同居の該当がない場合、別居の配偶者および子で各税法上、各健康保険法上等入所希望者を扶養親族として認定された者等）の市長村民税額に応じて負担

対象者

申請に必要な書類等

おおむね65歳以上の方

- ・入所申出書（かかりつけ医の診療情報提供書を添付）・戸籍謄本
- ・健康保険証・介護保険証・前年の収入の分かるもの
- ・個人番号の分かるもの・印鑑

問い合わせ先

福祉政策課 220-2288 FAX 260-7192

軽費老人ホーム

概要

要

・軽費老人ホーム（A型）

入所要件

石川県内に住所を有する60歳以上の介護を要しない健康な方で、入所には保証人を1人要し、直接施設に申し込み、施設の承諾を得て入所できます。

野々市市上林1-179 石川県百々鶴荘

・軽費老人ホーム（ケアハウス）

入所要件

60歳以上の方で身体機能の低下等のため、独立して生活するには不安が認められる方が入所できます。

金沢市北塚町西440

ケアハウスあいびす

金沢市千木町ホ4-1

ケアハウス千木の里

金沢市山科町午40-1

ケアハウスシニアマインド21

金沢市元菊町20-1

金沢春日ケアハウス

金沢市城南1-21-21

ファミリーケア城南

金沢市木曳野3-292

ゆりの里

金沢市本町1-6-1 やわらぎ金沢

ケアハウス朱鷺の苑やわらぎ

金沢市米泉町10-1-159

ケアハウス朱鷺の苑かがやき

対象者

軽費老人ホーム（A型）

- ・石川県内に居住する60歳以上の健康な方で利用料の支払が可能な方
(1人当たり利用料) 月6~10万円程度

軽費老人ホーム（ケアハウス）

- ・60歳以上（60歳以上の配偶者等と共に利用する場合は60歳未満でも可）の方で自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、独立して生活するには不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方。利用料の支払が可能な方に限られます。
(1人当たり利用料) 月7~16万円程度

申請に必要な書類等

入所については、軽費老人ホームへ直接申し込んでください。（詳細は直接施設へ）

石川県百々鶴荘 248-4775 ケアハウスあいびす 240-3366

ケアハウス千木の里 257-9300 ケアハウスシニアマインド21 241-1177

金沢春日ケアハウス 262-3385 ファミリーケア城南 232-8221

ゆりの里 266-1234

ケアハウス朱鷺の苑やわらぎ 223-1121

ケアハウス朱鷺の苑かがやき 249-0008

老人福祉センター等

概要	高齢者の教養の向上およびレクリエーションの場として開設 ・卯辰山公園健康交流センター千寿閣 東長江町辺2-1 222-0008 ・万寿苑 大桑町ヤ1-4 244-6745 ・十一屋生きがい交流館（万寿苑分館）十一屋町4-34 241-5958 ・松寿荘 金石北3-3-33 268-6757 ・鶴寿園 額谷町又1 298-9355
対象者	60歳以上の方（千寿閣は年齢制限なし）
申請に必要な書類等	各センター等の受付で申込により4館共通の利用証を交付（免許証等氏名、生年月日の証明になるものが必要）
問い合わせ先	各センター 実施機関 金沢健康福祉財団 222-0102

地域老人福祉センター

概要	高齢者の教養の向上およびレクリエーションの場として開設（公民館、児童館と併設） ・小立野 小立野4-7-51 264-0004 ・粟崎 粟崎町1-3 238-2632
対象者	60歳以上の方
問い合わせ先	各センター

老人憩の家

概要	地域の高齢者の憩の場として開設（中村町、木曳野、小坂、鞍月、瓢箪、安原、森山、馬場、戸板、二塚、弥生、浅野川、崎浦、松寺、新神田、浅野町）（公民館、児童館等と併設）
対象者	60歳以上の方
問い合わせ先	各老人憩の家（公民館等へ）

パソコンサロン

概要	高齢者や障害のある方がパソコンやインターネットを活用する場であり、操作指導などの支援も行っています。 利用日時 午前9時～午後4時 月～金曜日（※金石、鶴寿園） ※老人福祉センター松寿荘及び鶴寿園休館日を除く 月、水、金曜日（まちなみ） 火、木、土曜日（千寿閣） 費用 無料
対象者	60歳以上の方 障害のある方（金石・鶴寿園を除く）
問い合わせ先	金石パソコンサロン 金石北3-3-33老人福祉センター松寿荘内 TEL・FAX 268-6300 千寿閣パソコンサロン 東長江町辺2-1 TEL・FAX 222-0008 まちなみパソコンサロン 此花町3-2 ライブ1B1F TEL・FAX 225-8936 鶴寿園パソコンサロン 額谷町又1老人福祉センター鶴寿園内 TEL・FAX 298-9355

お年寄り生活支援ハウス

概要

要

介護保険の施設サービスを受けられないひとり暮らし等の方で、高齢のため日常生活を送ることに不安のある方が利用できます。利用期間は、長期継続的な利用でなく、中期的な利用です。日常生活にかかる食費、光熱費等と所得による自己負担があります。

お年寄り生活支援ハウス ハウス21 山科町午40番地1

対象者

次の利用要件を満たす方

- ・60歳以上の方
- ・単身世帯、高齢者世帯、もしくは家族の援助が受けられない方
- ・介護保険の要介護認定で非該当または、要支援と判定された方、もしくはこれに準じる方
- 例) 山間部で冬期には高齢者のみで生活できない、家族が入院してしまい支援が受けられなくなった等

・お年寄り生活支援ハウス利用申請書・かかりつけ医の診療情報提供書等

問い合わせ先

福祉政策課 220-2288 FAX 260-7192

お年寄り生活支援ハウス 241-1177

いきいきギャラリー

概要

要

高齢者、障害のある方の社会参加や生きがいづくりを目的に、高齢者や障害のある方の手作り品の展示、販売や、福祉・保健サービスに関する情報提供をしています。

場所・本店 安江町3番16号（横安江町商店街）

・アンテナショップ 本町1丁目10番1号

（金沢福祉用具情報プラザ1階内）

開店時間・本店 午前10時～午後6時

（定休日：第1・第3・第5火曜日、第2・第4日曜日）

・アンテナショップ 午前10時～午後7時（定休日：火曜日）

問い合わせ先

いきいきギャラリー・本店 221-2307 ・アンテナショップ 234-9900

【高齢者の生きがい活動支援】

地域サロン

概要

要

高齢者の社会的孤立感の解消を図るとともに、住み慣れた地域での生きがいづくりを支援します。

老人憩の家、公民館などの地域の身近な施設を利用し、健康体操・手作り教室などを実施し、高齢者が気軽に集える場を提供します。

各地区社会福祉協議会（156、157ページ参照）

金沢市社会福祉協議会 231-3571 FAX 231-3560

福祉政策課 220-2288 FAX 260-7192

老人クラブ活動費補助

概要

要

“老後の生活を健全で豊かなものにし、老人の福祉の増進に資する”ことを目的として、老人クラブ活動を行う単位クラブに、年額46,560円と、1会員数に60円を乗じた額を加算し交付します。

対象者

・会員の年齢は、おおむね60歳以上とする。

・会員数は、1クラブおおむね30人以上とする。

申請に必要な書類等

クラブ結成時 ・結成届 ・会規約 ・会員名簿

毎年 ・現況届（4月） ・会員名簿（4月）

・補助金交付申請書（4月） ・実績報告書（3月）

問い合わせ先

金沢市老人連合会 262-4600

福祉政策課 220-2288 FAX 260-7192

長寿お祝い事業

概要

長年社会に貢献してきた方々へ長寿を祝福するとともに敬老の意を表すため、長寿お祝い金又は長寿お祝い品を贈呈します。（支給月9月）

満100歳 長寿お祝い金 50,000円

満88歳 長寿お祝い品（業者よりお届けします）

対象者

年度内に満100歳又は満88歳の誕生日を迎える方で、9月15日現在1年以上引き続き本市に住民登録をして居住している方

問い合わせ先

福祉政策課 220-2288 FAX 260-7192

生きがいと創造の工房事業

概要

高齢者が経験と知識を生かし、老後の生きがいと創造的活動ができるよう陶芸、木彫、園芸講座を開催し、活動から生まれる作品の展示（老人福祉センター等）等により地域社会との交流を深めるものです。老人福祉センター等で開催します。

対象者

各老人福祉センターに登録されている方

申請に必要な書類等

申込書

問い合わせ先

鶴寿園 298-9355 万寿苑 244-6745 松寿荘 268-6757

千寿閣 222-0008

高齢者生きがい活動促進費補助

概要

高齢者の生きがい増進のため市老人連合会が主催する行事に対し、補助金を交付しています。

(1) 老人クラブ演芸大会

金沢歌劇座で演芸大会を実施します。

(2) 高齢者作品展

敬老の日を記念して、高齢者の制作した絵画、手工芸、書、写真を募集し
金沢市文化ホールで展示します。

(3) 高齢者体育祭

市総合体育館で体育祭を実施します。

(4) フレイル予防関連講座

介護予防・健康づくりの一環としてフレイル予防関連講座を実施します。

(5) スポーツ普及講習会

スポーツを体験し、その推進をはかります。

(6) グラウンドゴルフ大会

市民芸術村広場でグラウンドゴルフ大会を実施します。

(7) 老人の日・老人週間事業

「老人の日・老人週間」を記念し、奉仕活動等を実施します。

対象者

60歳以上の方

申請に必要な書類等

各地区老人クラブを通じて参加等の申込受付をします。

問い合わせ先

金沢市老人連合会 262-4600

ふれあい入浴補助事業

概要

65歳以上の高齢者に入浴補助券を発行します。

交付枚数 年間22枚 自己負担 1回当たり 150円

泉野・元町・駿西福祉健康センターの窓口、市民センターの窓口、市役所の福祉と健康の総合窓口で交付

対象者

65歳以上の方

申請に必要な書類等

本人の年齢が確認できるもの

※電子申請または郵送申請による入浴補助券の交付申請もできます。

問い合わせ先

福祉政策課 220-2288 FAX 260-7192

高齢者の公共施設使用料（利用料金）の軽減

概要

65歳以上の方が積極的に外出する機会を創出し、介護予防を図るため、市営の体育・文化施設の使用料（利用料金）を軽減します。

対象施設

施設名	所管課	軽減額
西部市民体育会館（温水プール）	スポーツ振興課	360円→210円
西部市民憩いの家		310円→210円 但し、金沢市に住所を有する60歳以上の方は無料。
額谷ふれあい体育館		100円→無料（60歳以上）
鳴和台市民体育会館（温水プール）		360円→210円
金沢プール（温水プール）		550円→330円
寺島蔵人邸	金沢文化振興財団	
中村記念美術館	文化政策課	
安江金箔工芸館		
金沢ふるさと偉人館		
泉鏡花記念館		
金沢湯涌夢二館		
金沢蓄音器館		
前田土佐守家資料館		310円→210円
室生犀星記念館		
徳田秋聲記念館	企画調整課	
金沢能楽美術館		
金沢くらしの博物館		
鈴木大拙館	歴史都市推進課	
金沢湯涌江戸村		
谷口吉郎・吉生記念金沢建築館		常設展 310円→210円 (企画展は展覧会ごとに料金が異なります。)
金沢21世紀美術館	文化政策課	コレクション展 450円→360円 特別展 1,200円→1,000円

問い合わせ先

各施設

【その他の福祉サービス】

成年後見制度などの相談

概要 認知症や知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な方に対する成年後見制度など権利擁護に関する相談・支援を行っています。

問い合わせ先 金沢権利擁護センター（高齢者等権利擁護窓口） 231-3521
(金沢市社会福祉協議会内)

自由契約ホームヘルプサービス

概要 高齢者等が通院や社会参加のため外出する時、同居家族がいる場合の家事など。
○利用料金

【介護の場合】午前9時～午後5時	30分 … 1,020円
上記以外の時間帯	30分 … 1,270円
土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始	30分 … 1,370円
【家事の場合】午前9時～午後5時	30分 … 970円
上記以外の時間帯	30分 … 1,210円
土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始	30分 … 1,300円

対象者 市内にお住まいの65歳以上の方など

申請に必要な書類等 自由契約ホームヘルプサービス利用申込書

問い合わせ先 金沢健康福祉財団 260-0071

外国人高齢者福祉手当の支給

概要 日本国籍を有しなかったため国民年金に加入することができなかった高齢者に対し、外国人高齢者福祉手当を支給します。

対象者 大正15年4月1日以前に生まれた方で、昭和57年1月1日前に外国人登録をし、申請日現在、金沢市に引き続き1年以上外国人または住民登録がある方で公的年金を受給されていない方

申請に必要な書類等 外国人高齢者福祉手当資格認定申請書

問い合わせ先 福祉政策課 220-2288 FAX 260-7192

歯科治療

概要 障害のある方（児）および要介護高齢者で一般の歯科医院では極めて治療の困難な方に対し、歯科治療、歯科相談を施すことにより、在宅におけるQOLの維持増進に寄与します。

対象者 障害のある方（児）および要介護高齢者で一般の歯科医院では極めて治療の困難な方

問い合わせ先 石川県口腔保健医療センター 255-3887 FAX 253-1277
center@ida1926.or.jp

シルバーハウ징生活援助員派遣事業

概要

高齢者の安全や利便を配慮した公営住宅に、生活援助員を派遣して、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供します。

①金沢市営額新町住宅	額新町2丁目84番地1	市営18号棟
②金沢市営八日市住宅	八日市4丁目403番地	
③金沢市営粟崎町住宅	粟崎町3丁目168番地1	市営12号棟
④金沢市営田上本町住宅	田上本町4丁目27番地	市営1号棟、3号棟
⑤石川県営平和町住宅	平和町2丁目5番13号 平和町2丁目5番14号 平和町2丁目11番32号 平和町2丁目11番33号 平和町2丁目15番40号	県営13号棟 県営14号棟 県営32号棟 県営33号棟 県営40号棟

住宅の家賃とは別に、所得に応じた負担金が必要。

対象者

市・県営住宅の入居要件を満たす次の方です。

- ・60歳以上の単身世帯
- ・夫婦のみの高齢者世帯（一方が60歳以上であれば足りる）
- ・60歳以上の高齢者のみの世帯（県営のみ申込み可能）

問い合わせ先

〈公営住宅の入居に関すること〉

①～④については金沢市市営住宅課 220-2331 FAX 261-3366
 ⑤については県営住宅管理センター平和町店 241-5370

〈生活援助員のサービスに関すること〉

金沢健康福祉財団 222-0102 FAX 222-4366
 金沢市福祉政策課 220-2288 FAX 260-7192

福祉有償運送サービス

対象者

要介護者、要支援者、障害のある方等で単独では公共交通機関の利用が困難な方。（あらかじめ会員登録が必要です。）

利用料

タクシー運賃の概ね2分の1

問い合わせ先

各運送主体へお問い合わせください。

運送主体	法人種別	電話番号	運送主体	法人種別	電話番号
さわやかU	NPO	222-3337	はなや	一般	229-7008
石川かほく農業協同組合	農協	289-3432	馬場福祉会	社福	213-3717
内灘町社会福祉協議会	社福	286-6953	プウブ	NPO	275-5055
金沢医療生活協同組合	生協	264-0698	ほうしん	NPO	243-4177
生活協同組合コープいしかわ	生協	292-3390	ボランティアサービス石川	NPO	249-4181
扇翔会	医療	298-5027	みんなの力駅西	NPO	263-8883
たすけ愛	NPO	253-1540	洋和会 金沢事業部	社福	241-1177
津幡町福祉会	社福	288-8921	洋和会	医療	248-7575
鳥越福祉会	社福	256-0862	寿福社会	社福	242-3355
はくさん会	社福	259-2117	白山会	医療	276-2262

金沢福祉用具情報プラザ

概要

金沢福祉用具情報プラザでは、身体機能にあった福祉用具の選定や住宅改修の支援、各種福祉情報の提供を行っています。お気軽に立ち寄りください。
(主な事業)

- ・福祉用具と住宅改修モデルの展示
- ・福祉用具や住宅改修などの専門相談
- ・福祉用具や住宅改修の最新情報の提供
- ・福祉用具や住宅改修などの研修会の開催
- ・福祉用具や住宅改修に関するイベントなどの開催

問い合わせ先

金沢福祉用具情報プラザ 234-9900
(本町1丁目10番1号 ルキーナ金沢 1・2F)
※詳しくは、137、138ページをご覧ください。

要援護者ごみ出しサポート事業

概要

ごみステーションに家庭ごみを出すことが困難な世帯を対象に、ご自宅の玄関先などでごみを収集します。

対象者

次のいずれかに該当する方

- ・要介護1以上の方
- ・身体障害者手帳4級以上（視覚障害・肢体不自由に限る）の方
- ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の方
- ・療育手帳B（B1に限る）以上の方

※同居者がいる場合は、同居者全員が上記のいずれかに該当することが必要です。

※親族や近隣住民の方、その他ヘルパー等により、ごみ出しの協力が得られている場合は、対象になりません。

問い合わせ先

ごみ減量推進課 220-2302 FAX 260-7193

【災害時への備え】

避難行動要支援者名簿

概要

災害時の人的被害を最小限にとどめるため、高齢者や障害のある方で自分の力だけでは避難することが難しい方を対象とした名簿を整備し、地域の自主防災組織等による避難のお知らせや実際の避難をお手伝いするときに役立てます。

対象者

- ・75歳以上の人暮らしの方 　・75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ・介護保険における要介護認定3级以上を受けている方
- ・身体障害者手帳の上肢、体幹、視覚、聴覚の障害が1、2級の方
- ・身体障害者手帳の下肢の障害が1～3級の方
- ・療育手帳Aを所持する方 　など

申請に必要な書類等

- ・避難行動要支援者名簿情報提供の同意確認書

問い合わせ先

福祉政策課 220-2288 FAX 260-7192 障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

緊急時あんしんシート

概要

高齢者が急病などの緊急時に、救急隊等に必要な情報を伝えられるように、基本情報や緊急連絡先などを『緊急時あんしんシート』に記載し、自宅の冷蔵庫に貼付して、自ら緊急時に備えられるよう、必要な方に配布します。
※166ページ付録集参照

対象者

65歳以上のひとり暮らしの方、65歳以上の高齢者のみの世帯の方

問い合わせ先

福祉政策課 220-2288 FAX 260-7192

金沢市地域包括支援センター（14、15ページ参照）

介護保険課関係

制度概要	32
相談からサービスの利用まで	32
介護サービス計画（ケアプラン）	33
サービスの利用限度額	34
サービスの種類	35
利用料の軽減	38
保険料とその納め方	39
各種申請等について	41

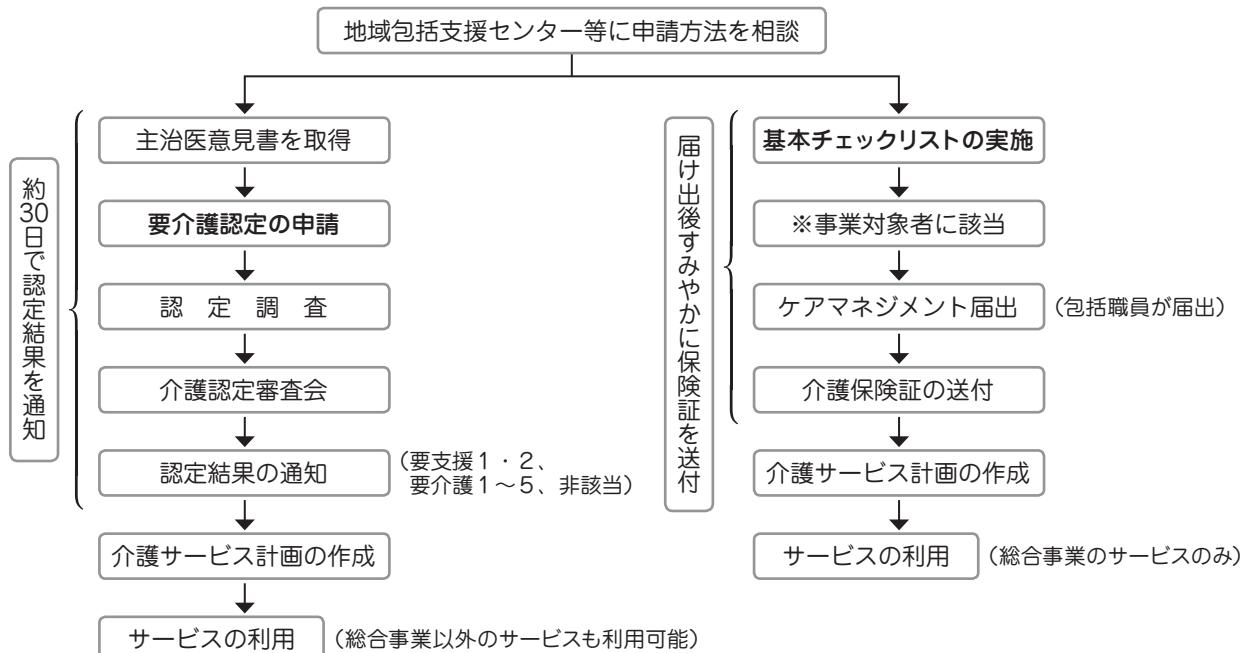
介護保険課関係

1. 制度概要

	第1号被保険者	第2号被保険者
加入する方	65歳以上の方	40歳から64歳までの医療保険に加入している方
サービスを利用できる方	◇寝たきりなど身体の状況が不自由であったり、認知症の症状があるために、食事、入浴、排せつなどの介護が必要な方（要介護状態） ◇簡単な身の回りのことは自分でできるが、要介護状態にならないように、何らかの支援が必要な方（要支援状態）	◇初老期における認知症や脳血管疾患など16の病気（特定疾病）が原因で要介護状態や要支援状態になった方
保険料の支払い	原則として老齢・退職年金や遺族年金、障害年金からの天引きです。	加入している医療保険の保険料に上乗せして一括して納めます。
利用料の負担	介護保険のサービスを受けたときの利用者負担割合は、所得等に応じ、1割～3割となります。 また、施設に入った場合とショートステイを利用した場合には、費用の1割～3割のほかに食費と居住費（滞在費）も負担します。	

2. 相談からサービスの利用まで

介護保険サービスを利用するには、はじめに地域包括支援センター等に連絡して申請方法を相談します。申請方法は、利用するサービスの種類や本人と家族の希望により決まります。その後、認定結果が通知されたら（もしくは介護保険証が届いたら）地域包括支援センターかケアマネジャーと介護サービス計画を作成してサービスを利用します。



*基本チェックリストで所定の項目に該当した第1号被保険者で、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスが利用できる方。

3. 介護サービス計画（ケアプラン）

介護サービス計画（ケアプラン）とは、介護が必要な方が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境などを考えたうえで、サービスの種類、内容、利用回数などを定めた計画をいいます。

要介護1～5に認定された方は、居宅介護支援事業者へご相談ください。また、要支援1・2に認定された方または事業対象者に該当した方は、担当の金沢市地域包括支援センター（14、15ページ参照）へご相談ください。

ケアプラン作成の手順

(1) 要介護1～5に認定された方

①居宅介護支援事業者へご相談ください。

●担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）が決まります。



②介護支援専門員（ケアマネジャー）と一緒にケアプランを作ります。

●在宅サービスを利用する場合は、市内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）が心身の状況や介護サービスに対する希望を基に、要介護度に応じた利用限度額の範囲内でケアプランを作ります。

●施設サービスを利用する場合は、利用する施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）が利用者に適したケアプランを作ります。



③ケアプランをもとにサービスが提供されます。

●介護支援専門員（ケアマネジャー）が立てたケアプランに基づいて、それぞれの介護サービス事業者からサービスの提供が行われます。介護サービス事業者との連絡調整は、介護支援専門員（ケアマネジャー）が行います。

(2) 要支援1・2に認定された方または事業対象者に該当した方

①担当の金沢市地域包括支援センターへご相談ください。（連絡先は14、15ページ）

●担当者が決まります。



②金沢市地域包括支援センターの担当者と一緒に介護予防ケアプランを作ります。

●金沢市地域包括支援センターの担当者が、自宅を訪問して、心身や生活の状況を調査し、今後の目標や支援の方針を決め、介護予防ケアプランを作成します。



③介護予防ケアプランをもとに、介護予防を目的としたサービスが提供されます。



④効果を評価し、必要に応じて、介護予防ケアプランを見直します。

●サービスを利用後に、金沢市地域包括支援センターで効果を評価し、必要に応じて介護予防ケアプランを見直します。

4. サービスの支給限度額

介護保険で利用できる在宅サービスは、要介護度によってどのくらい利用できるのかが決まっており、「区分支給限度基準額」として介護保険の認定を受けた方等の被保険者証に記載されています。

要介護状態区分等	在宅サービスの区分支給限度基準額の単位数（1か月あたり）
事業対象者	5,032 単位 (例外的に10,531単位)
要支援1	5,032 単位
要支援2	10,531 単位
要介護1	16,765 単位
要介護2	19,705 単位
要介護3	27,048 単位
要介護4	30,938 単位
要介護5	36,217 単位

※区分支給限度基準額に含まれないサービスや加算もあります。

※事業対象者の区分支給限度基準額については、要支援1と同じ単位となっていますが、退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながる方などについては、ケアマネジャーから市へ申請することによって、例外的に要支援2と同様の単位まで認められる場合があります。

※要支援1・2の方の区分支給限度基準額については、総合事業のサービスと介護予防サービスを合わせた単位数になります。

サービスの費用換算

介護報酬1単位あたりの単価は、10.0円～10.21円で、サービスの種類によって異なります。ただし、在宅サービスや介護予防サービスの中でも、「施設に通ったり、宿泊して利用するサービス」や施設に入居している方へのサービスは、食費や滞在費（居住費）などが別途自己負担となります。

5. サービスの種類

(1) 介護サービス

要支援・要介護の認定を受けた方には、介護保険のサービスが提供されます。

①在宅サービス

訪問・通所サービス

サービス	内容	要支援	要介護
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが家庭を訪問し、介護や家事の援助を行います。	×※	○
訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴サービスを行います。	○	○
訪問看護	看護師などが家庭を訪問し、主治医の指示に基づいて、健康のチェックなど看護支援を行います。	○	○
訪問リハビリテーション	理学療法士などリハビリの専門職員が家庭を訪問し、主治医の指示に基づいて、機能訓練などを行います。	○	○
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、医学的な管理や療養上の指導を行います。	○	○
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターなどにおいて、食事や入浴などの介護サービスや、機能訓練などを日帰りで行います。	×※	○
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や病院などにおいて、食事や入浴などの介護サービスや機能訓練などを日帰りで行います。	○	○

※要支援の方の「訪問介護」及び「通所介護」は、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行されました。

短期入所サービス（ショートステイ）

サービス	内容	要支援	要介護
特別養護老人ホームなどへの短期入所生活介護	特別養護老人ホームや介護老人保健施設などに短期間入所し、食事や入浴などの介護サービスや機能訓練などを行います。	○	○
介護老人保健施設や医療機関などへの短期入所療養介護			

福祉用具・住宅改修

サービス	内容	要支援	要介護
福祉用具貸与	次の福祉用具を貸し出します。 ①車いす（付属品を含む）、②特殊寝台（付属品を含む）、③床ずれ防止用具、④体位変換器、⑤手すり、⑥スロープ、⑦歩行器、⑧歩行補助つえ、⑨徘徊感知機器、⑩移動用リフト（つり具を除く）、⑪自動排せつ処理装置（交換可能部品を除く）	①②③④については、原則として要介護2以上の方が利用できます。 ⑪については、原則として要介護4以上の方が利用できます。	
特定福祉用具購入	特定福祉用具販売指定事業者から、次の福祉用具を購入した場合、費用の一部を支給します。 ①腰掛便座、②自動排泄処理装置の交換可能部品、③入浴補助用具、④簡易浴槽、⑤移動用リフトのつり具の部分	原則として、ケアプランで必要とされた用具を利用できます。	
住宅改修	次の住宅改修をした場合、費用の一部を支給します。 (工事に着手する前に申請が必要です。) ①手すりの取り付け、②段差の解消、③滑りの防止や移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更、④引き戸等への扉の取り替え、⑤洋式便器等への取り替え	○	○

特定施設入居者生活介護

内 容	要支援	要介護
有料老人ホームなどに入居している方が、食事や入浴などの介護サービスや機能訓練などを受けます。	○	○

地域密着型サービス

- 原則、金沢市の方が利用できます。

サ ー ビ ス	内 容	要支援	要介護
地 域 密 着 型 通 所 介 護	定員18人以下のデイサービスセンターなどにおいて、食事や入浴などの介護サービスや機能訓練などを日帰りで行います。	×	○
認 知 症 対 応 型 通 所 介 護	認知症の方が、デイサービスセンターなどに通い、食事や入浴などの介護サービスや機能訓練などを受けます。	○	○
認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 (グループホーム)	認知症の方が、共同生活をしながら、食事や入浴などの介護サービスや機能訓練などを受けます。 ※要支援1の方は利用できません。	○ (2の方) のみ	○
地 域 密 着 型 介 護 老 人 福 祉 施 設 入 所 者 生 活 介 護 (29人以下の特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、在宅での介護が困難な方が利用し、食事・入浴・排せつなどの介助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などが受けられます。	×	○ (原則 3以上の方のみ)
小 規 模 多 機能 型 居 宅 介 護	心身の状況に応じて、施設へ通い、または宿泊し、あるいは自宅へのホームヘルパーの訪問により、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練などを受けます。	○	○
夜 間 対 応 型 訪 問 介 護	夜間における定期的な訪問介護員などの巡回または通報による訪問により、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応などの介護サービスを受けます。	×	○
定 期 巡 回 ・ 隨 時 対 応 型 訪 問 介 護 看 護	介護・看護が一体的にまたは密に連携したサービスで、日中・夜間を通じて1日複数回の定期的な訪問と随時対応などの介護サービスを受けます。	×	○
看 護 小 規 模 多 機能 型 居 宅 介 護	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、訪問看護を受けます。	×	○

②施設サービス

要支援に認定された方は利用できません。

サービス	内 容	要支援	要介護
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、在宅での介護が困難な方が利用し、食事・入浴・排せつなどの介助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などが受けられます。	×	○ (原則 3以上の 方のみ)
介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定しており、家庭に戻るためのリハビリや看護を中心としたケアを必要とする方が利用し、医学的な管理のもとで日常生活上の世話などが受けられます。	×	○
介護療養型医療施設 (療養病床など介護体制の整った病院)	病状が安定しており、医療の必要性が高いなどの理由で、長期間にわたる療養が必要な方が入院または入所し、医療管理のもとに介護や看護、機能訓練、日常生活上の世話などが受けられます。	×	○
介 護 医 療 院	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供します。	×	○

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業サービス

要支援1・2に認定された方または事業対象者に該当した方には、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のサービスが提供されます。

訪問・通所サービス

サービス	内 容	要支援	事業 対象者
介護予防型 訪問サービス	ホームヘルパーが家庭を訪問し、介護や家事の援助を行います。	○	○
基準緩和型 訪問サービス	ホームヘルパー等が家庭を訪問し、掃除・調理などの家事の援助を行います。	○	○
短期集中型 訪問サービス	栄養士による相談指導を行います。(3か月)	○	○
介護予防型 通所サービス	デイサービスセンターなどにおいて、運動、生活機能向上のための機能訓練などを日帰りで行います。	○	○
基準緩和型 通所サービス	デイサービスセンターなどにおいて、運動・レクリエーションなどを日帰りで行います。	○	○
短期集中型 通所サービス (運動器機能向上)	デイサービスセンターなどにおいて、筋力アップに取り組みます。(3か月)	○	○
短期集中型 通所サービス (口腔機能向上)	歯科医院に通い、お口の筋力アップなどに取り組みます。(3か月)	○	○

6. 利用料の軽減

〈利用者負担の軽減制度〉

高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費

利用料の負担が高くなりすぎないように、所得に応じて、世帯ごとに負担の上限額が設定されます。詳しくは、42ページをご覧ください。

食費・居住費（滞在費）の軽減

施設サービスとショートステイは、1～3割の利用料のほかに食費と居住費（滞在費）の負担がありますが、所得等に応じて負担を軽減する制度があります。詳しくは、44ページをご覧ください。

社会福祉法人等による負担の軽減

社会福祉法人等が行っているサービスの利用料の一部を軽減する制度があります。詳しくは、介護保険課までご相談ください。

対象者	世帯全員が市民税非課税で、下記の要件を全て満たす方及び生活保護受給者 ①年間収入が単身世帯で150万円（世帯員1人増ごとに50万円加算）以下 ②預貯金等の額が単身世帯で350万円（世帯員1人増ごとに100万円加算）以下 ③負担能力のある親族等に扶養されていないこと ④日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと ⑤介護保険料を滞納していないこと
対象となるサービス	社会福祉法人等が運営主体となっている ①特別養護老人ホーム ②訪問介護、通所介護、短期入所生活介護 等

在宅サービス利用料の助成

要介護3～5の方の在宅生活を支援するため、利用限度額を超えて利用した分について利用料の一部を助成します。詳しくは、45ページをご覧ください。

利用料の減免

災害などの特別な事情で利用料の負担が困難な場合、利用料の減免を受けることができます。

減免を受けるには、減免申請が必要です。詳しくは、介護保険課までご相談ください。

対象となる方	減免する額
被保険者本人又はその世帯の生計を支える方が、震災・風水害・火災などの災害により住宅や家財などの財産に著しい損害を受けた場合	資産の損失の程度により減免します。
世帯の生計を支える方が死亡した場合又はその方が心身に重大な障害を受けた場合、若しくは長期間の入院や事業の休廃止、失業、干ばつ等による農作物の不作などの事由により収入が著しく減少した場合	所得の減少の程度により減免します。
被保険者本人又はその世帯の生計を支える方が、保証債務の履行等（破産宣告、事業破産による負債等の返済）により利用料を負担することが著しく困難な場合	
被保険者本人及びその家族全員の収入見込み並びに預貯金の合計が市で定める基準に該当し、生活が困窮している場合	収入の程度や生活困窮の程度により減免します。

7. 保険料とその納め方

〈65歳以上の方（第1号被保険者）の場合〉

保険料の納め方

(特別徴収)

老齢・退職年金や遺族年金、障害年金が月額1万5千円（年18万円）以上の方は、原則として年金から天引きされます。ただし、年度の途中で65歳に達した方や金沢市に転入された方などは、普通徴収となります。

(普通徴収)

特別徴収以外の方は、毎月、金融機関（ゆうちょ銀行・郵便局を除く）、コンビニエンスストア、スマートフォンまたは口座振替で納めていただきます。

保険料の額

保険料は、住んでいる市町村のサービス水準によって異なります。また、世帯の市民税の課税状況や所得状況などに応じて13段階に分けられます。

令和4年度の保険料額

保険料区分	該当者		基準額に対する割合	年額保険料	月額保険料
第1段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（課税年金収入額に係る所得を除く）の合計が80万円以下の方 ・生活保護を受給されている方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方		(基準額) × 0.25	19,770円	1,640円
第2段階	世帯全員が市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額（課税年金収入額に係る所得を除く）の合計が80万円を超え120万円以下の方	(基準額) × 0.4	31,632円	2,630円
第3段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額（課税年金収入額に係る所得を除く）の合計が120万円を超える方	(基準額) × 0.65	51,402円	4,280円
第4段階	世帯に市民税課税者がいて、本人は市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額（課税年金収入額に係る所得を除く）の合計が80万円以下の方	(基準額) × 0.85	67,218円	5,600円
第5段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額（課税年金収入額に係る所得を除く）の合計が80万円を超える方	(基準額)	79,080円	6,590円
第6段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額が120万円未満の方	(基準額) × 1.15	90,942円	7,570円
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	(基準額) × 1.25	98,850円	8,230円
第8段階		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	(基準額) × 1.40	110,712円	9,220円
第9段階		本人の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	(基準額) × 1.50	118,620円	9,880円
第10段階		本人の合計所得金額が500万円以上800万円未満の方	(基準額) × 1.75	138,390円	11,530円
第11段階		本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	(基準額) × 2.00	158,160円	13,180円
第12段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	(基準額) × 2.15	170,022円	14,160円
第13段階		本人の合計所得金額が1,500万円以上の方	(基準額) × 2.30	181,884円	15,150円

※月額保険料額は、年額保険料を12か月で割って10円未満を切り捨てたものです。

切り捨てた金額は、最初の納付月に加算されます。

※年度途中に65歳に達した方や転入された方など、この表の額と異なる場合があります。

※保険料は資格を取得した月（65歳の誕生日の前日の属する月）からかかります。月の途中で資格を失った場合、

その月の保険料はかかりません。

※消費税率の引上げによる財源を活用し、平成31年4月から第1段階から第3段階の保険料を軽減しています。

－保険料の減免－

災害などの特別な事情で保険料の納付が困難な場合、保険料の減免を受けることができます。減免を受けるには、減免申請が必要です。詳しくは、介護保険課までご相談ください。

〈40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の場合〉

保険料の納め方

加入している医療保険の保険料に上乗せして医療分と介護分を一括して納めます。

保険料の計算の仕方や額は、加入している医療保険によって異なります。

8. 各種申請等について

要介護認定の申請及び基本チェックリストの実施

概

要

介護保険のサービスを受けるためには、要介護認定を申請し、要支援1・2または要介護1～5の認定を受けるか、基本チェックリストで事業対象者に該当になる必要があります。最初に地域包括支援センターに相談し、どちらの方法で申請するかを決めます。

基本チェックリストの場合は地域包括支援センターが委託を受けたケアマネジャーが実施し、要介護認定を申請する場合は医療機関で主治医意見書の交付を受けた後で市の窓口に申請します。要介護認定の申請は、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者または介護保険施設などによる代行申請も可能です。なお、40～64歳の方は主治医意見書で特定疾病を確認するため、要介護認定の申請が必要です。

対象者

- ①65歳以上の方
- ②40～64歳の方で、特定疾病が原因で要介護状態や要支援状態になった方

届出に必要な書類等

- ①介護保険証 ②印鑑（本人が署名する場合は不要です）

※以下は地域包括支援センターに相談後、要介護認定申請を行う場合にご用意ください。

③申請書（窓口にあります） ④主治医意見書 ⑤マイナンバー（個人番号）
確認書類（詳細は11、12ページ参照）

※40～64歳の方は⑥医療保険証も必要です。

問い合わせ先

介護保険課 220-2264 FAX 220-2559

担当地区の地域包括支援センター（申請方法の相談）

要介護認定の申請は、泉野、元町、駅西福祉健康センターでも受け付けています。

居宅介護支援事業者等の届出

概

要

在宅サービス、介護予防・生活支援サービスを利用するための介護サービス計画（ケアプラン）を作成する事業者が決まった際に届出をします。ケアプランは、要支援の認定を受けた方及び事業対象者に該当した方は、金沢市地域包括支援センターに、要介護の認定を受けた方は、居宅介護支援事業者に作成してもらえます。ケアプランの作成を依頼した事業者の方に届け出てもうと便利です。施設サービスを利用する場合は、その施設内で介護サービス計画（ケアプラン）が作成されますので、届出の必要はありません。

対象者

要支援、要介護認定を受けた方で在宅サービスを利用される方または事業対象者に該当する方で介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用される方

届出に必要な書類等

- ①届出書 ②介護保険証 ③マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）（事業対象者に該当した方は、③は不要です）

問い合わせ先

介護保険課 220-2264 FAX 220-2559

届出は、泉野、元町、駅西福祉健康センターでも受け付けています。

高額介護サービス費等

概要

要

利用料の負担が高くなりすぎないように、所得に応じて上限額が設定されます。同じ月に利用したサービスの自己負担額が世帯内で次の額を超えた場合、申請により超えた額が払い戻されます。

施設サービス等における食費や居住費（滞在費）の自己負担分、福祉用具購入費や住宅改修費の自己負担分、利用限度を超えて利用した分や日常生活費の負担など保険適用外の分は対象となりません。

対象者

事業対象者及び要支援、要介護認定者で、自己負担額が以下に定める上限額を超えた方

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
・市民税課税所得690万円以上	140,100円
・市民税課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
・市民税課税世帯で市民税課税所得380万円未満	44,400円
・世帯全員が市民税非課税の方	24,600円
・世帯全員が市民税非課税で前年のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	個人：15,000円
・生活保護の受給者	個人：15,000円

申請に必要な書類等

①申請書 ②マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）一度申請すればその後該当した分も指定された口座に自動的に振り込まれます。

問い合わせ先

介護保険課 220-2264 FAX 220-2559

申請は、泉野、元町、駅西福祉健康センターでも受け付けています。

高額医療合算介護サービス費等

概要

要

介護保険と医療保険※の限度額を適用した後に、世帯内で1年間の自己負担合計額が負担限度額を超えた場合、申請により超えた額が払い戻されます。

※医療保険とは国保・職場の健康保険、後期高齢者医療制度等のことです。

対象者

事業対象者及び要支援、要介護認定者で、自己負担額が以下に定める額を超えた方

高額医療合算介護サービス費等の自己負担限度額

年額（8月1日～翌年7月31日）

所得区分	70歳未満の方の世帯 (国保・健康保険 +介護保険)	所得区分	70歳以上の方の世帯 (国保・健康保険・後期高齢者医療制度+介護保険)
基礎控除後の所得 901万円超	212万円	現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	212万円
基礎控除後の所得 600万円超～901万円	141万円	現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)	141万円
基礎控除後の所得 210万円超～600万円	67万円	現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)	67万円
基礎控除後の所得 210万円以下	60万円	一 般	56万円
住民税非課税	34万円	低所得Ⅱ※1	31万円
		低所得Ⅰ※2	19万円

※1 世帯の全員が住民税非課税の方

※2 世帯の全員が住民税非課税であって、その世帯の所得が一定基準以下の方

問い合わせ先

介護保険課 220-2264 FAX 220-2559

医療保険課 220-2257 FAX 232-5644

住宅改修費の支給

概要

住宅改修費は、利用限度額の範囲内で対象となる費用の9割～7割が支給されます。自分で費用をいったん全額立て替えて支払い、後に払戻しを受ける償還払いが原則ですが、自己負担額（費用の1割～3割）を支払った後、残りは金沢市から施工業者に支払う受領委任払いも利用できます。

利用限度額20万円（原則として1回限り）

- 対象品目 ①手すりの取付け ②段差の解消
③滑りの防止や移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え

◆工事に着手する前に申請が必要です。

◆新築または増築の場合は、支給対象となりません。

◆受領委任払いは、金沢市に登録している事業者が工事を行う場合に利用できます。

対象者

要支援、要介護認定を受けた方

事前申請に必要な書類等

①申請書 ②住宅改修が必要な理由書 ③工事施工内訳書 ④改修前の日付が入った写真 ⑤見積書 ⑥平面図 ⑦承諾書（住宅等が被保険者の所有でない場合）⑧受領委任払い同意書（受領委任払いの場合） ⑨マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）

工事完了後に必要な書類等

①工事完了届兼施工内訳書 ②領収書 ③改修後の日付が入った写真
④請求書 ⑤受領委任状（受領委任払いの場合） ⑥印鑑
※①、④、⑤は事前申請の審査後「確認結果のお知らせ」にあわせ市から送付します。

問い合わせ先

介護保険課 220-2264 FAX 220-2559

施設サービスやショートステイでの食費と居住費（滞在費）の負担の軽減

概要

施設サービスやショートステイを利用する場合、1割～3割の利用料のほかに食費や居住費（滞在費）がかかりますが、所得等に応じ、負担が軽減されます。軽減は申請のあった月の初日から適用されますので、軽減を受けようとする方は施設サービスやショートステイを利用する前に、速やかに申請してください。

対象者

要支援、要介護認定を受けた方で次に該当する方

◆負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階	食 費		居住費等			
	施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室
第1段階	●本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	300円	300円	820円	490円 (320円)	0円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	390円	600円	820円	490円 (420円)	370円
第3段階①	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	650円	1,000円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
第3段階②	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額となります。
上の表に当てはまっていても①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。
①市民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が市民税課税の場合
②市民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、本人（及び配偶者）の預貯金等の金額が各段階の資産要件を超える場合

預貯金等の資産要件

- ・第1段階：単身 1,000万円以下、夫婦 2,000万円以下
- ・第2段階：単身 650万円以下、夫婦 1,650万円以下
- ・第3段階①：単身 550万円以下、夫婦 1,550万円以下
- ・第3段階②：単身 500万円以下、夫婦 1,500万円以下

上記以外の方は、施設や事業者との契約により設定された食費や居住費（滞在費）がかかります。ただし、高齢者夫婦世帯等で、一方が施設に入所することによって、在宅で生活される方の生計が困難になる場合は、軽減の対象となる場合があります。

詳しくは、介護保険課までご相談ください。

申請に必要な書類等

①申請書 ②介護保険証 ③本人（配偶者）の預貯金、有価証券等の金額が確認できる書類 ④本人（配偶者）の印鑑（自署の場合を除く） ⑤マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）

問い合わせ先

介護保険課 220-2264 FAX 220-2559

申請は、泉野、元町、駅西福祉健康センターでも受け付けています。

福祉用具購入費の支給

概要

要

福祉用具購入費は、自分で費用をいったん全額立て替えて支払い、後に払い戻しを受ける償還払いとなります。（利用限度額の範囲内で対象となる費用の9割～7割が支給されます。）特定福祉用具販売指定事業者以外から購入された場合は対象となりませんのでご注意ください。

利用限度額10万円（1年度あたり）

- 対象品目 ①腰掛便座 ②自動排せつ処理装置の交換可能部品
- ③入浴補助用具 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分

対象者

要支援、要介護認定を受けた方で、原則としてケアプランで福祉用具が必要と認められた方

申請に必要な書類等

- ①申請書 ②領収書 ③カタログ等（コピー可） ④ケアプランまたは「福祉用具が必要な理由書」 ⑤介護保険証 ⑥請求書（被保険者名義の預金口座を記入）
- ⑦印鑑 ⑧マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）

問い合わせ先

介護保険課 220-2264 FAX 220-2559

申請は、泉野、元町、駅西福祉健康センターでも受け付けています。

在宅サービス利用料の助成（介護保険給付外）

概要

要

要介護3～5の方の在宅生活を支援するために、利用限度額を超えて利用した分について利用料の一部を助成します。

対象者

- ①要介護3～5と認定された方
- ②世帯全員が市民税非課税
- ③ショートステイの利用日数が月の半数を超えていないなどの条件を満たす方

対象サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うもの（短期利用））

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

助成額

利用限度額を超えた分の2分の1（上限額23,200円）

問い合わせ先

介護保険課 220-2264 FAX 220-2559

サービス付き高齢者住宅

概要

要

高齢者にふさわしいバリアフリー構造や一定の面積及び設備を備え、安否確認、生活相談など日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する高齢者向け住宅です。

対象者

60歳以上（60歳以上の配偶者と共に利用する場合は60歳以下でも可）

申請に必要な書類等

入居については、サービス付き高齢者住宅へ直接申し込んでください。（詳細は直接施設へ）

問い合わせ先

制度の詳細については、介護保険課 220-2264 FAX 220-2559

入居については、下記ホームページで確認の上、直接施設へお問合せください。

<http://www.satsuki-jutaku.jp/search/index.php>

要介護高齢者・障害者等の生活自立のための住まいづくり助成事業

概要

要介護高齢者・重度身体障害者の利用に適するように浴室、トイレ等を改造する場合に助成します。

・生活保護世帯 助成率100%、限度額 100万円

・所得税又は市民税非課税世帯 助成率90%、限度額 70万円

・所得税額5万円以下世帯 助成率70%、限度額 50万円

※助成額は介護保険や重度障害の住宅改修制度を利用できる場合、又は既に利用した場合、助成額からそれら制度の給付額を控除した額となります。

※必ず工事着手前に申請して下さい。

対象者

市内に居住する①又は②に該当する方

①介護保険制度で要介護・要支援と判定された方

②身体障害者手帳1、2級（下肢・体幹部）所持者、または重度障害の住宅改修制度を利用できる方

※いずれも身体状況に合わせた改造工事に限ります。

申請に必要な書類等

・申請書・見積書・図面・写真等

問い合わせ先

介護保険課 220-2264 FAX 220-2559

老齢者の所得税及び地方税の障害者控除対象者の認定

概要

12月31日現在65歳以上で、認知症や肢体不自由等の障害があり、その年の収入から所得税を徴収されている（徴収される見込みの）方又は翌年の住民税を徴収される見込みの方について、申請により障害者控除対象者の認定を行います。

対象者

控除を受けようとする年の12月31日現在65歳以上で、認知症や肢体不自由等の障害がある方

ただし、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方、原子爆弾被爆者援護法第11条第1項の認定を受けている方は、手帳等が確定申告の資料となりますので、この申請は必要ありません。

申請に必要な書類等

・障害者控除対象者認定申請書

・控除を受けようとする年の12月31日の状態を確認することができる医師の診断書（所定の様式あり）

12月31日現在有効な介護保険要介護認定を受けている方は介護保険認定調査票により認定を受けることができます。

問い合わせ先

介護保険課 220-2264 FAX 220-2559

障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

いきいきシニア介護支援ボランティアポイント事業

概要

高齢者の入居施設でのボランティア活動を通して生きがいづくり、健康づくりのきっかけとしていたぐための事業です。ボランティア活動を行った後にポイントが付与され、ポイントが貯まった際にサービスクーポンを受け取ることができます。

対象者 市内在住の65歳以上の方で以下のいずれにも該当する方

- ・要介護（要支援）認定及び事業対象者の認定を受けていない方
- ・介護保険料の滞納がない方

参加方法 ①下記受付場所にて、ポイントを記録するポイント手帳とボランティア受入施設一覧表を受け取り、ボランティア登録申請を行います。

②金沢市社会福祉協議会からボランティア登録証が送付されます。

③ボランティア受入施設一覧表の中から活動先を選びます。

④高齢者入居施設でボランティア活動に参加します。

（1時間につき10ポイントを付与。ただし1日最大20ポイント。）

⑤200ポイント貯まったら、下記受付場所にてポイント手帳を提示し、市内の協力店舗で優遇サービスを受けることが出来る「金沢元気わくわくクーポン」を入手します。

受付場所 金沢市社会福祉協議会 金沢ボランティアセンター

金沢市役所 介護保険課

福祉健康センター（泉野、元町、駅西）

問い合わせ先

金沢ボランティアセンター（金沢市社会福祉協議会内）

231-3725 FAX 231-3721

生 活 支 援 課 関 係

生活保護について	50
法外援護について	50
災害弔慰金の支給	50
災害援護資金の貸付	50
生活困窮者自立相談支援事業	50
無料低額診療事業について	51

生活保護について

概

要

この制度は、憲法25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

この制度による保護は、年齢、世帯員の数などにより異なります。

◇保護の種類

生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助

対

象 者

生活に困窮するすべての国民を対象としていますが、保護を受けるには、その利用できる資産、能力その他あらゆるものと生活維持のために活用し、さらに、私的扶養、他の法律による給付を優先して活用することが必要とされています。

問

い 合 せ 先

生活支援課 220-2292 FAX 220-2532

法外援護について

概

要

生活に困窮している生活保護法の適用を受けるに至らないもの（教育援護およびその他の援護の一部については被保護者を含む。）に対し必要な援護を行い、その自立を助長することを目的としています。

◇援護の種類

教育援護・療養援護（療養の給付）・新規就労援護・
その他の援護（旅行困窮者、夏季・歳末見舞金ほか）

対

象 者

金沢市に住所を有する者（旅行困窮者を除く）

問

い 合 せ 先

生活支援課 220-2292 FAX 220-2532

災害弔慰金の支給

概

要

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に定められた地震、風水害などの自然災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給し、災害により精神または身体に著しい障害を受けた方に災害障害見舞金を支給します。

対

象 者

災害を受けて死亡した遺族または障害を受けた方

問

い 合 せ 先

生活支援課 220-2292 FAX 220-2532

災害援護資金の貸付

概

要

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に定められた地震、風水害などの自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸し付けを行っています。貸付限度額は被害の程度に応じそれぞれ定められています。

対

象 者

災害を受けた世帯の世帯主

問

い 合 せ 先

生活支援課 220-2292 FAX 220-2532

生活困窮者自立相談支援事業

概

要

生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、その自立に向けて、アセスメントの実施、プランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関のネットワークづくりを行います。

対

象 者

生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方

問

い 合 せ 先

金沢自立生活サポートセンター（金沢市社会福祉協議会）

231-3720 FAX 231-3560

無料低額診療事業について

概要 社会福祉法に基づき、経済的な理由で生活が困窮し必要な医療を受けられない方に対して無料又は低額で一時的な診療を行う事業です。

対象者 低所得者等の生計困難な方
※減免基準は、各医療機関により異なります。

問い合わせ先 業内容の詳細や利用方法については、下記の医療機関にお問い合わせください。

医療機関名	住 所	電話番号
公益社団法人石川労働者医療協会 上荒屋クリニック	上荒屋1-79	076-249-6222
公益社団法人石川労働者医療協会 健生クリニック	平和町3-5-2	076-241-8357
公益社団法人石川労働者医療協会 城北クリニック	京町20-50	076-253-1666
公益社団法人石川労働者医療協会 城北歯科	京町20-15	076-252-0900
公益社団法人石川労働者医療協会 城北診療所	京町23-5	076-252-6111
公益社団法人石川労働者医療協会 城北病院	京町20-3	076-251-6111
社会福祉法人恩賜財団済生会 石川県済生会金沢病院	赤土町二13-6	076-266-1060
社会福祉法人聖霊病院 金沢聖霊総合病院	長町1-5-30	076-231-1295

障 害 福祉 課 関 係

身体障害者手帳の交付	54
療育手帳の交付	54
障害者総合支援法のあらまし	54
生活の保障	
障害基礎年金（国民年金）の支給	60
障害厚生年金の支給	60
特別障害給付金の支給	60
特別障害者手当の支給	60
障害児福祉手当の支給	61
福祉手当（経過措置）の支給	61
特別児童扶養手当の支給	61
心身障害者扶養共済の加入	61
心身障害者扶養共済加入者助成	62
暮らしを支える制度など	
補装具の交付	62
日常生活用具の給付	62
日常生活用具の貸与（福祉電話）	62
人工内耳の音声信号処理装置購入費用の助成	62
中軽度難聴児補聴器購入・修理費用の助成	63
紙おむつの給付	63
寝具乾燥消毒サービス	63
理髪・美容カットサービス	63
訪問入浴サービス	63
手話通訳者、要約筆記者派遣	64
字幕入り映像ライブラリー等製作貸出事業	64
盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	64
障害者生活訓練事業	64
車いすの貸出し	65
福祉バスの利用	65
聴覚障害者相談事業	65
点字図書・録音図書の貸出し	65
盲導犬の給付	65
選 挙	
郵便等による不在者投票	66
点字投票	66

代理投票	66
税 金	
所得税及び市民税・県民税の障害者控除	66
自動車にかかる諸税の減免	67
その他の税の控除等	67
運賃等の割引、減免、移動の支援など	
JRの旅客運賃等の割引	68
北鉄等のバス、電車運賃の割引	68
航空運賃の割引	68
有料道路の運行料金割引	69
NHK放送受信料の減免	69
福祉タクシーの利用助成	69
自動車改造費の助成	69
タクシー運賃心身障害者割引	70
自動車免許取得費の助成	70
駐車禁止の除外指定	70
介助用自動車改造費の助成	70
金沢メルシーキャブサービス	70
福祉有償運送サービス	71
健康と医療	
ほほえみスポーツフェスタ金沢	71
温泉療養	71
歯科治療	71
就労と職業訓練	
雇用奨励金の支給	72
職場適応訓練	72
石川障害者職業能力開発校	72
障害者就労支度援護	72
施 設	
「金沢市松ヶ枝福祉館」の利用	73
障害者高齢者体育館	
「駅西むづみ体育館」の利用	73
障害児通園施設「ひまわり教室」	73
地域活動支援センター	74

身体障害者手帳の交付

概要	法律で定められた援助を受けたり、各種制度を利用するため必要であり、身体に障害のある方であることを証明するために交付
対象者	身体障害者福祉法で定める程度の障害がある方
申請に必要な書類等	・顔写真1枚（タテ4cm、ヨコ3cm）　・申請書　・診断書 ・マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）
問い合わせ先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

療育手帳の交付

概要	知的障害のある方（児）が、各種の援助を受け易くするために手帳を交付
対象者	「石川県知的障害者更生相談所」「金沢市児童相談所」等で知的障害と判定された方
申請に必要な書類等	・顔写真1枚（タテ4cm、ヨコ3cm）　・申請書 ・身体障害者手帳（お持ちの方のみ）　・生活現状調査票等
問い合わせ先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

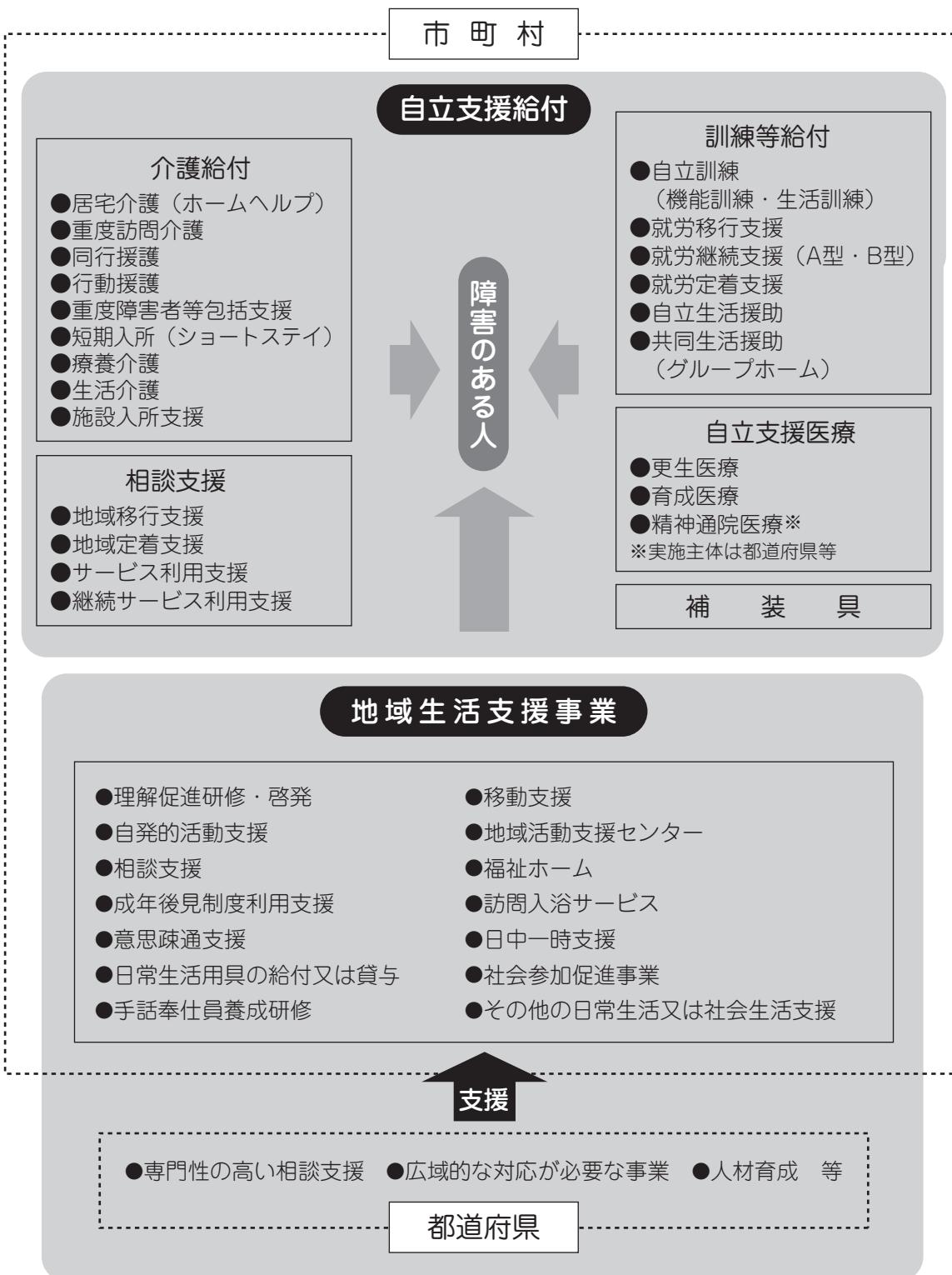
● 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）●

障害者総合支援法は、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病患者等）にかかわらず、障害のある方が必要とするサービスを利用できるようにする制度です。

障害者総合支援法の全体像

さまざまなサービスを組み合わせて、障害のある方の地域での生活を支援します。

サービス名称	内 容
介護給付	障害の程度が一定以上の人には、生活上または療養上必要な支援を行います。
訓練等給付	身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。
地域相談支援	入所施設または精神科病院等からの退所・退院にあたって地域生活へ移行する人への支援や地域で単身生活をする人等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。
計画相談支援	上記3つのサービスを利用する場合でのサービス等利用計画の作成や日常生活での不安や悩みの相談の受付をします。
自立支援医療	精神通院及び更生・育成医療の3つの公費負担医療があります。
補装具	補装具の購入や借受け、修理にかかる費用が支給されます。
地域生活支援事業	障害のある方が安心して地域で生活するための事業を行います。



1. 利用者負担について

世帯の収入状況に応じ、下記のとおり1ヶ月の負担上限月額が設定されます。
通所施設、入所施設を利用している場合は、食費や光熱水費が自己負担となります。
(負担上限月額に達するまではサービス費用の1割が利用者負担となります。)

○ 負担上限月額の設定

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般 1	市民税課税世帯で所得割16万円未満	9,300円
一般 1（児童）	市民税課税世帯で所得割28万円未満	4,600円
一般 2	市民税課税世帯で、上記以外の方	37,200円

○ 世帯範囲

種分	世帯の範囲
18歳以上の障害のある方（施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害のある児童（施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

2. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある方が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、下記の事業を実施しています。

事業名	事業の内容	
(1) 理解促進研修・啓発事業	障害のある方等の理解を深めるための市民フォーラムを開催	
(2) 自発的活動支援事業	障害のある方の自立した生活を支援するための社会参加支援事業を実施	
(3) 相談支援事業	障害のある方の相談に応じ、情報の提供や必要な支援を行う。 ① 基幹相談支援センター事業 ② 相談支援事業 ア 障害者相談支援事業 イ 障害児等療育支援事業	相談支援事業所等への専門的指導・助言などを行う。 障害のある方の相談に応じ、情報の提供や必要な支援を行う。 障害のある方の生活相談やサービスに関する調整を行う。 在宅の重症心身障害児（者）の療育相談を行う。
(4) 成年後見制度利用支援事業	身寄りのない知的、精神に障害のある方を対象に、家庭裁判所への申し立てを支援する。	
(5) 意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障害のある方を対象に手話通訳者・要約筆記者の派遣を行う。	
(6) 日常生活用具給付等事業	障害の種類、程度に応じた日常生活用具の給付を行う。 ① 介護・訓練支援用具 ② 自立生活支援用具 ③ 在宅療養等支援用具 ④ 情報・意思疎通支援用具 ⑤ 排泄管理支援用具 ⑥ 居宅生活動作補助用具	特殊寝台、移動用リフトなど 入浴補助用具、つえ、歩行支援用具など 透析液加温器、たん吸引器など 視覚障害者用拡大読書器など ストマ用装具など 住宅改修費
(7) 手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成のための研修事業を実施	
(8) 移動支援事業	屋外での移動が困難な視覚に障害のある方や両上下肢に重度障害のある方、知的、精神に障害のある方に外出の支援を行う。	
(9) 地域活動支援センター	創造的活動、生産活動の提供や社会交流の促進などを行う。	
(10) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 (専門性の高い意思疎通支援・養成研修事業)	①手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成する。 ②盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成する。	
(11) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (専門性の高い意思疎通支援・派遣事業)	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。	
(12) 地域生活支援拠点推進事業	親なき後を見据え、24時間365日対応可能な相談と緊急時の受入れ及び自立に向けた体験の機会・場の提供などを担う地域生活支援拠点の整備を推進する。	
(13) 地域生活支援促進事業		
① 医療的ケア児移動介護支援事業（医療的ケア児等総合支援事業）	医療的ケアが必要な障害のある児童を対象に看護職員による移動介護支援を行う。	
(14) その他の事業		
① 福祉ホーム事業	管理人から日常生活の支援を受けることができる低額な居室を提供する。	
② 訪問入浴サービス事業	施設に通所することも困難な重度障害の方を対象に、巡回入浴車による入浴サービスを提供する。	
③ 生活訓練事業	日常生活上必要な訓練を行い、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進する。 ・視覚障害者歩行訓練士派遣 ・重度視覚障害者生活訓練 ・精神障害者社会参加支援 ・盲ろう者生活訓練 ・聴覚障害者生活訓練 ・精神障害者就労促進	
④ 日中一時支援事業	障害のある方の日帰りの短期入所事業。	
⑤ 社会参加支援事業	レクリエーションや芸術文化活動の支援を行うことで、障害のある方の社会参加を促進することを目的とする。 ア レクリエーション活動等支援事業 イ 芸術文化活動振興事業	・ふれあい運動会 ・ほほえみスポーツフェスタ金沢 ・障害のあるひとの作品展 ・ふれあいコンサート
⑥ 自動車運転免許取得費助成事業	運転免許取得のために要した費用の一部を助成する。	
⑦ 自動車改造助成事業	身体に障害のある方が所有する自動車の改造費用の一部を助成する。	

○地域生活支援事業の利用者負担について

金沢市の地域生活支援事業の利用者負担については、次のとおりです。

事 業 名	事 業 の 内 容
相 談 支 援 事 業	
意 思 疎 通 支 援 事 業	
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	無 料
社 会 参 加 促 進 事 業 (自動車改造・免許取得助成は除く)	
移 動 支 援 事 業	
重症心身障害児・者送迎支援事業	負担能力に応じて負担（負担上限月額までは1割負担）
医療的ケア児移動介護支援事業	ただし、重 度……全額免除 その他……市が定める負担上限月額
訪 問 入 浴 サ ー ビ ス	※重度は、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者をいう。
日 常 生 活 用 具 給 付	
日 中 一 時 支 援 事 業	
自 動 車 改 造 助 成 事 業	所得制限あり
障害者自動車運転免許取得費助成事業	
福 祉 ホ ー ム 事 業	各福祉ホームが定める家賃・光熱水費などの負担あり

○高額障害福祉サービス等給付費

同一世帯の中で障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用していける人が介護保険のサービスを利用した場合や補装具の交付をうけた場合など、負担上限月額を超えた分が高額障害福祉サービス等給付費として支給されます。

○新高額障害福祉サービス等給付費

65歳到達前に一定期間にわたって障害福祉サービスを利用していた障害者（サービス利用時の自己負担額が0円だった者）が介護保険に移行した際の介護保険サービスに係る利用者負担分が新高額障害福祉サービス等給付費として支給されます。

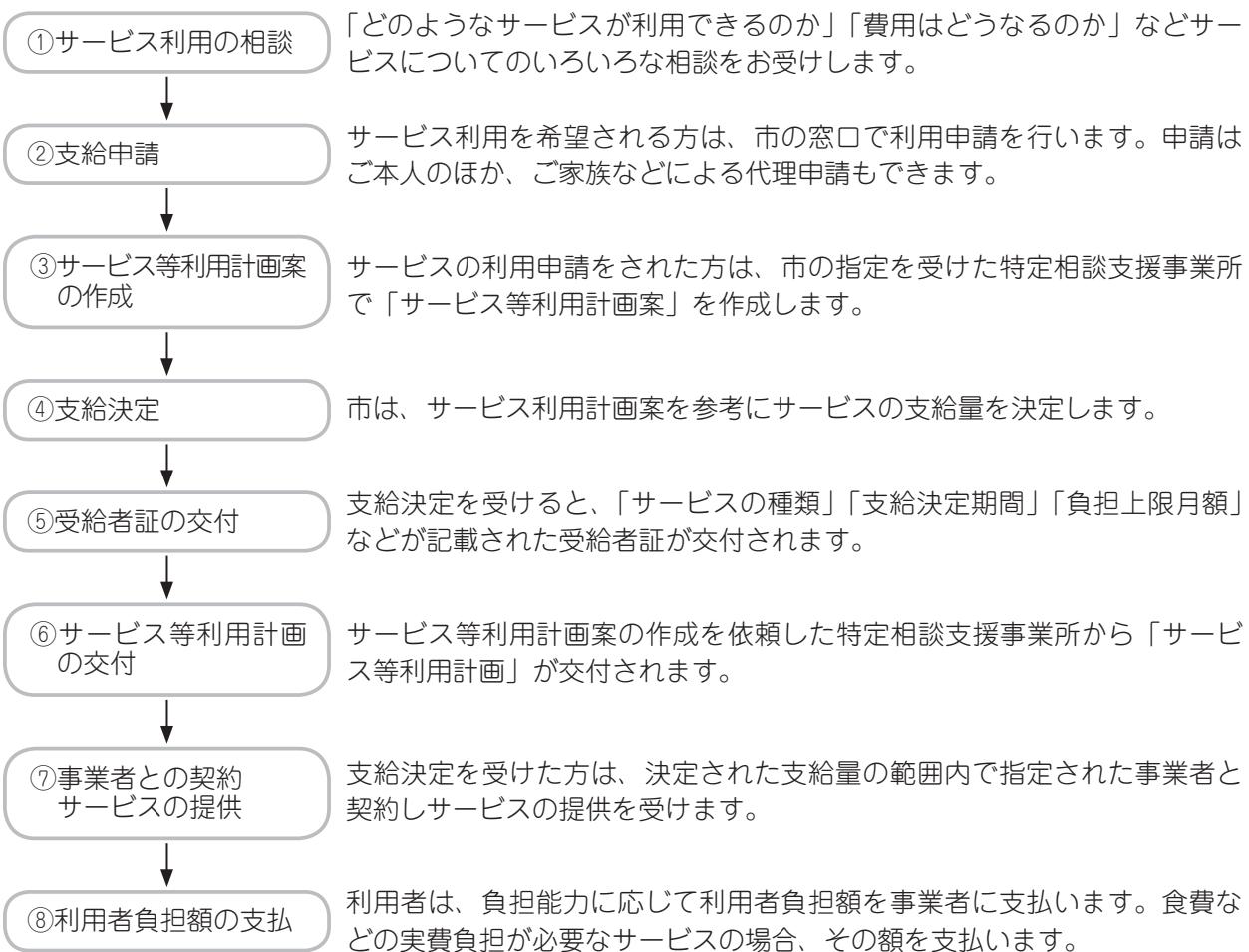
○補足給付（負担上限月額の区分が、生活保護又は低所得の方）

- ・入所施設利用の方の食費、光熱水費実費負担の軽減を行います。
- ・グループホーム入居の方の家賃負担の軽減を行います。

事業に関することや利用については、障害福祉課までお問い合わせください。

問い合わせ先 障害福祉課 TEL 220-2289 FAX 232-0294
syoutoku@city.kanazawa.lg.jp

3. サービス利用の流れ



★サービスの利用にあたって

- 希望されるサービスによっては、市に支給申請をされた後、障害支援区分判定のための認定調査を行い、障害支援区分認定審査会にて判定を受けることになります。
- サービスの支給決定をするためには、原則として指定特定相談支援事業者に「サービス等利用計画案」を作成してもらう必要があります。

障害者総合支援法に関することや障害福祉サービスのことについては、障害福祉課までお問い合わせください。

問い合わせ先 障害福祉課 TEL 220-2289 FAX 232-0294
syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

障害基礎年金（国民年金）の支給

概要 国民年金に加入中（原則）に病気やケガのため障害者になったとき支給

1級 年額 972,250円+子の加算

2級 年額 777,800円+子の加算

対象者 法律で定める程度の障害があり、一定の保険料納付条件を満たす方（20歳前に初診日がある方は所得制限あり）

申請に必要な書類等 ・預金通帳 ・戸籍・住民票謄本 ・申請書 ・診断書
・マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は、11、12ページ参照） 等

問い合わせ先 市民課（国民年金係 72番窓口） 220-2295 FAX 220-2776

障害厚生年金の支給

概要 障害基礎年金の支給対象となる障害が、厚生年金加入中の病気やケガによって生じたとき、障害基礎年金に上乗せする形で支給

ただし、障害基礎年金に該当しない障害でも、厚生年金独自の年金等が支給される場合がある。

対象者 厚生年金独自の年金を除き、障害基礎年金の受給資格を満たす者

申請に必要な書類等 ・預金通帳 ・戸籍・住民票謄本 ・申請書 ・診断書
・マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は、11、12ページ参照） 等

問い合わせ先 金沢北年金事務所 233-2021 FAX 263-9333
金沢南年金事務所 245-2311 FAX 243-4933

特別障害給付金の支給

概要 国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害のある方に支給

支給月額 1級 52,300円 2級 41,840円

※本人の所得制限および老齢年金等との支給調整があります。

対象者 ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金等加入者の配偶者

申請に必要な書類等 ・預金通帳 ・戸籍謄本 ・申請書 ・診断書
・マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は、11、12ページ参照） 等

問い合わせ先 市民課（国民年金係 72番窓口） 220-2295 FAX 220-2776
金沢北年金事務所 233-2021 FAX 263-9333

特別障害者手当の支給

概要 常時特別の介護を要する障害のために生じる特別の負担の一助として支給
月額 27,300円（令和4年4月現在） 支給月 2月、5月、8月、11月

おおむね2つ以上の重度の障害がある在宅の20歳以上の方（所得制限あり）

申請に必要な書類等 ・印鑑 ・銀行預金通帳 ・認定請求書 ・診断書
・マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は、11、12ページ参照） 等

問い合わせ先 障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

障害児福祉手当の支給

概要	常時介護を要する障害のために生じる特別の負担の一助として支給 月額 14,850円（令和4年4月現在） 支給月 2月、5月、8月、11月
対象者	施設に入所していない20歳未満の者で、おおよその目安として、身体障害者手帳1級、2級の一部または療育手帳Aの一部の方（所得制限あり）
申請に必要な書類等	・印鑑 　・銀行預金通帳 　・認定請求書 　・診断書 ・マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照） 等
問い合わせ先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

福祉手当（経過措置）の支給

概要	重度の障害のために生じる特別の負担の一助として支給 月額 14,850円（令和4年4月現在） 支給月 2月、5月、8月、11月
対象者	昭和61年3月31日において20歳以上で、従来の福祉手当の受給資格を有する方のうち、特別障害者手当および障害基礎年金を受給できない方（転入者で以前の居住地において受給していた者のみ受付）
申請に必要な書類等	・印鑑 　・銀行預金通帳 ・前居住地で手当を受給していたことを証明するもの ・住所変更届（市外転入用） ・マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）
問い合わせ先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

特別児童扶養手当の支給

概要	障害のある児童を養育している方に支給 1級 月額 52,400円（令和4年4月現在） 2級 月額 34,900円（令和4年4月現在） 支給月 4月、8月、12月
対象者	（支給対象となる障害のある児童） 施設に入所していない20歳未満の方で、おおよその目安として、身体障害者手帳1～3級、4級の一部または療育手帳A、Bの一部の方（所得制限あり）
申請に必要な書類等	・印鑑 　・口座申出書 　・戸籍謄本 　・認定請求書 　・診断書 ・マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照） 等
問い合わせ先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

心身障害者扶養共済の加入

概要	障害のある方（児）の保護者が掛金を積み立て、保護者が死亡または重度障害になった場合、残された障害のある方（児）に、年金を終身支給 掛金 加入者の年齢等により異なる 年金額 月額20,000円（1口につき）
対象者	(1)身体障害者手帳1～3級までに該当する障害のある方、(2)知的障害のある方、(3)精神または身体に永続的な障害を有する方で、その障害の程度が前2号と同程度と認められる方のいずれかの方を保護扶養する65歳未満の方
申請に必要な書類等	・印鑑 　・住民票 　・加入等申込書等
問い合わせ先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

心身障害者扶養共済加入者助成

概要	2口目加入者について掛金年額の3割を助成。
対象者	心身障害者扶養共済2口目加入者 ・加入者援護申請書
申請に必要な書類等	
問い合わせ先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

補装具の交付

概要	障害のある方（児）の身体機能を補い、代替するための用具（車いす、補聴器、下肢装具等）の交付、貸与および修理
対象者	身体に障害のある方（児） (品目ごとに対象となる障害の部位が決められている。) (原則1割の自己負担あり)
申請に必要な書類等	・身体障害者手帳 　・申請書 　・補装具意見書 　・業者の見積書 ・マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）
問い合わせ先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294 泉野福祉健康センター 242-1131 FAX 242-8037 元町福祉健康センター 251-0200 FAX 251-5704 駅西福祉健康センター 234-5103 FAX 234-5104

日常生活用具の給付

概要	日常生活を容易にするための用具（特殊寝台、便器、エアーマット等）を給付
対象者	在宅の重度の障害のある方（児） (品目ごとに対象となる障害の部位、等級等が決められている。) (原則1割の自己負担あり)
申請に必要な書類等	・業者の見積書 　・カタログ 　・申請書 ・マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）
問い合わせ先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294 泉野福祉健康センター 242-1131 FAX 242-8037 元町福祉健康センター 251-0200 FAX 251-5704 駅西福祉健康センター 234-5103 FAX 234-5104

日常生活用具の貸与（福祉電話）

概要	緊急連絡の手段として、福祉電話（加入権）を貸与
対象者	在宅の外出困難な重度身体障害者で所得税非課税世帯に属する方
申請に必要な書類等	・印鑑 　・申請書 　・重度身体障害者日常生活用具貸与契約書 ・マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）
問い合わせ先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

人工内耳の音声信号処理装置購入費用の助成

概要	人工内耳を装用している聴覚に障害のある方の音声信号処理装置（体外器）の購入を助成
対象者	金沢市に住所を有する聴覚の身体障害者手帳を所持している方で、現在人工内耳を装用している方（経過年数・所得等に制限があります）
問い合わせ先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

中軽度難聴児補聴器購入・修理費用の助成

概要 身体障害者手帳の取得要件に満たない難聴児の方に補聴器の購入・修理費用を助成。

対象者 金沢市内に住所を有する18歳未満の方で、両耳の聴力が原則として30dB以上70dB未満の方（所得に制限があります）

問い合わせ先 障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

紙おむつの給付

概要 ねたきりの障害のある方の衛生を保ち、経済的負担を軽減するために、紙おむつを配達給付
支給枚数 平型3～5枚（1日当り） パンツ型1～2枚（1日当り）
尿取りパッド2～4枚（1日当り）

対象者 在宅の18歳以上65歳未満の3ヵ月以上ねたきり状態にある身体に障害のある方で手帳1、2級の方（所得制限あり）

申請に必要な書類等 申請書

問い合わせ先 障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

寝具乾燥消毒サービス

概要 敷き布団等の寝具の乾燥消毒を年9回（水洗いは年3回）巡回実施
対象寝具 敷き布団又はベッドパッド、掛け布団、毛布

対象者 在宅の65歳未満の方で、寝たきり状態にある下肢、体幹障害1、2級の方

申請に必要な書類等 申請書

問い合わせ先 障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

理髪・美容カットサービス

概要 在宅寝たきりの身体に障害のある方で容易に理容・美容店まで出かけることのできない状態にある方に対し、理容・美容組合に加盟する理容・美容師が利用者宅を訪問し理髪サービスを行う。（特殊加工は除く。）利用回数 年2回

対象者 65歳未満の3ヶ月以上在宅寝たきりの身体に障害のある方で、容易に理容・美容店へ出かけることのできない下肢または体幹の1、2級の方

申請に必要な書類等 申請書

問い合わせ先 障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

訪問入浴サービス

概要 在宅での入浴及び通所介護が困難な身体に障害のある方のために訪問入浴サービスを実施

対象者 他の方法では入浴が不可能な身体に障害のある方で介護保険適用とならない1、2級の方

申請に必要な書類等 ・印鑑 ・申請書 ・診療情報提供書
・マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）

問い合わせ先 障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

手話通訳者、要約筆記者派遣

概要	聴覚に障害のある方が日常生活を営む上でコミュニケーションをスムーズに行うため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣
対象者	身体障害者手帳をお持ちの方、または聴覚に障害のある方と接する方
問い合わせ先	金沢市聴力障害者福祉協会 TEL 233-7729 FAX 233-9011 メールアドレス mail@k-deaf.sakura.ne.jp

字幕入り映像ライブラリー等製作貸出事業

概要	映像作品に字幕、手話を挿入した映像ライブラリー及び手話普及のための教材の製作や貸出を行うことにより聴覚に障害のある方に対して情報支援と教養文化活動を助長させる。（一部一般利用可）
対象者	聴覚に障害のある方
問い合わせ先	石川県聴覚障害者協会 TEL 264-8615 FAX 261-3021

盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

概要	視覚と聴覚に障害を併せ持つ方の日常生活をサポートするため、通訳・介助員を派遣
対象者	身体障害者手帳をお持ちの方（視覚と聴覚に障害を併せ持つ方）
問い合わせ先	社会福祉法人 石川県聴覚障害者協会 TEL 264-8615 FAX 261-3021 メールアドレス deaf38@deaf-ishikawa.or.jp

障害者生活訓練事業

概要	障害部位別に日常生活を営む上で必要とされる情報提供、生活相談、コミュニケーション手段などの訓練を行うことによって自立心を促し、生きがいのある豊かな生活を送れるよう支援する。
①聴覚障害者生活訓練	問い合わせ先 金沢市聴力障害者福祉協会 TEL 233-7729 FAX 233-9011 対象者 聴覚に障害のある方及びその家族など
②盲ろう者生活訓練事業	問い合わせ先 石川盲ろう者友の会 TEL 232-5205 FAX 232-5205 対象者 聴覚・視覚に障害のある方及びその家族など
③視覚障害者歩行訓練士派遣事業	問い合わせ先 石川県視覚障害者協会 TEL 222-8781 FAX 222-1821 対象者 視覚に重度の障害のある方
④重度視覚障害者生活訓練事業	問い合わせ先 金沢市視覚障害者協会 TEL 222-8782 FAX 222-1831 対象者 視覚に重度の障害のある方及びその家族など ※訓練内容についての詳しいことはお問い合わせ先へご連絡ください。

車いすの貸出し

概要	けが、病気、車いすの修理等のため、一時的に車いすが必要となったとき貸出し 貸出し期間 7日間以内
申請に必要な書類等	・申請書
問い合わせ先	金沢市身体障害者団体連合会 262-6660 (TEL・FAX)

福祉バスの利用

概要	障害のある方の社会参加促進および障害のある方を構成員とする団体等の活動の育成を図るためにリフト付バスを運行（ただし、金沢市事業等で使用している場合を除く。）
対象者	障害のある方（児）または障害のある方とその保護者・ボランティアを構成員とする団体
問い合わせ先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

聴覚障害者相談事業

概要	日常生活上の各種相談に応じ適切な助言、情報提供を行う。 実施場所 金沢市聴力障害者福祉協会（高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館内）
対象者	聴覚に障害のある方
問い合わせ先	金沢市聴力障害者福祉協会 233-7729 FAX 233-9011

点字図書・録音図書の貸出し

概要	一般図書を読書することが困難な視覚に障害のある方に対して情報手段の確保と教養文化活動を助長させる。
対象者	視覚に障害のある方
問い合わせ先	石川県視覚障害者協会 222-8781 FAX 222-1821

盲導犬の給付

概要	視覚に障害のある方の就労等社会活動参加促進のため、盲導犬を給付
対象者	就労または就労予定の石川県内に1年以上居住している満18歳以上の視覚障害1級および2級の方
申請に必要な書類等	・印鑑 　・申請書等（詳しくはお問い合わせください。）
問い合わせ先	特定非営利活動法人 アイメイトクラブ石川 269-8944 FAX 269-8943

郵便等による不在者投票

概要

対象者

身体の障害等により投票所へ行けない方が、郵便等により投票

対象となるのは、以下の方です。

交付手帳等名	障害の種類	等級等
身体障害者手帳	両下肢、体幹又は移動機能の障害	1級又は2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害	1級又は3級
	免疫又は肝臓の障害	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢又は体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護5	

申請に必要な書類等

- ・郵便等投票証明書交付申請書
- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険被保険者証
(選挙の都度、投票用紙請求書の提出が必要です。)

問い合わせ先

選挙管理委員会 220-2077 FAX 260-5254

点字投票

概要

目の不自由な方が点字により投票

問い合わせ先

選挙管理委員会 220-2077 FAX 260-5254

代理投票

概要

手が不自由な方又は心身の故障その他の事由により候補者の氏名等を書くことができない方のために投票事務従事者が代理で記載し投票

問い合わせ先

選挙管理委員会 220-2077 FAX 260-5254

所得税及び市民税・県民税の障害者控除

概要

所得金額から一定金額を控除

対象者

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方
- ・障害者控除対象者認定書の交付を受けた方
(認定申請については46ページ参照)

控除を受ける方法

- 1 勤務先での年末調整
- 2 公的年金等の受給者の扶養親族等申告
- 3 確定申告
- 4 市民税・県民税申告（1～3の手続きをされた方は不要）

申告に必要な書類等

問い合わせ先

市民税課 220-2161 FAX 220-2154

自動車にかかる諸税の減免

概要

障害のある方が所有する自動車について、障害のある方本人が運転する場合又は障害のある方と生計を一にするご家族等（常時介護者含む）が、障害のある方の継続的な通院等のために運転する場合で、障害のある方一人につき一台の自動車税等を減免

対象者

身体障害者手帳等をお持ちで、その等級が減免の対象となる等級の方
障害の部位により減免の対象となる等級の範囲が異なります。
※運転者が本人、家族、常時介護者いずれの場合でも減免の対象となる等級の範囲は同じです。
※常時介護者の証明については、市障害福祉課へ問い合わせください。
障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294
※減免に該当するかどうかや申請方法等については、下記へ問い合わせください。

[自動車税（環境性能割）、自動車税（種別割）、軽自動車税（環境性能割）について]

申請に必要な書類等

- ・身体障害者手帳等
- ・運転する方の運転免許証
- ・納税通知書または車検証
- ・家族全員の続柄が記載されている住民票（家族運転、常時介護者運転の場合）
※マイナンバーの記載のないもの
- ※同居していても、障害のある方本人と運転される方が別世帯の場合は、各世帯の住民票と併せて、戸籍抄本等の続柄がわかるものも併せて必要。また、別居している場合は、健康保険被保険者証、源泉徴収票、税申告書の写し等、障害のある方と運転される方が生計を一にする親族であることを確認できるものも併せて必要。
- ・通院等の使用目的証明書（家族運転、常時介護者運転の場合）
- ・運行計画書、証明書（常時介護者運転の場合）
- ※住民票、戸籍抄本、使用目的証明書は発行から2か月以内であること。

問い合わせ先

石川県総務部税務課 225-1273 FAX 225-1275
石川県金沢県税事務所 263-8836 FAX 263-8841

[軽自動車税（種別割）について]

申請に必要な書類等

- ・身体障害者手帳等
- ・運転する方の運転免許証
- ・納税通知書
- ・マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）
- ・窓口に来られる方の身分証明書（運転免許証、保険証など）
- ※精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方は、自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る）が必要

問い合わせ先

税務課 220-2147 FAX 220-2154

その他の税の控除等

[相続税について]

概要

相続税額の障害者控除

問い合わせ先

金沢税務署 261-3221

[個人事業税について]

概要

視覚に障害のある方（両眼の矯正視力0.06以下）が、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復・その他の医業に類する事業を営む場合は非課税

問い合わせ先

石川県金沢県税事務所 263-8839 FAX 263-8864

JRの旅客運賃等の割引

概要	JRの鉄道を利用する場合、運賃を割引 割引率 5割
対象者	第1種または第2種に該当する身体に障害のある方ならびに知的障害のある方（精神障害は除く）
申請に必要な書類等	・身体障害者手帳 　・療育手帳 ・マイナポータルとの連携を完了した「ミライロID」
問い合わせ先	JR西日本金沢支社 254-3017 FAX 254-3018 ・割引になるのは次の種類の乗車券類です。

種類	第1種身体障害者及び知的障害者	第2種身体障害者及び知的障害者
普通乗車券	単独又は介護者とともに乗る場合。ただし単独で乗る場合は片道100kmをこえないと割引にならない。	単独で片道100kmをこえて乗る場合
急行券	介護者とともに乗る場合	割引にならない
普通回数乗車券	〃	〃
定期乗車券	〃	12歳未満の障害のある方が介護者とともに乗る場合

（特別急行列車に対する特別急行券は除かれます。）

※第1種身体障害者及び知的障害者が、介護者とともに乗る場合は、介護者についても割引になります。

※乗車券購入の際、乗車中には必ず手帳を保持し、求められたら提示してください。

※乳幼児（6歳未満）が第1種の身体障害者及び知的障害者で介護者とともに乗る場合、本人は無料で、介護者は割引になります。ただし1人で指定席や寝台車を利用する場合は、割引の子ども運賃等が必要です。

北鉄等のバス、電車運賃の割引

概要	北鉄等のバス・電車等を利用する場合、運賃を割引 割引率 5割（バスの定期は3割）（定期割引対象は12歳以上）
対象者	※北陸鉄道ICカード乗車券 Caの割引についてはお問い合わせください。 (バス) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 (電車) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
申請に必要な書類等	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、障害者手帳アプリ「ミライロID」（乗車時、降車時等に手帳提示）
問い合わせ先	北陸鉄道テレホンサービスセンター 237-5115 FAX 237-6961

航空運賃の割引

概要	航空会社の航空運賃を割引
対象者	第1種に該当する満12歳以上の身体に障害のある方ならびに知的障害のある方およびその介護者と、第2種に該当する満12歳以上の身体に障害のある方ならびに知的障害のある方
申請に必要な書類等	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（航空券購入時に呈示）
問い合わせ先	航空会社の支店、営業所 等

有料道路の運行料金割引

概要	北陸自動車道等の通行料金を割引 割引率 5割以内
対象者	身体障害者手帳所持者が自ら運転する場合。または、第一種の身体障害者手帳若しくは療育手帳Aを所持している方を乗せ、介助者が運転する場合。（手帳に登録された車に限る）
申請に必要な書類等	・運転免許証（本人運転のみ） ・車検証 ・身体障害者手帳または療育手帳 ※ETC登録を行う場合 ・本人名義のETCカード ・ETC車載器セットアップ申込書、証明書
問い合わせ先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

NHK放送受信料の減免

概要	テレビの受信料を全額免除または半額減免。ただし、証明が必要 証明書発行 駅西福祉健康センター 泉野福祉健康センター 元町福祉健康センター 障害福祉課 生活支援課
対象者	（全額免除）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、その世帯全員が市民税非課税の場合 生活保護法に規定する扶助を受けている場合（生活支援課） （半額減免）視覚、聴覚に障害のある方、身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方で世帯主でかつ受信契約者 ・印鑑 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
申請に必要な書類等	NHK金沢放送局経営管理企画センター視聴者グループ 264-7010 FAX 264-7019
問い合わせ先	

福祉タクシーの利用助成

概要	公共交通機関の利用が困難な障害のある方に、タクシー利用料金の一部を助成 助成額 小型車初乗り運賃相当額以内 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は年間36回分 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は年間24回分 (年度の中途で新規申請の場合月割した枚数)
対象者	下肢障害の1・2級、視覚、体幹障害の1～3級、内部障害1級、療育手帳の程度Aの方、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方で市町村民税所得割16万円未満の方。ただし、施設入居中の方、運転免許証の交付を受け自ら自動車を運転する方は除く。
申請に必要な書類等	・印鑑（本人署名の場合省略可） ・申請書（前年度の福祉タクシー乗車券綴） ・身体障害者手帳もしくは療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
問い合わせ先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

自動車改造費の助成

概要	就労等のため取得する自動車のハンドル、アクセル等の改造に要する費用の一部を助成 助成額 操向装置・駆動装置等 100,000円以内 車椅子収納装置 100,000円以内
対象者	上肢、下肢、体幹機能障害1～3級の方及び4～6級の方で運転免許に制限のある方（世帯の所得制限あり） (改造対象自動車) 障害のある方が自ら所有し運転するもの
申請に必要な書類等	・印鑑 ・見積書 ・申請書 ・身体障害者手帳 ・免許証 ・カタログ ※自動車の改造前に申請してください。
問い合わせ先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

タクシー運賃心身障害者割引

概要	割引後の運賃の額は、タクシーメーター器表示額に0.9を乗じ10円未満の端数を切捨てた額になります。（割引は事業者負担で実施しています。）
対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（タクシー事業者によってできない場合があります）をお持ちの方
申請に必要な書類等	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を運転手に提示
問い合わせ先	石川県タクシー協会 254-1348 FAX 268-1349 ※福祉タクシーの利用助成については障害福祉課までお問い合わせください。

自動車免許取得費の助成

概要	自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成 助成額 取得費用の3分の2（100,000円を限度）
対象者	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者（所得制限あり）
申請に必要な書類等	・申請書 　・印鑑 　・免許証 ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ・自動車学校の発行する領収書 ※免許取得後6ヶ月以内に申請してください。
問い合わせ先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

駐車禁止の除外指定

概要	やむを得ず駐車禁止の場所に駐車する必要がある場合、あらかじめ除外指定を受けることができます。
対象者	歩行困難な障害のある方、紫外線要保護者など（お問い合わせください）
問い合わせ先	対象となる方の住所地を管轄する警察署

介助用自動車改造費の助成

概要	車いす使用者の障害のある方を介助する方が、障害のある方の外出を容易にするために自動車改造を必要とする場合にその経費の一部を助成。（改造車購入含む） (注) 改造内容については、お問い合わせください。 助成額 改造費用の2分の1 ※改造内容ごとに限度額あり
対象者	車いす使用者の障害のある方のために自動車改造の必要のある方（所得制限あり）
申請に必要な書類等	・申請書 　・承諾書 　・身体障害者手帳 　・見積書 ・カタログ 　・介助する者の運転免許証の写し 　・印鑑 ※自動車の改造・購入前に申請してください。
問い合わせ先	障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

金沢メルシーキャブサービス

概要	日常的に車いすを使用している方を福祉車両で目的地まで送迎します。
対象者	市内在住の日常的に車いすを使用している方で、会員として登録された方
問い合わせ先	金沢ボランティアセンター（金沢市社会福祉協議会内） 231-3725 FAX 231-3721

福祉有償運送サービス

対象者 要介護者、要支援者、障害のある方等で単独では公共交通機関の利用が困難な方。(あらかじめ会員登録が必要です。)

利用料 タクシー運賃の概ね2分の1

問い合わせ先 各運送主体へお問い合わせください。

運送主体	法人種別	電話番号	運送主体	法人種別	電話番号
さわやかU	NPO	222-3337	はなや	一般	229-7008
石川かほく農業協同組合	農協	289-3432	馬場福祉会	社福	213-3717
内灘町社会福祉協議会	社福	286-6953	プウブ	NPO	275-5055
金沢医療生活協同組合	生協	264-0698	ほうしん	NPO	243-4177
生活協同組合コープいしかわ	生協	292-3390	ボランティアサービス石川	NPO	249-4181
扇翔会	医療	298-5027	みんなの力駅西	NPO	263-8883
たすけ愛	NPO	253-1540	洋和会 金沢事業部	社福	241-1177
津幡町福祉会	社福	288-8921	洋和会	医療	248-7575
鳥越福祉会	社福	256-0862	寿福祉会	社福	242-3355
はくさん会	社福	259-2117	白山会	医療	276-2262

ほほえみスポーツフェスタ金沢

概要 スポーツやレクリエーションを通じて交流を深める。

対象者 身体に障害のある方・知的障害のある方・精神に障害のある方およびその家族等

問い合わせ先 障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

温泉療養

概要 障害のある方の身体的・精神的健康の増進と社会参加の促進を図る。
(利用施設数) 22施設 (助成額) 1,000円

対象者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者

申請に必要な書類等 ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

問い合わせ先 障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

金沢市身体障害者団体連合会 262-6660 (TEL・FAX)

金沢手をつなぐ親の会 261-7840 FAX 261-7830

歯科治療

概要 障害のある方(児)および要介護高齢者で一般の歯科医院では極めて治療の困難な方に対し、歯科治療、歯科相談を施すことにより、在宅におけるQOLの維持増進に寄与します。

対象者 障害のある方(児)および要介護高齢者で一般の歯科医院では極めて治療の困難な方

問い合わせ先 石川県口腔保健医療センター 255-3887 FAX 253-1277

center@ida1926.or.jp

雇用奨励金の支給

概要

障害のある方を雇用している事業主に対し奨励金を支給
支給月額 重度 24,000円以内（2年目は12,000円以内）
軽度 22,000円以内（2年目は11,000円以内）
支給期間 2年間

対象者

公共職業安定所を通じて就労し国の助成金支給期間満了後も引き続きその障害のある方を雇用する事業主

申請に必要な書類等

・申請書 ・賃金台帳等の写し

問い合わせ先

障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

職場適応訓練

概要

障害のある方の就職を容易にするため、職場環境に適応させる訓練を事業主に委託して原則6ヶ月以内の訓練を行い、職場への適応を図るもので

対象者

障害のある方で公共職業安定所へ求職申込し、適当と認められた方
求職の相談後、必要書類を交付

問い合わせ先

金沢公共職業安定所 253-3033 FAX 200-6029

石川障害者職業能力開発校

概要

身体や精神に障害のある方又は知的障害のある方等に対して、各人の能力に適応する職種についての職業訓練を行う。

訓練期間 1年間（キャリア・マネジメント科は6ヶ月間）

訓練科目 ・機械CAD科 ・電子機器科 ・陶磁器製造科
・OAビジネス科 ・実務作業科 ・キャリア・マネジメント科

授業料 無料（ただし、教科書等は実費）

対象者

身体や精神に障害のある方又は知的障害のある方等で、職業訓練に支障がなく、職業的自立の見込みのある方

応募に必要な書類等

・入校願書 ・健康診断書 ・写真など

問い合わせ先

各公共職業安定所
石川障害者職業能力開発校 248-2235 FAX 248-2236

障害者就労支度援護

概要

特別支援学校などを卒業して新たに就労する場合に支度経費の一部として20,000円を支給

対象者

特別支援学校等を卒業し、新たに就労する心身に障害のある方

問い合わせ先

障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

「金沢市松ヶ枝福祉館」の利用

概要	障害のある方とその家族、ボランティアの会議、講習、機能訓練あるいはレクリエーションの場として利用。各種相談事業もある。
所在地	高岡町7-25
休館日	12月29日～1月3日
利用時間	午前9時～午後10時
対象者	高齢者、障害のある方、児童及びその家族
申請に必要な書類等	・利用承認申請書
問い合わせ先	金沢市社会福祉協議会 231-3110 FAX 231-3560

障害者高齢者体育館「駅西むつみ体育館」の利用

概要	障害のある方および高齢者の健康の保持、増進を図るための施設
所在地	駅西本町2-3-27
利用時間	午前10時～午後9時（日曜、祝日午前9時～午後7時）
休館日	毎週水曜日、祝日の翌日等
使用料	無料
対象者	障害のある方および60歳以上ならびにその介護者および一緒にスポーツを行う方。 ただし、これらの方の利用に支障のない限り、一般の方も有料で利用可。
問い合わせ先	障害者高齢者体育館「駅西むつみ体育館」 221-9065 FAX 221-9065

障害児通園施設「ひまわり教室」

概要	障害のある児童に通所等の方法により日常生活の基本的動作の指導、集団生活への適応訓練を行い早期療育を図る。
所在地	十一屋町4-34
対象者	障害のある児童（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援の支給決定、日中一時支援の利用決定を受けることが必要です。）
問い合わせ先	ひまわり教室 243-6786 (FAX兼) 障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

地域活動支援センター

概

要 障害のある方に、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図る施設。

(市内の施設)

ピアサポートいしひき	石引2-1-3	電話231-3316
地域活動支援センターあるふあ	増泉1-20-17	電話280-9147
金沢市社会福祉協議会	高岡町7-25	電話231-3571
金沢市視覚障害者協会文化交流センター	芳賀1-15-26	電話222-8782
一般社団法人あじゅ	平和町2-13-10	電話244-6372
ろうあハウス	野町2-25-6	電話242-1105 (FAX兼)
クリエーションけやき	藤江北1-425	電話266-1898
ことじ作業所	末町9-47-17	電話229-1520
泉の家	城南2-43-18	電話224-4425

問い合わせ先

各施設

※利用を希望される際は、障害福祉課（220-2289）に利用申請をして下さい。

こども未来局関係

保育所・認定こども園	76
幼稚園	79
地域子育て支援センター	79
金沢こども広場	79
幼児相談室	80
一時預かり事業	80
児童ショートステイ事業	80
児童トワイライトステイ事業	80
病児一時保育事業	81
児童相談事業（虐待通報）	81
児童家庭相談室	81
こども家庭支援センター金沢	82
児童館	82
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	83
放課後児童クラブを実施している児童館	84
城北児童会館	85
かなざわ子育てすまいるクーポン	85
ファミリーサポートセンター	85
産前・産後ママヘルパーの派遣	85
ひとり親家庭等日常生活支援事業	86
高等職業訓練促進給付金等事業	86
自立支援教育訓練給付金事業	86
ひとり親家庭高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業	86
生活・学習支援ボランティア派遣事業	86
児童扶養手当	87
児童手当	87
主任児童委員	88
児童家庭相談室（児童家庭・ひとり親相談）	88
養育費の相談	88
金沢市育英会奨学資金の支給	88
母子生活支援施設	88

● 保育所・認定こども園 ●

金沢市には、公私立あわせて136か所の保育所・認定こども園があります。共働きや保護者が病気等のため家庭で保育することができない就学前のお子さんをお預かりします。

認定こども園は保育の必要がない満3歳以上のお子さんも利用できます。

近年の子育て家庭のさまざまなニーズに応えるため、次のような事業を実施し、子育てと仕事の両立を支援しています。

◎申し込みおよび問い合わせ先

最寄りの施設または金沢市役所保育幼稚園課☎220-2299・保育利用支援員☎220-2538・FAX 220-2360

● 延長保育

認定を受けた利用可能時間を超えても預けることができます。ほとんどの施設が19時までの延長を実施しています。22時まで預かる保育所もあります。

☆利用料 通常保育料とは別に、延長保育料が必要です。詳しくは各施設へおたずねください。

● 夜間保育

夜間働いている保護者の方々のため、深夜までお預かりします。(野町夜間保育園、双葉第二こども園)

☆利用料 通常保育料とは別に、延長保育料等が必要です。詳しくは各施設へおたずねください。

● 休日保育

休日も働いている保護者の方々のため、日曜・祝日もお預かりします。(石川県済生会こども園アイリス、双葉こども園、双葉第二こども園、認定こども園ひょうたん、第一善隣館保育所、愛育保育園、キッズみなど園、セルホーといった保育園)

● 年末保育

施設によって、年末も働いている保護者の方々のため、12月29日、30日の両日にお預かりします。

☆利用料 通常保育料とは別に、年末保育料が必要です。詳しくは各施設へおたずねください。

● 育児相談

各施設では、育児の悩みや不安の相談に応じています。また、地域子育て支援センターや金沢子育て夢ステーションとして、親子ふれあい教室や妊婦教室等を行っている施設もあります。

● 保育利用支援

保護者の方々の保育等の利用ニーズに応えるため、各種保育サービスから適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。

● 保育料

ご家庭の市町村民税の額に応じて定められています。なお、3歳から5歳と0歳から2歳で市町村民税非課税世帯のお子さんについては、保育料が無償化されています。

また、令和3年9月から多子世帯の保育料負担軽減制度を拡充し、子の年齢や保護者の所得にかかわらず、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料としています。

保育所・認定こども園一覧表

保育所名	定員	住所	電話	FAX
中村町保育所	95	中村町15-7	241-3437	241-9402
三馬保育所	135	久安6-83	247-0010	247-7358
光が丘保育所	132	光が丘2-104	298-1153	298-2685
大桑保育所	50	大桑町平42-48	247-4630	247-5215
八日市保育所	132	八日市2-465	242-0411	242-4958
矢木保育所	100	矢木1-40-1	249-2518	249-5218
金石保育所	98	金石北3-3-38	267-0779	267-6235
八田保育所	106	八田町東572	258-0333	258-3799
花園保育所	70	岸川町に46	258-0158	258-0464
森山保育所	105	元町1-7-7	252-0448	252-3453
双葉保育所	81	吉原町ヨ1	258-0332	258-0454
薬師谷保育所	79	堅田町内86-3	258-0721	258-0451
宮野保育所	40	宮野町ホ79	257-5404	257-4828
愛育保育園	60	小将町8-23	221-0984	221-0994
梅光保育園	120	石引4-6-1	222-2405	222-2407
あゆみ保育園	60	笠舞3-8-41	262-5016	262-8316
つくしんぼ保育園	60	宝町13-1	222-0277	222-0272
野町保育園	60	野町3-24-32	244-6458	280-5423
みどりが丘保育園	120	緑が丘19-8	241-1574	241-0510
のぞみ保育園	60	若草町22-1	241-0078	241-0124
富桜中央保育園	117	山科1-7-5	241-6456	241-8213
弥生乳児保育園	20	泉1-2-3	244-2266	244-2244
西泉保育園	130	西泉5-103	243-3420	243-3430
おしの保育園	120	押野2-525	242-6660	242-8860
額扇台保育園	80	馬替2-204-1	298-8181	298-8182
米丸保育所	120	東力町ニ157-3	291-1174	291-1447
くるみ保育園	145	入江3-215	291-2717	291-3684
あおば保育園	110	豊穂町195	240-0050	240-0126
くりのき保育園	120	新保本5-25	269-0081	269-0188
北安江保育園	160	北安江3-12-22	231-1400	231-1400
弓取保育園	160	三口町火236	237-7800	237-0035
わらべ保育園	300	畠田東4-1164	268-6737	268-2488
セルホーといた保育園	131	戸板2-102	210-7070	210-0660
未来のひろば	130	田上の里2-220	261-4522	256-0335
湯涌保育園	20	湯涌荒屋町23	235-1258	235-1261
みづほ保育園	20	二俣町ハ5-1	236-1044	236-1644
野町夜間保育園	30	野町3-24-32	244-6458	280-5423

認定こども園名	定員	住所	電話	FAX
泉こども園(幼保)	99	泉1-3-63	242-5880	242-5880
みやこのもりこども園(幼保)	100	材木町13-40	221-6588	221-6181
ふたつか認定こども園(幼保)	115	北塚町西100-2	249-0454	249-0590
双葉こども園(保)	105	香林坊2-5-24	231-3456	231-4567
聖霊こども園(幼保)	135	長町1-5-43	263-5906	263-5906
長土堀こども園(幼保)	105	長町3-11-17	264-1900	264-1950
さいいび園(幼保)	63	長土堀1-2-9	231-5460	231-5617
まことこども園(保)	82	尾張町2-16-86	231-5474	224-6436
石川県済生会こども園アイリス(幼保)	90	本町1-2-16	233-1649	233-3110
認定こども園ひょうたん(保)	79	瓢箪町8-22	221-6611	221-6818
兼六こども園(幼保)	108	桜町8-17	231-4045	231-4045
むつみえんふれんどはうす(幼保)	80	石引2-4-23	221-5206	221-9560
聖ヨハネこども園(保)	75	石引4-3-1	264-2006	264-2086
上野こども園(保)	96	小立野1-15-23	262-1001	262-1113
小立野善隣館こども園(幼保)	100	小立野5-1-5	261-2755	261-2755
わくなみこども園(保)	109	涌波2-7-35	264-1419	264-1423
永井善隣館こども園(幼保)	80	菊川2-8-13	231-3429	231-2454
すえひろこども園(幼保)	110	三口新町3-19-10	222-0129	222-0301
かさまいこども園(幼保)	100	笠舞2-27-20	222-5915	222-9339
旭町保育園(幼保)	142	旭町2-13-1	222-5647	222-5647
第一善隣館保育所(幼保)	79	野町3-1-15	241-4030	241-4072
認定こども園子供の家(保)	66	若草町5-32	241-0104	241-0152
すみれこども園(保)	59	寺町4-1-2	241-1932	241-1750
龍雲寺学園・ハウデア学舎(幼保)	105	寺町5-12-40	243-8008	243-8010
平和こども園(幼保)	100	平和町2-6-6	241-2539	241-2539
めぐみこども園(幼保)	102	平和町2-4-5	241-0580	241-0598

認定こども園名	定員	住 所	電 話	FAX
ひばりキッズガーデン(幼保)	100	額新町2-124	298-7611	298-7623
額小鳩こども園(幼保)	185	三十刈町乙156	298-5253	298-4210
ひまわりこども園(保)	99	横川3-33	247-2103	247-2103
神田認定こども園(保)	105	神田1-14-10	244-0680	244-0663
泉の台幼稚舎(幼保)	165	泉野町4-4-3	243-6775	243-6747
伏見台保育園N e o(幼保)	175	窪4-511	243-6745	243-2976
金沢泉丘こども園(幼保)	135	富樫2-5-35	247-4150	247-4139
わかばこども園(幼保)	105	西大桑町7-5	243-4522	243-4510
額小鳩第二こども園(幼保)	115	三十刈町乙154	298-5216	298-4210
しらゆり保育園(幼保)	142	西金沢3-508	249-3620	249-3620
幼保連携型認定こども園すずらん保育園(幼保)	180	西金沢新町266-2	249-4988	249-5977
安原こども園(保)	265	下安原町東1521-1	249-2548	249-9635
ミドリ光と風こども園(幼保)	105	南塚町233	249-6339	249-6716
ミドリの杜こども園(幼保)	105	みどり3-23-2	249-5524	249-5527
めばえこども園(幼保)	135	八日市3-229	249-8266	249-8856
こまどりこども園(保)	136	上荒屋6-428	249-8511	249-9090
わかたけの森こども園(保)	123	高富1-381	291-5574	291-5474
正美保育園(幼保)	300	二口町イ30	261-8815	261-5858
みなとこども園(保)	168	寺中町リ10	268-2743	268-1552
認定こども園大野町こども園(保)	94	大野町4丁目甲18-11	267-0136	267-0428
かもめこども園(幼保)	79	粟崎町タ1-1	238-2061	238-2386
認定粟崎こども園(保)	180	粟崎町1-4	238-3720	238-3723
くら月こども園(保)	135	南新保町口126-1	237-6756	237-6316
認定こども園すくすくふたば(保)	107	駿西新町1-30-9	262-9012	262-0039
あけぼのこども園(幼保)	115	戸水1-18	237-7036	237-8821
さいねんこども園(幼保)	145	西念3-7-21	265-6116	265-6116
ニコニコ保育園(幼保)	225	松村2-20	268-4120	268-4120
広岡こども園(幼保)	140	広岡2-8-26	261-3759	261-3758
あかしあこども園(保)	135	粟崎町3-243-1	238-1100	238-1100
かたつこども園(保)	80	須崎町ト46-1	238-5705	225-8345
大徳学園(幼保)	155	畠田中1-97	267-0961	267-0971
キッズみなと園(保)	204	木曳野2-126	266-1711	266-2711
松寺こども園(保)	166	松寺町丑47	238-1414	238-1427
東金沢こども園(幼保)	188	三池町145	252-7814	255-1071
キッズスクールオオウラ(幼保)	145	大浦町又75-1	238-2734	238-4133
まどかこども園(幼保)	90	南森本町口78-1	258-0758	257-5827
千坂こども園(幼保)	154	疋田町ハ302	258-1321	258-1320
見真こども園(幼保)	135	弥勒町カ112	257-1260	257-1158
みづきこども園(保)	168	みづき4-1	258-2120	258-2242
ひがしやまこども園(幼保)	79	東山3-29-22	252-1414	252-3915
浅野こども園(保)	99	京町3-43	252-1550	254-0282
光こども園(幼保)	175	神宮寺1-11-15	252-9750	252-9077
小金こども園(幼保)	75	小坂町北223-1	252-6800	252-8110
山王こども園(保)	115	山王町2-85	252-0135	252-0140
かみやちこども園(幼保)	160	神谷内町ヘ29	251-1250	251-1260
犀川保育園(幼保)	56	末町16-30	229-1681	229-1681
田上こども園(幼保)	145	田上本町4-151	262-4014	255-0678
ひがしささかわこども園(幼保)	69	袋板屋町西29	229-2030	229-2030
末こども園(幼保)	75	末町21-22	229-0033	229-3160
キッズアカデミー太陽丘こども園(幼保)	191	太陽が丘3-247-1	254-5210	232-1357
双葉第二こども園(保)	36	香林坊2-5-24	231-3456	231-4567
馬場幼稚園(幼保)	116	小橋町4-12	252-3902	252-3908
川上幼稚園(幼)	64	幸町17-34	231-1521	231-1526
長町幼稚園(幼保)	45	片町2-10-23	231-4881	231-4891
金沢星稜大学附属星稜幼稚園(幼保)	210	御所町寅27	252-5057	252-5073
伏見幼稚園(幼保)	130	円光寺3-11-30	242-1233	242-1380
カルメン幼稚園(幼保)	110	三馬3-324	247-0011	247-0091
金沢星稜大学附属星稜泉野幼稚園(幼)	155	泉野町6-17-30	244-5636	244-5639
桜木幼稚園(幼保)	65	寺町2-12-12	241-0059	241-0120
金沢幼稚園(幼保)	121	安江町15-52	225-7161	225-7162
みはる幼稚園(幼保)	270	割出町435	238-0615	207-7617
木の花幼稚園(幼)	130	長町3-1-15	233-2824	233-2987
清泉幼稚園(幼)	45	橋場町13-17	231-0764	231-0764
妙源寺幼稚園(幼)	230	光が丘2-119	298-5533	296-3738
みどりかわい幼稚園(幼)	165	上安原2-130-1	249-4828	249-6838
メロン幼稚園(幼)	170	福久町ル1-1	258-2668	258-2668
金石幼稚園(幼)	180	金石本町口53	268-1303	268-1610

認定こども園名	定員	住 所	電 話	FAX
明成幼稚園(幼)	180	寺中町赤29-1	267-1100	267-1100
白銀幼稚園(幼)	90	芳賀2-2-24	231-5162	231-5315
かわい幼稚園(幼)	160	泉本町3-111	241-0620	241-5679
認定こども園青竜幼稚園(幼保)	135	額新町1-27	298-5050	298-5034
第二かわい幼稚園(幼)	215	入江1-203-1	291-2000	291-7337
伏見かわい幼稚園(幼)	200	米泉町5-26	243-4207	243-4244

認定こども園のうち(幼保)は幼保連携型認定こども園、(保)は保育所型認定こども園、(幼)は幼稚園型認定こども園

幼稚園

金沢市には、国私立あわせて13か所の幼稚園があります。近年の子育て家庭のさまざまなニーズに応えるため、次のような事業を実施しています。

○申し込みおよび問い合わせ先

4月からの入園申し込みは、前年秋頃から受け付けますので、詳しくは各施設へおたずねください。

●預かり保育 教育時間の前後や春・夏・冬の長期休み等でも、子どもを預かる預かり保育を実施しています。

●育児相談 各施設では、育児の悩みや不安の相談に応じています。また、金沢子育て夢ステーションとして、親子ふれあい教室や妊婦教室等を行っている施設もあります。

幼稚園名	定員	住 所	電 話	FAX
北陸学院第一幼稚園	120	三小牛町八1-1	242-0209	242-0302
藤花幼稚園	75	上安原町169-1	240-7444	240-7434
金沢学園幼稚園	165	寺町2-1-4	241-1438	241-1439
天徳幼稚園	155	小立野4-4-4	231-4485	231-4528
済美幼稚園	240	朝霧台2-67	263-2528	263-2529
藤蔭幼稚園	150	笠市町2-47	221-5155	221-6417
若草幼稚園	130	若草町13-41	280-4840	280-4840
玄門寺幼稚園	175	東山2-14-33	252-5777	252-5777
愛香南部幼稚園	80	泉が丘1-16-8	241-3860	241-3415
慶應幼稚園	300	金市町口15	258-1460	258-1471
聖ヨゼフ幼稚園	180	広坂1-1-54	232-0720	232-0721
金沢めぐみ幼稚園	95	笠舞2-6-28	221-7970	221-7983
金沢大学附属幼稚園(国立)	120	平和町1-1-15	226-2171	226-2172

地域子育て支援センター

認定こども園に親子でのびのび遊べる場を設け、育児に関する情報を交換したり、親子と一緒に遊んだり、育児の指導を受けたりしながら、子育てに自信が持てるよう支援しています。また、電話相談も行っています。

○問い合わせ先 各子育て支援センター

施設名	住 所	電 話	FAX
石川県済生会こども園アイリス	本町1-2-16	233-1649	233-3110
むつみえんふれんどはうす	石引2-4-23	221-5206	221-9560
龍雲寺学園・バウデア学舎	寺町5-12-40	243-8008	243-8010
泉の台幼稚舎	泉野町4-4-3	243-6775	243-6747
安原こども園	下安原町東1521-1	249-2548	249-9635
光こども園	神宮寺1-11-15	252-9099	252-9077

金沢こども広場

金沢こども広場は親子と一緒に遊びながらコミュニケーションを深めるところです。また、家庭が抱える子育ての不安や悩みを解消し、お子さんとのかかわり方がスムーズになるよう遊びの指導や子育ての情報を提供し、様々な相談に応じます。

○問い合わせ先 各こども広場

施設名	住 所	電 話	FAX
金沢駅こどもらんど	木ノ新保町1-1(金沢駅あんと内)	260-4150	260-4150
駅西こども広場	西念3-4-25(駅西福祉健康センター2階)	234-5136	234-5104
泉野こども広場	泉野町6-15-5(泉野福祉健康センター5階)	226-1154	242-8037
元町こども広場	元町1-12-12(元町福祉健康センター2階)	251-2258	251-5704
教育プラザ富樫子育て広場	富樫3-10-1(教育プラザ富樫3号館)	243-1054	243-1100
近江町交流プラザちびっこ広場	青草町88(近江町いちば館3階)	260-6724	260-6726
まるびいすくすくステーション	広坂1-2-1(金沢21世紀美術館内)	220-2800	220-2802

● 幼児相談室 ●

言葉や身体の発達が心配と思われるおおむね1歳から就学前までの乳幼児と保護者を対象に、「親子の遊び」を通して、こどもとのかかわり方、育児方法などを指導、助言しています。

◎問い合わせ先 各幼児相談室

施設名	住所	電話	FAX
富桜幼児相談室	富桜3-10-1(教育プラザ富桜内)	243-6415	243-1100
此花幼児相談室	此花町2-7(教育プラザ此花内)	224-5250	220-2458
駅西幼児相談室	西念3-4-25(駅西福祉健康センター内)	234-5117	234-5104

● 一時預かり事業 ●

保護者の病気や看護、一時的または断続的就労、冠婚葬祭、育児リフレッシュのため、一時的に児童の世話を困難になった場合にお預かりします。

◎利用方法、利用料金等詳細については、各施設へおたずねください。

施設名	住所	電話	FAX
保育所・認定こども園	最寄りの施設または金沢市役所保育幼稚園課 ☎220-2299へおたずねください。FAX 220-2360		
近江町交流プラザちびっこ広場	青草町88 (近江町いちば館3階)	260-6724	260-6727
金沢21世紀美術館託児室	広坂1-2-1	220-2815	220-2815
駅西一時預かり施設おひさまるーむ	西都1-5 (ドコモ金沢西都ビル1階)	267-2330	267-2330
中央地区一時預かり施設ほんわかるーむ	中村町15-7 (中村町保育所敷地内)	241-9837	241-9837
金沢未来のまち創造館託児室	野町3-11-1 (金沢未来のまち創造館2階)	280-3114	280-3114

● 児童ショートステイ事業 ●

(短期入所生活援助事業)

保護者が病気や出産、出張のため、児童の養育が一時的に困難になった場合お預かりします。

◎利用方法、利用料金等詳細については、下記の施設または金沢市こども相談センター（児童相談所）☎243-4158へおたずねください。

施設名	住所	電話	FAX
聖靈乳児院	長町1-5-46	223-2878	222-7589
こども家庭支援センター金沢	平和町3-23-5	243-8341	243-8343

● 児童トワイライトステイ事業 ●

(夜間養護等事業)

保護者が恒常に夜間にわたって働いているため、児童の養育が困難になった場合お預かりします。

◎利用方法、利用料金等詳細については、下記の施設または金沢市こども相談センター（児童相談所）☎243-4158へおたずねください。

施設名	住所	電話	FAX
こども家庭支援センター金沢	平和町3-23-5	243-8341	243-8343
野町保育園	野町3-24-32	244-6458	280-5423

● 病児一時保育事業 ●

保育所・認定こども園に通所されている児童等が軽い病気で、保護者の勤務の都合で世話をできない場合、お預かりします。

◎利用方法、利用料金等詳細については、下記の施設または金沢市役所保育幼稚園課 ☎220-2299 FAX 220-2360へおたずねください。

施設名	住所	電話	FAX
聖靈乳児院 病児保育室せいれい	長町1-5-46	223-2980	-
健生クリニック 病児保育室ほっとルーム	平和町3-5-2	241-9062	241-8510
城北病院 病児保育室はっぴ~	京町20-3	253-0561	-
横井小児科内科学院 病児保育室こりすの里	菊川1-10-3	262-8551	-
金沢大学 病児保育室たんぽぽルーム	宝町13-1	265-2990	234-4290
松田小児科医院 ひまわりるーむ	片町2-13-13	231-1260	-
石川県立中央病院 病児保育室ひよこ	鞍月東2-1	238-7868	-
金沢市立病院 病児保育室さくら	平和町3-7-3	245-7330	-

● 児童相談事業（虐待通報）●

育児や発達に関する悩み、養育に関する不安、虐待等、子どもに関するあらゆる相談に専門の職員が対応、総合的な支援を行います。

実施場所	住所・電話	相談時間
子ども相談センター (児童相談所)	富樫3-10-1 (教育プラザ富樫) 青少年相談(児童相談所) ☎243-4158	月～金 9:00～17:45
	虐待通報 ☎243-8348	24時間対応
幼児教育センター	富樫3-10-1 (教育プラザ富樫) ☎243-1018	月～金 9:00～17:45
	電話相談 ☎243-0874	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
	いじめ電話相談 ☎243-1019	
	子ども専用相談ダイヤル (フリーダイヤル) ☎0120-92-8349	

● 児童家庭相談室 ●

(88ページをご覧ください。)

◎問い合わせ先 金沢市児童家庭相談室 ☎220-2422

● こども家庭支援センター金沢 ●

こども家庭支援センター金沢は、児童福祉法に基づき児童養護施設享誠塾に設置された相談機関です。専門の職員（相談員、心理療法担当者）が、お子さんを中心とする家庭の問題について相談を受けます。

実施場所	住所・電話	相談時間
こども家庭支援センター金沢	平和町3-23-5 ☎ 243-8341 FAX 243-8343	月～金 9:00～17:30 (土日祝・年末年始休み)

● 児 童 館 ●

金沢市内には、現在、県立1か所、市立32か所の児童館があります。だれでも自由に利用できる児童厚生施設として、児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、情操を豊かにする目的で、季節を通して遊びや伝承遊び、スポーツや工作、料理教室等が行われています。

なお、城北児童会館については、85ページをご覧ください。

◎地区児童館一覧

館名	住所	電話	FAX
長町	長町2-2-16	232-9221	232-9221
芳斎	芳斎2-3-29	222-7477	222-7477
花園	今町チ41	258-0028	258-0028
馬場	東山3-29-22	253-1255	253-1255
大野町	大野町1-8-5	268-1277	268-1277
平和町	平和町2-8-7	241-4851	241-4851
大徳	畠中2-234	268-2533	268-2533
小坂	小坂町北312	251-6055	251-6322
材木	材木町13-11	223-7765	223-7765
米丸	簡明町2-346	291-5535	291-5536
富樺	山科1-6-8	242-4252	242-4252
小立野	小立野4-7-51	233-1780	233-1780
中村	中村町10-35	247-4456	247-4456
粟崎	粟崎町1-3	237-3837	237-3837
鞍月	直江南1-1	237-8957	237-1788
瓢箪	彦三町2-10-5	221-1518	255-2505
金石	金石通町3-14	266-1125	266-1125
安原	福増町北1067	249-8930	249-8937
森山	森山2-11-13	251-4332	251-4332
弥生	弥生1-29-13	243-7588	243-7588
新神田	新神田1-1-18	291-4496	291-4490
浅野町	浅野本町2-13-12	252-5664	252-5664
三和	上荒屋4-82	249-2908	249-6908
二塚	北塚町西98	269-0272	269-0242
押野	八日市2-464	247-3220	247-3220
千坂	千木1-235	258-3969	258-3969
長田町	長田1-5-50	235-2180	235-2180
扇台	馬替1-29-1	296-1180	296-8588
杜の里	若松町3-281	222-7759	222-7796
西南部	八日市出町815	240-3878	240-3878
戸板	戸板1-2	231-5145	231-5146

● 放課後児童健全育成事業 ● (放課後児童クラブ)

金沢市には103の放課後児童クラブがあります。

共働き等により、放課後、児童を保護する方がいない家庭の小学生をお預かりし、遊びを中心とする健全育成活動を行っています。

◎申し込みおよび問い合わせ先 各放課後児童クラブ

クラブ名	住所	電話	FAX
杉の木ホーム	材木町13-36	222-9030	222-1389
仲よしホーム	野町3-1-15	241-4030	241-4072
たんぽぽくらぶ	涌波2-6-14	264-3743	254-6999
三馬つ子クラブ	久安6-83	247-6425	247-6425
すみれクラブ	小立野4-2-24	222-8550	222-8550
きりん児童クラブ	みどり1-179	249-4782	249-4782
あすなろクラブ	しじま台2-1-8	298-2185	298-2185
さいおう児童クラブ	菊川1-2-15	264-2723	265-6053
がんばりっこクラブ	田上本町3-180-1	222-0922	222-0922
いすみのクラブ	若草町3-16	241-7734	241-7734
どんぐりクラブ	東長江町に17	251-5417	251-5417
きびきの児童クラブ	木曳野4-284	268-8025	268-1552
ひかり学童園	小立野4-5-1	231-4593	231-4604
たいようクラブ	平和町3-23-5	242-5051	242-5051
やまびこクラブ	末町21-25-2	229-1522	229-1522
米泉つ子クラブ	米泉町4-133-2	242-3703	242-3703
中央児童クラブ	玉川町2-1	261-0294	261-0294
大浦ひまわり児童クラブ	木越2-4-1	258-7855	258-7856
不動寺児童クラブ	不動寺町イ33	257-4350	257-4350
戸板児童クラブめいげつ	戸板1-1	232-5772	232-5772
おおぞらクラブ	長坂3-14-1	245-3447	245-3447
内川学童クラブ	三小牛町20-1-10	247-2263	247-2240
浅野川ぴょんぴょんクラブ	須崎町チ43-3	237-0099	237-0099
四十万児童クラブ	四十万4-267	298-4524	298-4524
伏見台児童クラブ	窪5-335	245-0205	245-0205
げんきクラブ	小坂町中164-7	252-6013	252-6013
花園児童クラブ	二日市町チ90-1	258-6665	258-6665
ながた児童クラブ	長田1-5-40	233-9120	282-9190
わかばクラブ	芝原町イ59	235-1852	235-1852
川北さくら児童クラブ	北寺町ヘ7-2	090-6275-4376	-
諸江けやき児童クラブ宙組	北安江2-25-1	231-7475	231-7475
ふたつか児童クラブ	稚日野町南58	267-5208	267-5208
めいせい児童クラブ	此花町2-7	221-0938	221-0938
たがみっこクラブ	田上町ニ9-2	224-6711	224-6711
ほしぞらクラブ	円光寺1-1-7 E棟	280-0630	280-0630
東浅川児童クラブ	上中町ヘ14甲	229-3146	229-3146
第2四十万児童クラブ	しじま台2-26-11	296-3567	296-3567
ばば児童クラブ	東山3-9-30	252-8494	252-8494
第2諸江けやき児童クラブ	諸江町28-1	090-2032-1630	-
三和キッズクラブ	上荒屋4-79-2	249-7908	-
三谷児童クラブ	宮野町ニ277	254-1266	254-1266
中村児童クラブ	中村町13-21	280-4137	280-4137
戸板児童クラブきくざくら	戸板1-1	222-7450	222-7450
安原第二こじか児童クラブ	福増町北1067	249-8930	249-8937
大野町児童クラブ	大野町1-8-1	268-1277	268-1277
諸江けやき児童クラブ花組	北安江2-25-1	231-7475	231-7475
第2三馬つ子クラブ	久安5-298	247-6424	247-6424
戸板児童クラブききょう	出雲町イ130-1	260-1608	260-1608
第二伏見台児童クラブ	窪5-623	244-8873	244-8873

クラブ名	住所	電話	FAX
第2浅野川ぴょんぴょんクラブ	須崎町チ43-1	080-2963-9121	—
おひさまクラブ	長坂1-7-6	259-5177	259-5177
杉の木ホームⅡ	材木町13-40	222-1389	222-1389
米丸第二児童クラブ	閻明町2-247	256-2236	256-2636
よつばくらぶ	涌波3-3-15	255-2029	255-2029
第三伏見台児童クラブ	窪5-623	244-8873	244-8873
ひまわりくらぶ	涌波4-15-18	255-0098	255-0098
第2あすなろクラブ	額乙丸町イ41	205-3826	205-3826
さいねんこども園学童クラブ	西念3-7-21	265-6116	265-6116
梅光学童クラブ	石引4-6-1	232-1071	222-2407
ふたば児童クラブ	駿西新町1-30-9	262-9012	262-0039
マーヤクラブ	南森本町又130	257-4457	257-4457
若竹児童クラブ	馬替2-150-1	298-7557	298-8182
味噌蔵児童クラブ	小将町8-23	090-3765-3917	221-0994
かもめ児童クラブ	粟崎町タ1-1	238-2061	238-2386
かみやち児童クラブ	神谷内町ヘ33-3	251-1250	251-1260
アリスこどもの国	伏見台1-6-13	(280-1991) (280-0456)	272-8180
わかまつ児童クラブ	若松町南24	232-9966	225-7163
太陽丘キッズカレッジ	太陽が丘2-1	223-5531	223-5301
にこにこクラブI	松村6-176-3	266-2561	266-2562
にこにこクラブII	松村6-176-3	266-2561	266-2562
大浦保育園児童クラブ	大浦町又75-1	238-2734	238-4133
マーヤ第2クラブ	南森本町ル54	256-5744	256-5744
シェア金沢放課後自然教室	若松町セ104-1	225-8155	214-8455
ミドリ児童クラブDragonfly	南塚町268-3	249-1990	249-1991
アイ・キッズ	泉野町4-4-12	242-3035	243-0747
第2シェア金沢放課後自然教室	若松町セ104-1	225-8155	214-8455
医王っ子クラブ	二俣町さ21	236-1242	236-1242
放課後児童クラブM-friends	二口町ハ44-5	261-8370	261-8370
太陽丘キッズカレッジII	太陽が丘3-1-15	223-5531	223-5301
第3シェア金沢放課後自然教室	若松町セ104-1	225-8155	214-8455
放課後児童クラブセカンドプレイスHikari	元町1-14-12	080-1300-7623	—
八日市もりのき児童クラブ	八日市出町729	259-1541	259-1542
二日市はのき児童クラブ	二日市町ニ4-1	254-1585	254-1586

● 放課後児童クラブを実施している児童館 ●

館名	住所	電話	FAX
平和町	平和町2-8-7	241-4851	241-4851
大徳	畠田中2-234	268-2533	268-2533
小坂	小坂町北312	251-6055	251-6322
米丸	閻明町2-346	291-5535	291-5536
富檍	山科1-6-8	242-4252	242-4252
栗崎	粟崎町1-3	237-3837	237-3837
鞍月	直江南1-1	237-8957	237-1788
金石	金石通町3-14	266-1125	266-1125
安原	福増町北1067	249-8930	249-8937
森山	森山2-11-13	251-4332	251-4332
弥生	弥生1-29-13	243-7588	243-7588
新神田	新神田1-1-18	291-4496	291-4490
浅野町	浅野本町2-13-12	252-5664	252-5664
三和	上荒屋4-82	249-2908	249-6908
押野	八日市2-464	247-3220	247-3220
千坂	千木1-235	258-3969	258-3969
杜の里	若松町3-281	222-7759	222-7796
西南部	八日市出町815	240-0017	240-3878

● 城北児童会館 ●

小坂町西8-11 ☎251-0444 FAX 251-0459

◆開館時間 午前9時30分～午後6時

◆休館日 毎週月曜日

　国民の祝日（5月5日を除く）

　年末年始（12月29日～1月3日）

◆入場料 無料

◆事業 各種教室、クラブを随時開催し、展示コーナーも併設しています。

● かなざわ子育てすまいるクーポン ●

小学校に入学する前の赤ちゃんを対象に、文化、スポーツ、公衆浴場、県立施設等を親子で利用するときの利用券、一時預かり等の助成券、絵本の交換券等の冊子を支給します。

※公衆浴場利用券は平成29年4月以降に生まれた赤ちゃんが対象です。平成28年4月～平成29年3月末までに生まれた赤ちゃんは公衆浴場の利用券は含まれません。

◎問い合わせ先 金沢市役所子育て支援課 ☎220-2285 FAX 220-2360

● ファミリーサポートセンター ●

ファミリーサポートセンターに登録し必要な講習を修了した会員が、保護者の仕事や疾病の際の保育所等の送迎や預かりなど、個別の要望にあった育児支援を行います。

◎問い合わせ先

金沢市ファミリーサポートセンター
富樫3-10-1 ☎243-3410 FAX 243-3412
(教育プラザ富樫 親子ふれあい館内)

● 産前・産後ママヘルパーの派遣 ●

（保健・衛生関係に記載されている内容と同じです。93ページをご覧下さい。）

◎問い合わせ先 金沢市役所子育て支援課 ☎220-2285 FAX 220-2360

ひとり親家庭等日常生活支援事業

概要

ひとり親家庭及び寡婦の家庭で、就職活動や疾病などの理由やひとり親家庭となって間がないなど、一時的に生活支援や子育て支援が必要になった場合等や、乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭等であって、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等（所定内労働時間の就業を除く。）定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭に、ホームヘルパーの派遣等を行います。所得に応じて、利用者の一部負担金があります。（1時間当たり0円～300円）

対象者

母子家庭、父子家庭、寡婦

問い合わせ先

子育て支援課 220-2285

高等職業訓練促進給付金等事業

概要

ひとり親家庭の母（父）が看護師（准看護師）、保育士、美容師、社会福祉士、調理師等の資格を取るため、養成期間が1年以上の学校で学ぶ場合、給付金を支給します。なお、令和4年度については、上記以外の民間資格（デジタル分野の資格など）を取るため、養成期間が6か月以上の学校で学ぶ場合も対象となります。

対象者

ひとり親家庭の母（父）<所得制限有>

問い合わせ先

子育て支援課 220-2285

自立支援教育訓練給付金事業

概要

ひとり親家庭の母（父）が就職に必要なパソコンやホームヘルパーなどの講座を受ける場合、修了時に費用の一部（雇用保険の受給資格がない場合は6割相当、20万円が上限。雇用保険の受給資格がある場合はハローワークの教育訓練給付制度による助成額を差し引いた額。）を支給します。

対象者

ひとり親家庭の母（父）<所得制限有>

問い合わせ先

子育て支援課 220-2285

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

概要

高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合に給付金を交付します。（①受講開始時給付金：費用の3割、7万5千円限度②受講修了時給付金：費用の1割、①と合わせて10万円限度）また、試験合格時にも給付金を交付します。（③合格時給付金：費用の2割、ただし、①②と合わせて15万円限度）

対象者

ひとり親家庭の母（父）及び子ども（20才未満）<所得制限有>

問い合わせ先

子育て支援課 220-2285

生活・学習支援ボランティア派遣事業

概要

対象者の家庭に、大学生等のボランティアを派遣し、学習支援や生活支援を行います。

対象者

母子家庭、父子家庭、養育者家庭、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の小・中学生、高校生など

問い合わせ先

子育て支援課 220-2285

児童扶養手当

概要

父（母）と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉を増進するため手当を支給します。（所得制限有）

＜令和4年度手当額＞（令和4年4月1日現在）

・月額 児童1人の場合	全部支給 43,070円 一部支給 43,060円～10,160円
児童2人の場合	全部支給 10,170円 一部支給 10,160円～5,090円
児童3人目以降	全部支給 6,100円 一部支給 6,090円～3,050円

※物価スライドに伴う手当額の変動があります。

対象者

父（母）と生計を同じくしていない児童（離婚・死別・遺棄・保護命令・拘禁・未婚の母等）を監護している母（父）（父（母）が重度障害の場合を含む）または母（父）に代わって養育している者。

対象児童は、18歳の年度末まで手当が支給される（中～重度の障害のある児童は、20歳未満）。

申請に必要な書類等

事前相談が必要です。申請の際には本人・対象児・扶養義務者のマイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）が必要です。

- ・戸籍謄本
- ・年金手帳
- ・銀行口座のわかるもの
- ・印鑑
- ・健康保険証
- ・その他（ひとり親等に至る状況により添付書類は異なります）等

問い合わせ先

子育て支援課 220-2285 FAX 220-2360

児童手当

概要

お子さんを養育する人に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定とともに次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援する制度。

・支給額	3歳未満	月額1万5千円
	3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）	月額1万円
	3歳以上小学校修了前（第3子以降）	月額1万5千円
	中学生	月額1万円
	所得制限額以上の場合	月額5千円

- ・支払月 6月、10月及び2月（それぞれ前月分までをお支払い）

※令和4年10月支給分から、所得制限限度額超世帯のうち、受給者の所得が一定額以上の場合、児童手当は支給されません。

対象者

中学校修了前の子供を養育している方に支給されます。

ただし、公務員の方は勤務先から支給されますので勤務先にご確認ください。

申請に必要な書類等

- ・本人確認書類
- ・マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）
- ・厚生年金等に加入している方は年金加入証明書または健康保険被保険者証の写し
- ・請求者の普通預金通帳または口座のわかるもの
- ・お子さんと別居している方は別居監護申立書

問い合わせ先

子育て支援課 220-2285 FAX 220-2360

主任児童委員

概要 本市には111名の主任児童委員があり、市内54地区に2ないし3名づつ配置されております。複雑・多様化する児童問題を主に担当し、様々な支援活動を行っています。

問い合わせ先 予育て支援課 220-2285 FAX 220-2360

児童家庭相談室（児童家庭・ひとり親相談）

概要 経済的に困難な状況にある子どもやひとり親家庭の相談・支援を行っています。

問い合わせ先 児童家庭相談室（予育て支援課内） 220-2422

養育費の相談

概要 ひとり親家庭の経済的安定のために養育費に関する相談を行っています。

問い合わせ先 金沢市母子寡婦福祉連合会 224-3417

児童家庭相談室（予育て支援課内） 220-2422

金沢権利擁護センター（高齢者等権利擁護窓口） 231-3521
(金沢市社会福祉協議会内)

金沢市育英会奨学資金の支給

概要 学業が優れ又は文化・スポーツ活動に熱心に取り組み、生活態度がよく、健康上就学に支障がないが、経済的理由で高等学校及び特別支援学校の高等部に就学困難な生徒に対し、奨学資金を支給します。

・支給額 月額10,000円

・出願期間 4月中旬～5月中旬

※各学校を通じて願書を提出してください。

対象者 保護者が市内に居住している高等学校及び特別支援学校の高等部の生徒
(他の奨学資金との併給はできません)

問い合わせ先 金沢市育英会事務局（予育て支援課内） 220-2285

母子生活支援施設

概要 生活上のいろいろな問題のため、児童の養育が十分にできない場合に、母子家庭の母と子が一緒に入所し、安定した生活を送るための児童福祉施設です。施設の職員が母子の自立を支援します。

問い合わせ先 予育て支援課 220-2285

保 健 ・ 衛 生 関 係

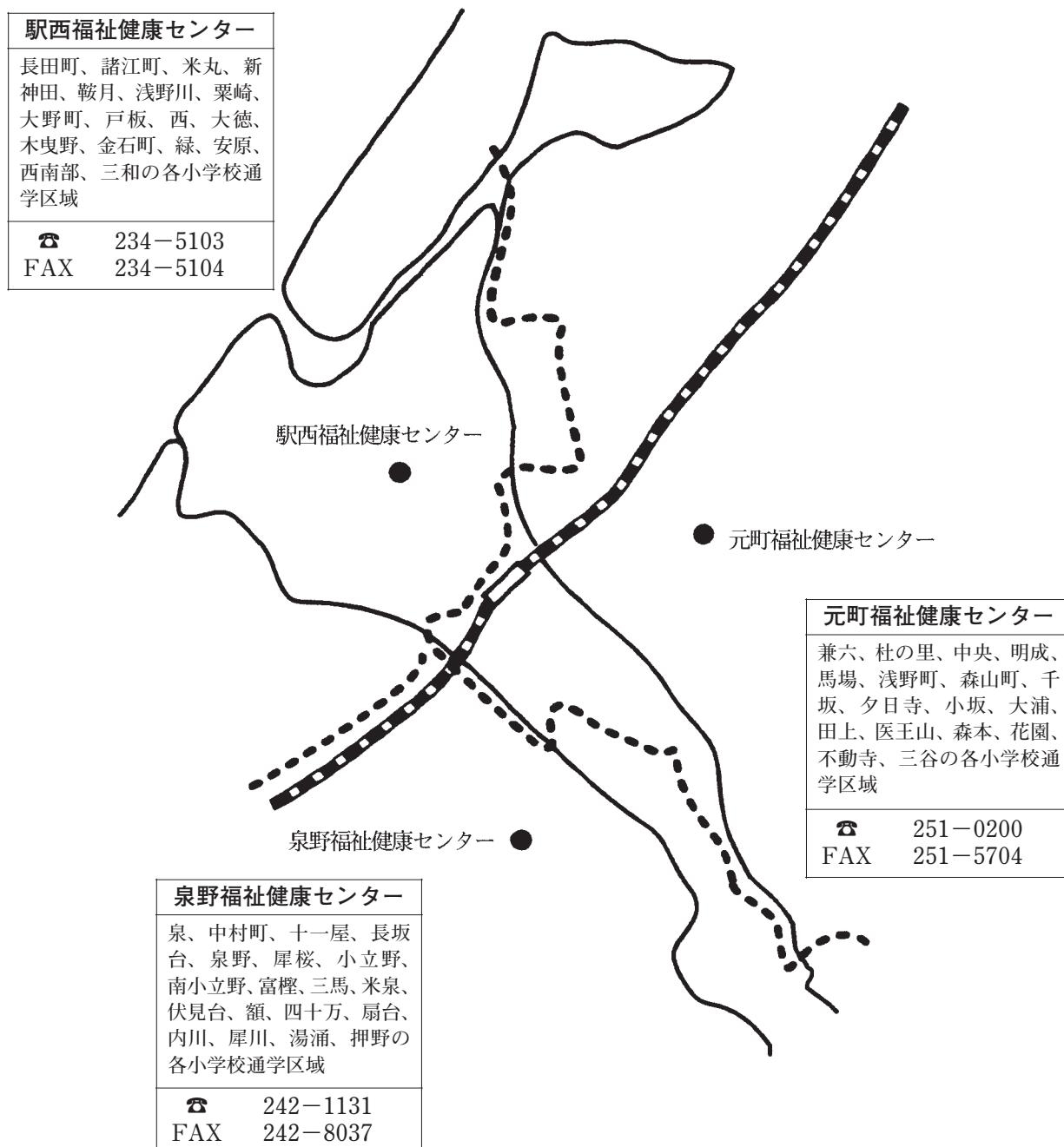
母と子の健康

プレ妊活健診	91
妊娠の届出および母子健康手帳の交付	91
妊娠婦および乳幼児の健康診査	92
産後ケア事業	92
元気に育て！赤ちゃん訪問および妊娠、出産、育児等に関する健康教室・健康相談	93
産前・産後ママヘルパーの派遣	93
成人の健康	
健康診査	94
遺伝相談	95
健康相談	95
健康教室	95
わたしの健康ポイント事業	95
訪問指導	96
こころの健康相談	96
高齢者への介護予防	
一般介護予防事業	97
精神に障害のある方の社会復帰への援助	
地域活動支援センター	98
障害福祉サービス事業所	98
職場適応訓練	98
精神障害者保健福祉手帳の交付	99

医療費の公費負担

精神に障害のある方の医療費公費負担	100
結核患者の医療費公費負担	100
指定難病の医療費の公費負担	101
特定疾患の医療費の公費負担	102
子育て支援医療費助成	102
ひとり親家庭等医療費助成	102
未熟児養育医療	103
小児慢性特定疾病医療	103
自立支援医療（育成医療）	103
自立支援医療（更生医療）	104
心身障害者医療費助成	104
不妊検査費助成	104
不妊治療費助成	105
不育症治療費助成	105
妊娠のための禁煙外来治療費助成制度	106
救急・休日診療	
金沢広域急救センター	106
休日当番医	106
休日歯科診療	107
休日当番薬局	107
はり、きゅう、マッサージの助成	
助成券の交付	107

福祉健康センター管内別小学校通学区域名一覧



【母と子の健康】

プレ妊活健診

概要

将来子どもを望む夫婦が、本格的な妊活の前に夫婦それぞれの健康状態のチェックと専門家による妊娠に関する健康教育を無料で受けることができます。

対象者

夫婦の両方又は一方が金沢市に住民登録があり、妻の年齢が40歳未満である夫婦。

※令和5年4月1日以降は、妻の年齢が30歳以上の場合、「婚姻日から2年以内」が条件に追加されます。

問い合わせ先

健康政策課 220-2233 FAX 220-2231

妊娠の届出および母子健康手帳の交付

概要

妊娠された方は、できるだけ早く妊娠の届出をして、母子健康手帳の交付を受けましょう。母子健康手帳には、お子さんを健やかに産み育てるための大切なことが書かれています。また、妊娠、出産の状態、生まれてくるお子さんの発育の過程などお母さんとお子さんの健康状態を詳しく記録しておくもので、お子さんの健康記録として大切なものです。

金沢市内に住所（住民票）のある方には母子健康手帳とあわせて別冊の「母子保健のしおり」もお渡ししています。

「母子保健のしおり」は妊産婦、乳幼児の健康の保持増進を目的とした、健康診査の受診券などが綴られています。

母子健康手帳交付時に、窓口で妊娠中の日常生活についての助言や健康相談を行っています。

交付場所 福祉健康センター、健康政策課

対象者

妊娠された方

問い合わせ先

健康政策課 220-2233 FAX 220-2231

泉野福祉健康センター 242-1131 FAX 242-8037

元町福祉健康センター 251-0200 FAX 251-5704

駅西福祉健康センター 234-5103 FAX 234-5104

妊産婦および乳幼児の健康診査

概要

医療機関で受診する健康診査（個別健診）と福祉健康センターで受ける健康診査（集団健診）があります。

健康診査の種類	実施場所	必要な物等
妊婦歯科健康診査	金沢市内の歯科診療所	
妊産婦健康診査 乳幼児（1か月・ 6か月・1歳・2歳） 健　康　診　査	石川県内の医療機関※	母子健康手帳・受診票（母子保健の しおりに綴じ込み）を持参し直接受 診
3か月児健康診査		母子健康手帳
1歳6か月児健康診査	福祉健康センター	健診案内通知に同封されている問診票 (個別に健診日の案内が通知されます)
3歳児健康診査		

※妊産婦健康診査および乳児（1か月）健康診査については、県外へ里帰りされた場合も助成制度があります。

※出産予定日以後の健診及び多胎妊娠の追加健診への助成制度があります。

※妊婦健康診査の一部は、助産所でも受診できます。

対象者

妊婦および産婦 乳幼児

問い合わせ先

健康政策課	220-2233	FAX 220-2231
泉野福祉健康センター	242-1131	FAX 242-8037
元町福祉健康センター	251-0200	FAX 251-5704
駅西福祉健康センター	234-5103	FAX 234-5104

産後ケア事業

概要

お母さんが安心して子育てできるように、医療機関や助産院でお母さんと赤ちゃんのケアや授乳相談、育児サポートなどを受けられます。

対象者

身近に育児支援者がおりず、産後の体調不良や育児に不安がある産後1年末満のお母さんとその赤ちゃん（※事前に申請が必要です）

問い合わせ先

健康政策課	220-2233	FAX 220-2231
泉野福祉健康センター	242-1131	FAX 242-8037
元町福祉健康センター	251-0200	FAX 251-5704
駅西福祉健康センター	234-5103	FAX 234-5104

元気に育て！赤ちゃん訪問および妊娠、出産、育児等に関する健康教室・健康相談

概要

・元気に育て！赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれた全世帯を保健師、助産師が訪問し、お子さんの発育、発達、育児について助言すると共にお母さん自身の相談に応じています。

・健康教室および健康相談

福祉健康センターでは、妊娠、出産、育児等に関する健康教室や健康相談を行っています。

すくすく育児教室・ひよこ親子教室 しっかり食べよう教室

父と子のふれあい教室 乳幼児健康相談 幼児発達相談

5歳児就学前相談 ヘルシー食生活相談

交流と相談の場 ベビースペース『hug』

対象者

妊婦および産婦、乳幼児とその保護者

問い合わせ先

泉野福祉健康センター 242-1131 FAX 242-8037

元町福祉健康センター 251-0200 FAX 251-5704

駅西福祉健康センター 234-5103 FAX 234-5104

地域保健課 234-5102 FAX 234-5104

(しっかり食べよう教室、ヘルシー食生活相談のみ)

産前・産後ママヘルパーの派遣

概要

妊娠中や出産後、育児・家事の支援を必要とする家庭に、ヘルパーを派遣することにより、安心して育児や日常生活を営めるよう支援する制度です。

援助内容 〔育児援助〕沐浴の手伝い、授乳の手伝い、おむつ交換

〔家事援助〕調理、食事の片づけ、洗濯、掃除、買い物

〔兄弟・姉妹の世話〕在宅における兄弟・姉妹の育児の手伝い

派遣時間 月～金午前9時から午後5時 1回／1日、1回につき2時間

※土日祝、年末年始除く

派遣回数 産前（母子健康手帳交付以降）20回まで

出産・退院後2か月以内に20回まで（3歳未満児がいる世帯は1年内に25回まで、多胎児を出産した世帯は2年内に50回まで）

料金 1回につき1,000円（産後、おためしクーポン使用の場合1回につき500円）

（所得税非課税世帯は250円、市民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料）

対象者

市内に在住されている方で、育児や家事などを手伝ってくれる人がいない産前（母子健康手帳交付以降）または、出産・退院後2か月以内（3歳未満児がいる場合は1年内、多胎児を出産した場合は2年内）のお母さん

申請に必要な書類等

産前・産後ママヘルプサービス利用申込書

問い合わせ先

予育て支援課 220-2285 FAX 220-2360

金沢健康福祉財団 260-0071 FAX 222-0025

申請先

金沢健康福祉財団 260-0071 FAX 222-0025

【成人の健康】

健 康 診 査

概要

糖尿病やがん、心疾患、脳血管疾患等の予防のため健康診査を実施

特定健康診査とは？

各医療保険者に義務付けされた40歳から74歳までの方を対象とした健康診査です。金沢市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されている方、生活保護受給中の方には、金沢市から受診券をお送りします。上記以外の健康保険に加入されている方には加入されている医療保険者からご案内があります。

・すこやか検診

場 所 すこやか検診担当病院、医院、歯科医院

内 容 ・特定健康診査（老健施設等の入居者は対象外です。）

・肝炎ウイルス検査、結核検診、前立腺がん検診、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診、歯科健診、聴力検診、骨粗しょう症検診、緑内障検診、もの忘れ健診

・集団検診

場 所 福祉健康センター等

内 容 ・特定健康診査（老健施設等の入居者は対象外です。）

・肝炎ウイルス検査、結核検診、前立腺がん検診、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診、骨粗しょう症検診、若年者健康診査

対象者

・すこやか検診

特定健康診査は40歳以上で受診券が送付された方（70、73、76歳の方には、もの忘れ健診の受診券も送付されます。）

その他の検診は40歳（子宮頸がん検診は20歳、歯科健診は25歳、胃がん検診は50歳、結核検診・聴力検診は65歳、緑内障検診は50歳、前立腺がんは55歳）以上のお勤めでない特定年齢の方で、受診券が送付された方

・集団検診

特定健康診査は40歳以上で受診券が送付された方

その他の検診は、若年者健康診査は18～39歳、肝炎ウイルス検査は40、45、50、55、60歳で受診券が送付された方、肺・胃・大腸・乳がん検診は40歳以上（乳がん検診は女性のみ）、子宮頸がん検診は20歳以上の女性、骨粗しょう症検診は30、35、40、45、50歳の女性、前立腺がん検診は55歳以上の男性、結核検診は65歳以上の方

申請に必要な書類等

・すこやか検診

すこやか検診担当医療機関に予約し、受診券、健康保険証を持参のうえ受診
もの忘れ健診は、受診券に同封されている一次調査票を記入し、特定健康
診査にあわせて受診してください。

・集団検診

Web、はがきまたはFAXで事前予約が必要

特定健康診査は受診券、健康保険証を持参

肝炎ウイルス検査は受診券を持参

問い合わせ先

健康政策課 220-2730 FAX 220-2231

遺伝相談

概要	「遺伝」に関わる気がかりや悩みについて臨床遺伝専門職が相談に応じます。
日時	第4水曜日 14:00~15:00 (11月のみ第5水曜日)
対象者	相談をご希望の方
申請に必要な書類等	事前予約制
問い合わせ先	泉野福祉健康センター 242-1131 FAX 242-8037

健 康 相 談

概要	福祉健康センターで健康相談を実施 内容 生活習慣病予防相談（要予約）、ヘルシー食生活相談（要予約） 喫煙習慣改善相談
対象者	相談をご希望の方
問い合わせ先	泉野福祉健康センター 242-1131 FAX 242-8037 元町福祉健康センター 251-0200 FAX 251-5704 駅西福祉健康センター 234-5103 FAX 234-5104 地域保健課 234-5102 FAX 234-5104 (ヘルシー食生活相談のみ)

健 康 教 室

概要	福祉健康センターでは、地域での出前健康講座、こころの健康づくり教室などを開催しています。
対象者	教室を希望される団体等
問い合わせ先	泉野福祉健康センター 242-1131 FAX 242-8037 元町福祉健康センター 251-0200 FAX 251-5704 駅西福祉健康センター 234-5103 FAX 234-5104

概要	金沢健康福祉財団で、健康に関する様々な教室を開催 内容 からだかるやか塾、健康ウォーキング、みんなの健康運動教室、からだとこころのリラックス教室、健康スタジオ開放、ヘルシークッキング
対象者	金沢市民の方、金沢市内に在勤、在学の方
問い合わせ先	金沢健康福祉財団 222-0102 FAX 222-4366

わたしの健康ポイント事業

概要	1日の歩数や健康教室への参加によってポイントが付与され、一定ポイントがたまると金沢元気わくわくクーポンやオリジナルグッズがもらえます。
対象者	金沢市民の方、金沢市内に在勤、在学の方
問い合わせ先	金沢健康福祉財団 222-0102

訪問指導

概要 保健師が訪問して生活習慣病の予防や健康管理についての保健指導を行っています。

対象者 生活習慣病の予防や健康管理に関する保健指導が必要な方

問い合わせ先 泉野福祉健康センター 242-1131 FAX 242-8037

元町福祉健康センター 251-0200 FAX 251-5704

駅西福祉健康センター 234-5103 FAX 234-5104

こころの健康相談

概要 こころの健康に関する相談は随時保健師が行っていますが、下記のようなこころの健康相談（精神科医・心理士による相談）も受け付けています。

・精神科医によるこころの健康相談

内 容 ストレス、不安、不眠、ゆううつ、認知症など、
こころの健康に関する相談

日 時 泉野福祉健康センター

第4火曜日 13:30~15:30

元町福祉健康センター

第3木曜日 13:30~15:30

駅西福祉健康センター

月1回 木曜日 15:00~17:00

※精神科に通院中の方は、まず主治医にご相談ください。

・心理士によるこころの健康相談

内 容 考え方の癖や抱えている悩みと一緒に整理するなどの相談

日 時 詳細は各福祉健康センターへお問い合わせください。

・保健師によるひきこもり相談

内 容 ひきこもりに関する相談

日 時 泉野福祉健康センター

第4火曜日 13:30~15:30

元町福祉健康センター

第2火曜日 13:30~15:30

第3日曜日 10:00~12:00

駅西福祉健康センター

第3木曜日 13:30~15:30

対象者 相談をご希望の方（こころの健康相談については、精神科や心療内科に通院していない方）

申請に必要な書類等 事前予約制

問い合わせ先 泉野福祉健康センター 242-1131 FAX 242-8037

元町福祉健康センター 251-0200 FAX 251-5704

駅西福祉健康センター 234-5103 FAX 234-5104

【高齢者への介護予防】

一般介護予防事業

概要 いつまでも健康でいきいきと過ごせるよう、日常生活に必要な心身の機能の維持・向上を目的とした事業です。

★介護予防教室

健康長寿のための講話や運動などを行います。

- ・転ばん元気な体づくり教室
- ・フレイル予防栄養教室
- ・高齢者健康づくり体力増進教室 など

★専門職の派遣

- ・そくさい地域出前講座

住民主体のグループへ運動・栄養・口腔の専門職を派遣します。

対象者 65歳以上の市民の方

問い合わせ先 健康政策課 220-2233 FAX 220-2231

概要 住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

(地域介護予防活動支援事業)

★ボランティアの育成

- ・運動普及推進員養成講座
- ・フレイルサポーター養成講座

★グループ立ち上げ支援

- ・介護予防運動サークル支援

対象者 65歳以上の市民の方、介護予防の支援活動に関わる方

問い合わせ先 健康政策課 220-2233 FAX 220-2231

【精神に障害のある方の社会復帰への援助】

地域活動支援センター

概要 軽作業などの訓練を通して、対人関係の改善や作業意欲の向上を図り、精神に障害のある方の社会的自立を目指す。

泉の家	城南2-43-18	224-4425
ことじ作業所	末町9-47-17	229-1520
NPO法人いづみの	泉野町1-1-25	280-5503
クリエーションけやき	藤江北1-425	266-1898
ピアサポートいしひき	石引2-1-3	231-3316
地域活動支援センターあるふあ	増泉1-20-17	280-9147

対象者 地域で生活しており、精神科に通院している方

問い合わせ先 障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

利用相談 各施設

申請先 障害福祉課

障害福祉サービス事業所

概要 障害福祉サービスには介護の支援を受ける「介護給付」と訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があり、各給付には以下のものがあります。

介護給付……居宅介護、短期入所、生活介護、施設入所支援など

訓練等給付…自立訓練（生活訓練・機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援、

共同生活援助（グループホーム）など

対象者 身体障害（難病患者等を含む）、知的障害または精神障害（発達障害を含む）に該当する方

問い合わせ先 障害福祉課 220-2289 FAX 232-0294

利用相談 各施設

申請先 障害福祉課

職場適応訓練

概要 個々の精神に障害のある方の能力に適した職場に雇用されるよう、事業主に委託して原則6ヶ月以内の訓練を行い、職場への適応を図るものです。

対象者 病気から回復された方で、就労を希望している方

問い合わせ先 金沢公共職業安定所 253-3033 FAX 200-6029

精神障害者保健福祉手帳の交付

概要

精神に障害があるため長期にわたり日常生活または社会生活への制約（障害）がある方に、申請により交付
障害の程度により、1級から3級に級別され、税法上の各種控除、体育施設等一部市営施設の使用料の減免が受けられます。

対象者

精神に障害を有する方で、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方

申請に必要な書類等

申請書、診断書または年金証書の写し（精神障害が事由であるもの）、
写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚、印鑑、
マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）

問い合わせ先

障害福祉課	220-2289	FAX 232-0294
泉野福祉健康センター	242-1131	FAX 242-8037
元町福祉健康センター	251-0200	FAX 251-5704
駅西福祉健康センター	234-5103	FAX 234-5104

【医療費の公費負担】

精神に障害のある方の医療費公費負担

概要

- ・自立支援医療（精神通院医療）

精神に障害のある方の通院医療費の自己負担は原則として1割ですが、世帯の所得水準に応じて、ひと月あたりの負担に上限が認定されます。

対象者

- ・自立支援医療（精神通院医療）

通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方

自立支援医療の申請に必要な書類等

申請書、印鑑（本人署名の場合省略可）、診断書、健康保険証、マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）

問い合わせ先

障害福祉課	220-2289	FAX 232-0294
泉野福祉健康センター	242-1131	FAX 242-8037
元町福祉健康センター	251-0200	FAX 251-5704
駅西福祉健康センター	234-5103	FAX 234-5104

結核患者の医療費公費負担

概要

- ・一般患者

結核患者が指定医療機関で医療を受ける場合は、公費負担の対象として認められた医療費について、自己負担は5%となり、残りが健康保険の医療給付と公費負担になります。

- ・勧告または措置による入院患者

結核のまん延を防止するため必要があると認める場合は、保健所長が、入院勧告または措置をすることができます。

医療費は加入されている健康保険の種類にかかわらず、自己負担分の全額または一部を公費で負担します。

申請に必要な書類等

・一般患者	申請書、マイナンバー（個人番号）確認書類 (詳細は11、12ページ参照)、診断書、X線写真
・勧告または措置による入院患者	申請書、マイナンバー（個人番号）確認書類 (詳細は11、12ページ参照) 自己負担額を決定するために必要な書類

問い合わせ先

金沢市保健所地域保健課 234-5102 FAX 234-5104

指定難病の医療費の公費負担

概要

つきの指定難病にかかる治療費（通院および入院時の保険診療にかかる自己負担額）の一部を公費で負担

【対象疾病】 球脊髄性筋萎縮症 筋萎縮性側索硬化症 脊髄性筋萎縮症 原発性側索硬化症 進行性核上性麻痺 パーキンソン病 大脳皮質基底核変性症 ハンチントン病 神経有棘赤血球症 シャルコー・マリー・トゥース病 重症筋無力症 先天性筋無力症候群 多発性硬化症／視神經脊髄炎 慢性炎症性脱髓性多発神経炎／多巣性運動ニューロパシー 封入体筋炎 クロウ・深瀬症候群 多系統萎縮症 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。) ライソソーム病 副腎白質ジストロフィー ミトコンドリア病 もやもや病 ブリオン病 亜急性硬性全脳炎 進行性多巣性白質脳症 HTLV-1関連脊髄症 特発性基底核石灰化症 全身性アミロイドーシス ウルリッヒ病 遠位型ミオパシー ベスレムミオパシー 自己食空胞性ミオパシー シュワルツ・ヤンベル症候群 神経線維腫症 天疱瘡 表皮水疱症 膿疱性乾癬(汎発型) スティーヴンス・ジョンソン症候群 中毒性表皮壊死症 高安動脈炎 巨細胞性動脈炎 結節性多発動脈炎 顕微鏡的多発血管炎 多発血管炎性肉芽腫症 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症 悪性関節リウマチ パージャー病 原発性抗リン脂質抗体症候群 全身性エリテマトーデス 皮膚筋炎／多発性筋炎 全身性強皮症 混合性結合組織病 シェーグレン症候群 成人スチル病 再発性多発軟骨炎 ベーチェット病 特発性拡張型心筋症 肥大型心筋症 勾束型心筋症 再生不良性貧血 自己免疫性溶血性貧血 発作性夜間ヘモグロビン尿症 特発性血小板減少性紫斑病 血栓性血小板減少性紫斑病 原発性免疫不全症候群 IgA腎症 多発性囊胞腎 黄色韌帯骨化症 後縦韌帯骨化症 広範脊柱管狭窄症 特発性大腿骨頭壞死症 下垂体性ADH分泌異常症 下垂体性TSH分泌亢進症 下垂体性PRL分泌亢進症 クッシング病 下垂体性ゴナドトロビン分泌亢進症 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症 下垂体前葉機能低下症 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体) 甲状腺ホルモン不応症 先天性副腎皮質酵素欠損症 先天性副腎低形成症 アジソゾン病 サルコイドーシス 特発性間質性肺炎 肺動脈性肺高血圧症 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症 慢性血栓塞栓性肺高血圧症 リンパ脈管腫症 網膜色素変性症 バッド・キアリ症候群 特発性門脈亢進症 原発性胆汁性肝管炎 原発性硬化性肝管炎 自己免疫性肝炎 クローン病 潰瘍性大腸炎 好酸球性消化管疾患 慢性特発性偽性腸閉塞症 大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症 腸管神経節細胞僅少症 ルビンシュタイン・ティビ症候群 CFC症候群 コステロ症候群 チャージ症候群 クリオビリン関連周期熱症候群 若年性特発性関節炎 TNF受容体関連周期性症候群 非典型溶血性尿毒症症候群 ブラウ症候群 先天性ミオパシー マリネスコ・シェーグレン症候群 筋ジストロフィー性ミオトニー症候群 遺伝性周期性四肢麻痺 アトピー性脊髄炎 脊髄空洞症 脊髄膜腫瘤 アイザックス症候群 遺伝性ジストニア症候群 フェリチノン症 脳表ヘモジデリン沈着症 穎頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症 ペリー症候群 前頭側頭葉変性症 ピッカースタッフ脳幹脳炎 痤攣重積型(二相性) 急性脳症 先天性無痛無汗症 アレキサンダー病 先天性核上性球麻痺 メビウス症候群 中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群 アイカルディ症候群 片側巨脳症 限局性皮質異形成 神経細胞移動異常症 先天性大脑白質形成不全症 ドラベ症候群 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん ミオクロニー欠神てんかん ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん レノックス・ガストー症候群 ウエスト症候群 大田原症候群 早期ミオクロニー脳症 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群 環状20番染色体症候群 ラスマッセン脳炎 PCDH19関連症候群 難治頻回部分発作重積型急性脳炎 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症 ランドウ・クレファー症候群 レット症候群 スタージ・ウェーバー症候群 結節性硬化症 色素性乾皮症 先天性魚鱗癖 家族性良性慢性天疱瘡 類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む) 特発性後天性全身性無汗症 眼皮膚白皮症 肥厚性皮膚腺症 弾性線維性仮性黄色腫 マルファン症候群 エーラス・ダンロス症候群 メンケス病 オクシピタル・ホーン症候群 ウィルソン病 低ホスファターゼ症 VATER症候群 那須・ハイコラ病 ウィーバー症候群 コフィン・ローリー症候群 ジュペール症候群関連疾患 モワット・ウィルソン症候群 ウィリアムズ症候群 ATR-X症候群 クルーゾン症候群 アペール症候群 ファイファー症候群 アントレー・ピクスラー症候群 コフィン・シリス症候群 ロスマント・トムソン症候群 歌舞伎症候群 多脾症候群 無脾症候群 鰐耳腎症候群 ウエルナー症候群 コケイン症候群 ブラダー・ウィリ症候群 ソトス症候群 ヌーナン症候群 ヤング・シンプソン症候群 1p36欠損症候群 4p欠損症候群 5p欠損症候群 第14番染色体父親性ダイソミー症候群 アンジェルマン症候群 スミス・マギニス症候群 22q11.2欠損症候群 エマヌエル症候群 脆弱X症候群 関連疾患 脆弱X症候群 総動脈幹遺残症 修正大血管転位症 完全大血管転位症 单心室症 左心低形成症候群 三尖弁閉鎖症 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症 フラロー四歛症 兩大血管右室起始症 エブスタン病 アルポート症候群 ギャロウェイ・モワット症候群 急速進行性糸球体腎炎 抗糸球体基底膜腎炎 一次性ネフローゼ症候群 一次性膜性増殖性糸球体腎炎 紫斑病性腎炎 先天性腎性尿崩症 間質性膀胱炎(ハンナ型) オスラー病 閉塞性細管支炎 肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性) 肺胞低換気症候群 α1-アントリトリプシン欠乏症 カーニー複合 ウォルフラム症候群 ベルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く) 副甲状腺機能低下症 偽性副甲状腺機能低下症 副腎皮質刺激ホルモン不応症 ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症 ビタミンD依存性くる病／骨軟化症 フェニルケトノン尿症 高チロシン血症1型 高チロシン血症2型 高チロシン血症3型 メーブルシロップ症候群 プロビオノ酸血症 メチルマロン酸血症 イソ吉草酸血症 グルコーストランスポーター1欠損症 グルタル酸血症1型 グルタル酸血症2型 尿素サイクル異常症 リジン尿性蛋白不耐症 先天性葉酸吸收不全 ポルフィリン症 複合カルボキシラーゼ欠損症 筋型糖原病 肝型糖原病 ガラクトース-1-リノ酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症 レシチンコレステロールアシルトランスクファーラーゼ欠損症 シトステロール血症 タンソール病 原発性高カリヨミクロン血症 脳膜黄色腫症 無βリボタンパク血症 脂肪萎縮症 家族性地中海熱 高IgD症候群 中條・西村症候群 化膿性無菌性関節炎 壊疽性膿皮症 アクネ症候群 慢性再発性多発性骨髄炎 強直性脊椎炎 進行性骨化性線維異形成症 脱臼異常を伴う先天性側弯症 骨形成不全症 タナトフォリック骨異形成症 軟骨無形成症 リンパ管腫症／ゴーハム病 巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変) 巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変) 巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変) クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群 先天性赤血球形成異常性貧血 後天性赤芽球病 ダイアモンド・ブラックファン貧血 ファンコニ貧血 遺伝性鉄芽球性貧血 エブスタイン症候群 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症 クロンカイト・カナダ症候群 非特異性多発性小腸潰瘍症 ヒルシュブルーリング病(全結腸型又は小腸型) 総排泄腔外反症 総排泄腔遺残 先天性横隔膜ヘルニア 乳幼児肝巨大血管腫 胆道閉鎖症 アラジール症候群 遺伝性腰炎 囊胞性線維症 IgG4関連疾患 黄斑ジストロフィー レーベル遺伝性視神經症 アッシャー症候群 若年発症型両側性感音難聴 遅発性内リンパ水腫 好酸球性副鼻腔炎 カナバン病 進行性白質脳症 進行性ミオクロース症候群 先天異常症候群 先天性三尖弁狭窄症 先天性僧帽弁狭窄症 先天性肺静脈狭窄症 左肺動脈右肺動脈起始症 ネイルバテラ症候群(爪蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症 カルニチン回路異常症 三頭酵素欠損症 シトリン欠損症 セビアブテリン還元酵素(SR)欠損症 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症 非ケトーシ型高グリシン血症 β-ケトチオラーゼ欠損症 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症 メチルグルタコニ酸尿症 遺伝性自己炎症疾患 大理石骨病 特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る) 前眼部形成異常 無虹彩症 先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症 特発性多中心性キャッスルマン病 膜様滴状角膜ジストロフィー ハッチソンソン・ギルフォード症候群 脳クレアチン欠乏症 ネフロン病 家族性低βリボタンパク血症1(ホモ接合体) ホモシスチン尿症 進行性家族性肝内胆汁うっ滯症

申請に必要な書類等

申請書、同意書、臨床調査個人票、住民票、健康保険証、マイナンバー(個人番号)確認書類(詳細は11、12ページ参照)

問い合わせ先

泉野福祉健康センター	242-1131	FAX 242-8037
元町福祉健康センター	251-0200	FAX 251-5704
駿西福祉健康センター	234-5103	FAX 234-5104
石川県健康推進課	225-1448	FAX 225-1444

特定疾患の医療費の公費負担

概要

つぎの特定疾患にかかる医療費（入院・通院）は、加入されている健康保険の種類にかかわらず、自己負担の一部または全額を公費で負担

【対象疾患（②、③については継続申請のみ受付）】

①スモン ②難治性の肝炎のうち劇症肝炎 ③重症急性胰炎 ④プリオント病

申請に必要な書類等

問い合わせ先

申請書、特定疾患医療券、臨床調査個人票、健康保険証、住所を証明する書類

泉野福祉健康センター 242-1131 FAX 242-8037

元町福祉健康センター 251-0200 FAX 251-5704

駅西福祉健康センター 234-5103 FAX 234-5104

石川県健康推進課 225-1448 FAX 225-1444

子育て支援医療費助成

概要

1か月の治療費（通院および入院時の保険診療にかかる自己負担額）の一部を助成。ただし、生活保護を受けておられる方は助成対象外です。

対象者

中学校3年生まで

助成方法

現物給付対応の医療機関で医療証を提示すると、窓口でのお支払いは次のとおりとなります。（現物給付に対応しているかどうかは、受診の前に医療機関にご確認ください。）

通院：1医療機関当たり1日500円（500円未満のときはその額）

入院：1医療機関当たり1月1,000円

調剤：無料（保険薬局における保険調剤）

窓口負担額の一か月分の合計が1,000円を超えた場合は、超えた額を指定の口座にお振り込みします。（申請手続きは不要です。）

現物給付にならなかった場合は、金沢市へ助成金の請求手続きをしてください。
【申請に必要なもの】

①子ども医療証 ②領収書（原本） ③健康保険証

④印鑑（代理人申請の場合） ⑤保護者名義の銀行口座がわかるもの（振込口座の登録がない方）

問い合わせ先

健康政策課 220-2233 FAX 220-2231

ひとり親家庭等医療費助成

概要

1か月の治療費（通院および入院時の保険診療にかかる自己負担額）の一部を助成。ただし、児童扶養手当と同様の所得制限があり、児童扶養手当全部停止の方は受けられません。また、生活保護を受けておられる方も対象外となります。

対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（中程度以上の障害の有る児童は20歳未満）を扶養しているひとり親家庭の母・父およびその児童、父母のいない児童、父または母が重度の障害にある児童および父または母、ただし、中学校3年生までの児童は、子育て支援医療費助成制度で助成。

助成方法

父又は母については、市内の指定医療機関で資格証を提示し、窓口で健康保険適用の本人負担額を支払った場合、後日、指定の口座に振り込まれます（自動償還）。児童については、現物給付となります。（助成方法は上記子育て支援医療費助成を参照ください）

自動償還や現物給付にならなかった場合は、金沢市へ助成金の請求手続きをしてください。

【申請に必要なもの】

①ひとり親家庭等医療費受給資格証 ②領収証（原本）

③健康保険証 ④印鑑（代理人申請の場合）

問い合わせ先

健康政策課 220-2233 FAX 220-2231

未熟児養育医療

概要	入院養育を必要とする未熟児の医療を給付 保護者の所得税額等に応じ、一部費用の自己負担が必要		
対象者	未熟児（1歳未満）		
申請に必要な書類等	申請書、マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）、印鑑、養育医療意見書、承諾書、健康保険証、世帯調書等		
問い合わせ先	金沢市保健所 地域保健課	234-5102	FAX 234-5104
	泉野福祉健康センター	242-1131	FAX 242-8037
	元町福祉健康センター	251-0200	FAX 251-5704
	駅西福祉健康センター	234-5103	FAX 234-5104

小児慢性特定疾病医療

概要	次の定められた疾病にかかる18歳未満の児童の医療費を支給 保護者の市民税額に応じ、一部自己負担が必要		
	①悪性新生物 ②慢性腎疾患 ③慢性呼吸器疾患 ④慢性心疾患 ⑤内分泌疾患 ⑥膠原病 ⑦糖尿病 ⑧先天性代謝異常 ⑨血液疾患 ⑩免疫疾患 ⑪神経・筋疾患 ⑫慢性消化器疾患 ⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 ⑭皮膚疾患 ⑮骨系統疾患 ⑯脈管系疾患		
対象者	18歳未満の小児慢性特定疾病にかかっている児童 ただし、18歳到達時において引き続き治療が必要な場合は、20歳未満まで延長可能		
申請に必要な書類等	申請書、マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）、印鑑、医療意見書、同意書（2種類）、健康保険証等		
問い合わせ先	金沢市保健所 地域保健課	234-5102	FAX 234-5104
	泉野福祉健康センター	242-1131	FAX 242-8037
	元町福祉健康センター	251-0200	FAX 251-5704
	駅西福祉健康センター	234-5103	FAX 234-5104

自立支援医療（育成医療）

概要	身体に障害を有する児童に対し、自立支援医療費（育成医療）を支給 保護者の市民税額に応じ、一部自己負担が必要		
対象	対象 肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこうもしくは直腸・小腸または肝臓の機能の障害、先天性の内臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		
対象者	18歳未満の身体障害児（保護者の方が一定所得以上の場合は対象外）		
申請に必要な書類等	申請書、マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）、印鑑、育成医療意見書、世帯調書、同意書、健康保険証等		
問い合わせ先	金沢市保健所 地域保健課	234-5102	FAX 234-5104
	泉野福祉健康センター	242-1131	FAX 242-8037
	元町福祉健康センター	251-0200	FAX 251-5704
	駅西福祉健康センター	234-5103	FAX 234-5104

自立支援医療（更生医療）

概要	身体障害者の障害の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むため、指定自立支援医療機関で行われる医療をいいます。		
対象者	原則として医療費の1割を自己負担しますが、世帯の所得水準に応じて、1か月あたりの負担に上限額が設定されます。		
申請に必要な書類等	身体障害者で、身体障害者更生相談所の判定の結果、更生医療を必要とすると認められた方（重度かつ継続に該当しない方で一定所得以上の方は対象外） 健康保険証、印鑑（代理人申請の場合）、更生医療要否意見書、身体障害者手帳（既にお持ちの方）、障害年金や遺族年金の前年中の振込額のわかるもの、マイナンバー（個人番号）確認書類（詳細は11、12ページ参照）		
問い合わせ先	健康政策課 220-2233 FAX 220-2231 泉野福祉健康センター 242-1131 FAX 242-8037 元町福祉健康センター 251-0200 FAX 251-5704 駅西福祉健康センター 234-5103 FAX 234-5104		

心身障害者医療費助成

概要	健康保険を用いて医療を受けたときの自己負担額または一部負担金を助成（65歳未満）		
対象者	身体障害者手帳1～3級、療育手帳（ただし程度Bは入院分のみ）、IQ35以下または精神障害者保健福祉手帳1級の方。所得制限あり（65歳以上） 上記対象者のほか、身体障害者手帳4級の音声機能・言語機能の著しい障害、4級の下肢機能障害の一部の方。所得制限あり		
申請に必要な書類等	①障害者医療費受給者証 ②身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ③領収書（原本）④健康保険証 ⑤印鑑（代理人申請の場合）		
問い合わせ先	健康政策課 220-2233 FAX 220-2231 泉野福祉健康センター 242-1131 FAX 242-8037 元町福祉健康センター 251-0200 FAX 251-5704 駅西福祉健康センター 234-5103 FAX 234-5104		

不妊検査費助成

概要	不妊治療が必要かどうかを判断するための検査について、検査費の一部を助成		
対象者	医療機関において、初めて不妊検査を受けた夫婦 申請日において、金沢市に住民票がある戸籍上の夫婦 検査開始時において、妻の年齢が43歳未満であること 所得制限なし		
助成内容	不妊検査を受けた夫婦の自己負担（保険診療分と自費分）の合計の2分の1 上限額2万円、夫婦で初回限り		
申請期限	検査終了日の翌月から2年以内		
申請に必要な書類等	不妊検査医療機関受診等証明書、領収書（原本）、検査費の明細が分かるもの、 健康保険証、印鑑、振込先の預金通帳 ※場合により住民票、戸籍謄本等		
問い合わせ先	健康政策課 220-2233 FAX 220-2231 申請は以下の窓口でもできます 泉野福祉健康センター 242-1131 FAX 242-8037 元町福祉健康センター 251-0200 FAX 251-5704 駅西福祉健康センター 234-5103 FAX 234-5104		

不妊治療費助成

不妊治療の保険適用化に伴い、一般・特定不妊治療費助成制度は令和4年3月末で終了しました。
今後の助成制度の取扱いについては、以下をご確認ください。

- 一般不妊治療
- ・令和4年3月末までに受けた治療について
必要な書類が揃い次第すみやかに申請してください。申請期限は治療を受けた翌月から2年以内です。
 - ・令和4年4月以降に受ける治療について
保険制度への移行に伴い、助成制度は終了します。
- 特定不妊治療
- ・令和4年3月末までに開始し、令和4年4月以降に終了する治療について
令和4年度において、1回の治療に限り助成制度の対象となります。申請期限は令和5年3月末までです。
 - ・令和4年4月以降に開始する治療について
保険制度への移行に伴い、助成制度は終了します。

問い合わせ先 健康政策課 220-2233 FAX 220-2231

- ・申請は以下の窓口でもできます
- | | | | |
|------------|----------|-----|----------|
| 泉野福祉健康センター | 242-1131 | FAX | 242-8037 |
| 元町福祉健康センター | 251-0200 | FAX | 251-5704 |
| 駅西福祉健康センター | 234-5103 | FAX | 234-5104 |

不育症治療費助成

概要 不育症治療および検査に要する費用の一部を助成

対象者 (治療費)

医療機関で不育症と診断された戸籍上の夫婦で治療時に金沢市内に住民登録がある方
(検査費)

2回以上の死産、流産、あるいは早期新生児死亡の既往があり、対象の検査を実施医療機関で受け、申請日に金沢市内に住民登録がある方

助成内容 (治療費)

不育症治療のうち保険診療分について、1年度（治療終了日が属する年度）あたり15万円を限度（治療につながった検査を含む）、助成期間は通算で5年間
(検査費)

先進医療として告示されている不育症検査について、1回の検査につき5万円限度

申請期限 (治療費) 治療が終了した日の翌月から2年以内

(検査費) 検査が終了した日の属する年度内

申請に必要な書類等 (治療費)

不育症治療医療機関受診等証明書、印鑑、振込先の預金通帳、健康保険証
※場合により、住民票、戸籍謄本、母子健康手帳等

(検査費)

不育症検査費助成検査受検証明書、不育症検査結果個票、領収書（原本）、検査費の明細が分かるもの、印鑑、振込先の預金通帳

問い合わせ先 健康政策課 220-2233 FAX 220-2231

- ・申請は以下の窓口でもできます
- | | | | |
|------------|----------|-----|----------|
| 泉野福祉健康センター | 242-1131 | FAX | 242-8037 |
| 元町福祉健康センター | 251-0200 | FAX | 251-5704 |
| 駅西福祉健康センター | 234-5103 | FAX | 234-5104 |

妊婦のための禁煙外来治療費助成制度

概要	妊婦または妊婦の同居人が禁煙外来治療を受け、禁煙に成功した場合に医療費を助成
対象者	妊婦または妊婦の同居人で次の要件を全て満たす方 ・制度の登録申込時および支給申請時の両時点で本市に住所を有する方 ・妊娠中に禁煙外来治療を開始した方 ・生まれたお子さまの1歳6か月児健診受診時に禁煙を継続している方 ・禁煙治療にかかるアンケートや体験談などの回答にご協力いただける方
対象経費	禁煙外来治療において、医療機関・保険薬局への支払額から、禁煙治療に直接関係のない費用を除いた額。ただし保険適用の治療費に限る。
助成方法	①制度の登録 原則、妊娠中に助成の登録申込 ②助成金の支給申請 生まれたお子さまの1歳6か月児健診の時点で禁煙を継続している場合、助成金の支給申請ができます。 ※支給申請時に計測器具による確認を行いますので、ご本人がお越しください。
申請に必要な書類等	①制度の登録時 申込書、母子健康手帳 ②助成金の支給申請時 支給申請書、領収書および明細書
問い合わせ先	健康政策課 220-2233 FAX 220-2231

【救急・休日診療】

金沢広域急病センター

概要	夜間の診療を実施 所在地 西念3-4-25（駅西福祉健康センター内） TEL 222-0099 FAX 222-5566 診療科目 小児科、内科 診療時間 午後7時30分～午後11時（受付は午後7時から）毎日（年中無休） GW、年末年始などは診療時間が変更になります。 詳しくは、ホームページをご覧下さい。 医療機関案内 午後7時30分～翌朝午前9時（診療時間終了後は自動応答）
対象者	急病患者等
申請に必要な書類等	健康保険証（コピーでの受付不可）、各種受給者証（お持ちの方）、現在服用中の薬と薬剤情報提供書（ある方）

休日当番医

概要	診療所等が交替で在宅当番医として、休日の診療を実施 診療科目 内科、小児科、産婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚・泌尿器科、眼科、外科、整形外科 診療日 日曜日、祝日、年末年始 午前9時～午後6時
対象者	急病患者等
申請に必要な書類等	健康保険証
問い合わせ先	健康政策課 220-2233 FAX 220-2231

休日歯科診療

概要 歯科医院が交替で休日昼間の歯科救急診療を実施

診療日 日曜日、祝日、年末年始

午前9時～午後5時

対象者 歯科救急患者等

申請に必要な書類等 健康保険証

問い合わせ先 健康政策課 220-2233 FAX 220-2231

休日当番薬局

概要 保険薬局が交替で休日昼間の処方箋調剤を実施

診療日 日曜日、祝日、年末年始

午前9時～午後6時

対象者 休日診療を受診し、処方箋の交付を受けた方

申請に必要な書類等 処方箋

問い合わせ先 健康政策課 220-2233 FAX 220-2231

【はり、きゅう、マッサージの助成】

助成券の交付

概要 保険適用外のはり・きゅう・マッサージの施術を受けたとき
1回1,200円を助成

対象者 満70歳以上の方、または満65歳以上で一定の障害認定者（身体障害者手帳1～3級・4級の一部など）

助成内容 1回1,200円の助成券を1年度18枚を限度に交付（枚数は月割）

申請の手続きについて

①電子申請 ②郵送で申請 ③窓口で申請

【申請に必要なもの】

健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、または身体障害者手帳など

【交付場所】

電子申請、郵送で申請の場合は、後日郵送で交付

窓口で申請の場合は、市役所の福祉と健康の総合窓口、各市民センター、泉野・元町・駅西福祉健康センターの窓口

問い合わせ先 健康政策課 220-2233

医療保険関係

国民健康保険

国民健康保険に入るとき・やめるとき	110
保険料の算定	111
保険料の納付	112
国保からの給付	114

後期高齢者医療制度

被保険者証について	116
保険料について	116
保険料の納付	117
給付について	118

國民健康保険

こんなときは14日以内に届出を

届出や申請の際には「マイナンバー（個人番号）確認書類」及び「本人確認書類」（詳細は11、12ページ参照）が必要になります。

国保に入るとき

必要なもの

- ★他の市区町村から転入してきたとき………他の市区町村の転出証明書、印鑑
- ★職場の健康保険をやめたとき……………職場の健康保険をやめた日付のわかる証明書^(注)
- ★職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき…被扶養者でなくなった日付のわかる証明書^(注)
- ★子どもが生まれたとき……………保険証、母子健康手帳、印鑑
- ★生活保護を受けなくなったとき……………生活保護廃止（停止）決定通知書^(注)

(注) 代理の方が手続きをする場合は、手続きを必要とする世帯の世帯主の印鑑が必要です。

【保険料の納付には口座振替が便利です】

国保に入るときに、通帳と銀行届出印またはキャッシュカードをお持ちになれば併せて手続きできます。金沢市ホームページからも口座振替の申込手続ができます。

【加入の届出がおくれると】

国保に加入しなければならないのに届出がおくれると、前の保険が切れたときにさかのぼって加入することになるため、その間の保険料も納めなければなりません。（最長2年分）

【マイナンバーカードの健康保険証利用】

顔認証付きカードリーダーを設置するなど対応可能な医療機関及び薬局において、利用登録をしたマイナンバーカードも健康保険証として利用できます。専用サイト「マイナポータル」で利用登録ができます。

国保をやめるとき

必要なもの

- ★他の市区町村へ転出するとき……………保険証、（高齢受給者証）、印鑑
- ★職場の健康保険に入ったとき……………国保と職場の両方の保険証、（高齢受給者証）
- ★職場の健康保険の被扶養者になったとき…国保と職場の両方の保険証、（高齢受給者証）
- ★死亡したとき……………保険証、（高齢受給者証）、印鑑
死亡を証明するもの
- ★生活保護を受けることになったとき……………保険証、（高齢受給者証）、生活保護開始決定通知書、印鑑

【やめる届出がおくれると】

国保の資格がなくなったのに届出がおくれると、保険証が手もとにあるため、うっかりと使って診療を受けることがあります。このようなときは、市で負担した医療費を返還していただくことになりますのでご注意ください。

その他

必要なもの

- ★保険証をなくしたとき
(または破損して使えなくなったとき)……なし^(注)
- ★住所、氏名、世帯主などが変わったとき…保険証、（高齢受給者証）、印鑑
- ★修学のため、子どもが他の市区町村に
住所を定めるとき……………保険証、在学証明書等、印鑑

(注) 代理の方が手続きをする場合は、手続きを必要とする世帯の世帯主の印鑑が必要です。

- 上記の届出の際には、住所・保険資格などに変更のある方の保険証をお持ちください。
ただし、世帯主が変更となった場合は、世帯の全員の保険証が必要です。
- 75歳に到達したことにより後期高齢者医療制度に移行する場合は手続不要です。
- 70～74歳の方には、75歳になるまで高齢受給者証が交付されます。医療機関にかかる場合は、保険証と高齢受給者証をあわせて提示してください。

☆お問い合わせは ☎220-2256

保険料の算定

令和4年度の保険料について

国民健康保険料は、一世帯にかかる「平等割額」と被保険者の人数に応じてかかる「均等割額」、そして所得に応じてかかる「所得割額」を合計したものです。

各世帯の年間保険料

保険料率(年額)	被保険者全員		40~64歳までの方
区分	医療分	支援分	介護分
① 所得割	被保険者全員の旧ただし書き所得(※1)の 7.40%	被保険者全員の旧ただし書き所得(※1)の 2.58%	介護第2号被保険者全員の旧ただし書き所得(※1)の 2.34%
② 平等割 (1世帯につき)	19,800円	6,720円	6,000円
③ 均等割 (被保険者1人につき)	24,000円^{※2}	10,320円^{※2}	11,880円
①+②+③=年間の保険料			
賦課限度額	630,000円	190,000円	170,000円

※1 旧ただし書き所得とは、総所得金額等から43万円の基礎控除を差し引いた金額です。

※2 未就学児については、均等割額が5割軽減となります。

●75歳の誕生日を迎える後期高齢者医療制度に移行される方には、別途保険料についてお知らせします。

また、国保の被保険者が複数いる世帯については、75歳の誕生日を迎える方の誕生日の前月分までの保険料と他の国保被保険者の年間保険料を合わせた額を当該年度末まで各月均等にならして納めます。

☆お問い合わせは ☎220-2256

保険料の納付

保険料の納付義務者は世帯主

世帯に国保の被保険者がいる場合、世帯主本人が国保の被保険者であるなしにかかわらず、世帯主が保険料の納付義務者となります。

保険料の納入通知書

新たに加入された場合、郵便または地域の保健委員を通じてお届けします。また、加入月からの保険料は原則として当該年度末までの月数で除した額で御案内します。指定金融機関、コンビニエンスストア等または地域の納付組合で月末の納期までに納付してください。納付には便利な口座振替またはゆうちょ銀行の自動払込のご利用をおすすめします。スマホアプリ（PayB、PayPay、支払秘書、LINE Pay 請求書支払い）からも納付できます。

保険料の特別徴収について

国保の被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険料は、原則、世帯主の年金から天引きになります。申出書と口座振替依頼書の提出により、年金からの天引きを口座振替に変更することができます。

市外から転入された方の保険料

前住所地での所得等がわかるまで、基本料金（平等割・均等割）のみで計算してお知らせしますが、前住所地の所得等がわかり次第、改めて保険料をお知らせします。

保険料の減額、減免

- 前年の所得が条例で定める所得基準を下回る世帯については、保険料（平等割、均等割）を減額（7割、5割、2割）する制度があります。
- 災害等により、保険料を納めることが困難になったときは、申請により減免する制度があります。
- 同一世帯にいる国保の被保険者が後期高齢者医療制度に移行した世帯の場合
保険料の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、今までと同じ軽減を受けることができます。
- 被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者（65～74歳）が国保に加入する場合
新たに国保に加入し、保険料を納めることになった方については、申請により、減免（所得割額免除、2年間に限り均等割額5割に減額）する制度があります。
- 原則65歳未満で、リストラなどで職を失った方の保険料を届出により、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの間、軽減できる場合があります。

保険料の納付済通知書

1月から12月までの納付済額を翌年1月に「納付済額のお知らせ」として送付いたします。確定申告などの際にご利用ください。

【保険料を滞納すると】

- ①延滞金がかかります。
- ②滞納処分を受けることがあります。
- ③保険証に代わって資格証明書が交付されることがあります。
(この場合医療機関で一旦医療費を全額支払わなければなりません。なお、災害等の特別の事情がある場合、公費医療を受けることになった場合などは適用されません。)

☆お問い合わせは ☎220-2258

国民健康保険料のお支払いは便利な口座振替（自動払込）で

【口座振替（自動払込）とは】

指定金融機関等またはコンビニエンスストアに出向いて直接支払う必要がありません。一度手続きされたあとは、口座から自動的に納付されるしくみです。

【お申し込み手続きは】

口座のある指定金融機関等・ゆうちょ銀行へ納入通知書と預金通帳に使用の印鑑をご持参のうえ、口座振替依頼書（自動払込利用申込書）（※1）によりお申し込みください。北國銀行の窓口では、キャッシュカードでも申込めます。

ペイジー口座振替受付サービス（※2）を利用する場合は、医療保険課と市民センターで口座振替申し込みの受付ができます。ペイジー利用可能金融機関のキャッシュカードと被保険者証を持参し、窓口までお越しください。

北國銀行、北陸銀行、福井銀行は金沢市ホームページからも口座振替の申込手続ができます。

※1 口座振替依頼書（自動払込利用申込書）は指定金融機関等・ゆうちょ銀行にもおいてあります。

※2 ペイジー口座振替受付サービスとは、窓口に設置の端末機にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力するだけで口座振替申し込みの受付が完了するサービスです。

【振替（自動払込）開始は】

原則として月末までに申し込まれると、翌月より口座振替（自動払込）が開始されます。

【振替（自動払込）による保険料は】

当月末日に振替（自動払込）します。ただし、指定金融機関等・ゆうちょ銀行が休業日の場合には、その次の営業日に振替（自動払込）します。

☆お問い合わせは ☎220-2258

国保からの給付

届出や申請の際には「マイナンバー（個人番号）確認書類」及び「本人確認書類」（詳細は11、12ページ参照）が必要になります。

療養の給付

病気やけがをしたときは、必要な医療を受けることができます。この場合、医療費の一部負担金は次のようになります。

一部負担金（医療機関窓口での負担額）

(R4.4.1現在)

被保険者の種類	負担割合	定額負担
70歳以上の被保険者（高齢受給者証対象者）	2～3割	入院時食事 療養費標準
義務教育就学～70歳未満の被保険者	3割	負担額
義務教育就学前の被保険者	2割	

療養費

急病などで保険証をもたずに治療を受けたときや、コルセット、ギプスなどの治療用装具を購入した場合には、費用の全額を支払ったあとで申請により一部負担金を除いた額が戻されます。

高額療養費

●70歳以上の方

高齢受給者証を医療機関窓口に提示することにより、一部負担金の支払いは自己負担限度額までとなります。（現役並所得者のうち住民税課税所得145万円以上690万円未満の方、または市民税が非課税の方については、予め医療機関窓口に限度額適用認定証を提示することにより、支払うべき自己負担限度額がより低額となります。限度額適用認定証の交付を受けるには申請が必要です。）

●70歳未満の方

予め医療機関窓口に限度額適用認定証を提示することにより、一部負担金の支払いを世帯の所得状況に応じた自己負担限度額までに止めることができます。限度額適用認定証の交付を受けるには、申請が必要です。

限度額適用認定証を提示しなかったときや、高額療養費の対象が複数の医療機関となるときなど、窓口での支払いが、自己負担限度額を超える場合は、申請によりあとから戻されます。

高額介護合算療養費

医療保険と介護保険の1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の自己負担額を合算して高額になったときは、一定の自己負担限度額（年額）を超えた金額が、申請によりあとから戻されます。

出産育児一時金、葬祭費

被保険者の方が出産または死亡された場合は、申請により出産育児一時金または葬祭費が支給されます。出産育児一時金については、妊娠12週目（85日）以降であれば、死産・流産でも支給されます。

入院時食事療養費の減額

市民税非課税世帯の方が入院されたとき、減額の制度があり、申請により「標準負担額減額認定証」または、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

市民税課税世帯で指定難病患者の方、小児慢性特定疾病患者の方が入院されたときにも、減額の制度があります。

☆お問い合わせは ☎220-2257

【海外療養費】

海外の医療機関で治療を受けた場合は、申請により保険診療相当分が支給されます。

【交通事故にあったときは届出を】

交通事故など他人の行為によってケガをしたときは、加害者が医療費を支払うことになりますが、やむを得ず保険証で治療を受けた場合は「第三者行為による傷病届」を提出してください。

☆お問い合わせは ☎220-2257(海外療養費について
交通事故の届出について)

【健康保険等の被扶養者について】

現在国保に加入している方のうち、「健康保険等被扶養者認定基準」に該当する方は、職域健康保険（健康保険・船員保険・各種共済組合）の被扶養者に概ね認定可能な方です。その方の配偶者・子・孫の方で健康保険等の被保険者の方がいれば、勤務している事業所を通じて、管轄の年金事務所（日本年金機構）・健康保険組合・各種共済組合へ相談してください。

●健康保険等被扶養者認定基準

■被保険者と同一世帯に属している場合

認定対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上の老年者または厚生年金保険法の規定による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は、180万円未満）であって、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として被扶養者に該当します。

■被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が、130万円未満（60歳以上の老年者または厚生年金保険法の規定による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は、180万円未満）であって、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合は、原則として被扶養者に該当します。

なお、認定基準については条件等によって異なる場合があります。

☆お問い合わせは

**職域健康保険の被保険者が勤務している事業所へ
(健康保険等被扶養者認定基準について)**

後期高齢者医療制度

被保険者証について

対象者

75歳（一定の障害がある65歳）以上の方

1. 75歳の誕生日から資格を取得します。（届出は不要）
2. 一定の障害のある65歳以上75歳未満の方は、申請して後期高齢者医療広域連合より認定を受けることが必要です。
3. 生活保護を受けている方を除きます。

被保険者証

被保険者ひとりに1枚交付されます。

【マイナンバーカードの健康保険証利用】

顔認証付きカードリーダーを設置するなど対応可能な医療機関及び薬局において、利用登録をしたマイナンバーカードも健康保険証として利用できます。専用サイト「マイナポータル」で利用登録ができます。

病院にかかる場合

被保険者証を病院の窓口へ提示してください。

一部負担金としてかかった費用の1割（現役並み所得者は3割）をお支払いください。

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者を除き、一部負担金としてかかった費用の2割をお支払いいただくことになります。

☆お問い合わせは ☎220-2256

保険料について (保険料は被保険者全員に納めて頂きます)

保険料率

令和4年度・令和5年度

所得割額 9.53%

均等割額 48,500円

賦課限度額 660,000円

保険料の算定

年間保険料額 = 均等割額(48,500円) + 所得割額※

※所得割額は、前年中の基礎控除後の総所得金額等×所得割率(9.53%)

基礎控除後の総所得金額等とは、収入金額から必要経費を差し引いた額です。

〈計算例〉

収入が年金だけの場合の所得割額

→ {(年金収入 - 公的年金控除) - 43万円(基礎控除)} × 9.53%

保険料の軽減

①所得の低い方への軽減措置

・世帯の所得に応じて、保険料(均等割額)の7割・5割・2割が軽減されます。

②被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置

被用者保険の被扶養者として、保険料を負担してこなかった方については、後期高齢者医療制度加入後、保険料の所得割額は賦課されず、均等割額が加入時から2年間5割軽減されます。

☆お問い合わせは ☎220-2256・2258

保険料の納付

① 特別徴収 (年金からの天引き)

- 年額18万円以上の年金を受給している方は、原則年金から保険料が天引きされます。(ただし、介護保険料と合わせた額が、年金額の1/2を超える場合や年金を担保に融資を受けている場合は対象となりません。)
申出書と口座振替依頼書の提出により、年金からの天引きを口座振替に変更できます。
- 保険料の年額は、年金支払月の年6回に分けて天引きされます。

② 普通徴収

- 特別徴収(年金天引き)に該当しない方は、納付書または口座振替で納めていただきます。指定金融機関またはコンビニエンスストア等で月末の納期限までに納付してください。納付には便利な口座振替またはゆうちょ銀行の自動払込のご利用をおすすめします。北國銀行、北陸銀行、福井銀行は金沢市ホームページからも口座振替の中込手続ができます。スマホアプリ(PayB、PayPay、支払秘書、LINE Pay 請求書払い)からも納付できます。

保険料を滞納すると

- 短期被保険者証を交付する場合があります。

- 保険料を滞納した場合は、有効期限の短い「短期被保険者証」の交付対象となる場合があります。

◇事情があって保険料の納付が困難になった場合は医療保険課までご相談ください。

☆お問い合わせは ☎220-2258

給付について

届出や申請の際には「マイナンバー（個人番号）確認書類」及び「本人確認書類」（詳細は11、12ページ参照）が必要になります。

一部負担金の月額上限の引き下げ・ 入院の食事の標準負担額の減額について

市民税非課税の世帯に属する方

- | | |
|------------|--|
| いつから受けられるか | 申請のあった日の属する月の初日から。なお、毎年8月に更新となります。 |
| 申請の手続きについて | 医療保険課で手続きをしてください。 |
| 持参するもの | 後期高齢者医療被保険者証 |
| 病院にかかる場合 | 一部負担金の月額上限が24,600円（入院）、8,000円（外来）となります。
入院時にかかる食事の標準負担額が1食につき210円となります。 |

上記の方で過去1年の入院が90日を超える方

- | | |
|------------|--|
| いつから受けられるか | 申請日の属する月の翌月の初日から。なお毎年8月に更新となります。 |
| 申請の手続きについて | 医療保険課で手続きをしてください。 |
| 持参するもの | 後期高齢者医療被保険者証
上記の他に
・「限度額適用・標準負担額減額認定証」
・領収書など入院が90日を超えることを証明できる書類 |
| 病院にかかる場合 | 入院時にかかる食事の標準負担額が1食につき160円となります。 |

市民税非課税の世帯に属する方で世帯員全員が一定の所得以下の方

- | | |
|------------|--|
| いつから受けられるか | 申請のあった日の属する月の初日から。なお、毎年8月に更新となります。 |
| 申請の手続きについて | 医療保険課で手続きをしてください。 |
| 持参するもの | 後期高齢者医療被保険者証 |
| 病院にかかる場合 | 一部負担金の月額上限が15,000円（入院）、8,000円（外来）となります。
入院時にかかる食事の標準負担額が1食につき100円となります。 |

特定疾病（血友病・人工透析・後天性免疫不全症候群）の認定について

- | | |
|------------|--------------------------|
| いつから受けられるか | 申請のあった日の属する月の初日から。 |
| 申請の手続きについて | 医療保険課で手続きをしてください。 |
| 持参するもの | 後期高齢者医療被保険者証、医師の意見書 |
| 病院にかかる場合 | 一部負担金の月額上限が10,000円となります。 |

現役並み所得者の一部（住民税課税所得145万円以上690万円未満）の方

- | | |
|------------|------------------------------------|
| いつから受けられるか | 申請のあった日の属する月の初日から。なお、毎年8月に更新となります。 |
| 申請の手続きについて | 医療保険課で手続きをしてください。 |
| 持参するもの | 後期高齢者医療被保険者証 |
| 病院にかかる場合 | 一部負担金の月額上限が下がります。 |

☆お問い合わせは ☎220-2257

補装具（コルセット）

要件（対象）について

医師が治療遂行上、治療用装具装着の必要があると認めて、治療用装具を患者に装着させた場合、その治療用装具購入に要した費用の額から、その額の1割（一定以上所得者は3割）に相当する額を控除した額を支給します。

申請の方法・内容について

医師の補装具の装着を必要とする旨の証明書、補装具に要した費用の領収書を添付のうえ申請してください。

他に持参するもの

後期高齢者医療被保険者証、本人名義の預金通帳、印鑑

靴型装具を購入した場合のみ写真の添付が必要です。（当該装具の写真及び当該装具を装着した被保険者の全身写真を各1枚の合計2枚）

柔道整復

要件（対象）について

単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象になりません。骨折、脱臼、打撲及び捻挫に対して、整骨院や接骨院等で受けた施術が保険の対象になります。骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。ただし、医療機関で同じ対象疾患の治療を受けている期間は、施術を受けても保険の対象なりません。

申請の方法・内容について

柔道整復師が患者に代わって保険請求を行う（受領委任）場合は、施術所に保険証を提示して、申請書に署名又は捺印してください。

はりきゅう（鍼灸）

要件（対象）について

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患で、施術を受けたときに保険の対象になります。ただし、医療機関で同じ対象疾患の治療を受けている期間は、施術を受けても保険の対象なりません。

申請の方法・内容について

医師の同意書又は意見書が必要です。受領委任の場合は、はり師、きゅう師に保険証を提示して、申請書に署名又は捺印してください。

あん摩マッサージ

要件（対象）について

単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象なりません。筋痙攣や関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について施術を受けたときに保険の対象になります。

申請の方法・内容について

医師の同意書又は意見書が必要です。受領委任の場合は、あん摩マッサージ指圧師に保険証を提示して、申請書に署名又は捺印してください。

移送

要件（対象）について

移動困難な患者であって医師の指示により治療のため緊急に転医をする場合で、私的な事情による場合は対象なりません。

申請の方法・内容について

医師の意見書および移送に要した額の領収書を添付して申請していただきますが、支給範囲、必要書類の詳細については、お問い合わせ下さい。

☆お問い合わせは ☎220-2257

高額療養費

要件(対象)について

医療機関で支払われた1か月の入院、外来等の一部負担金を合計して、その額が自己負担限度額を超えた場合は、申請により超えた分があとから高額療養費として払い戻しになります。自己負担額のなかには、病院、診療所、歯科、調剤薬局、柔道整復師にかかるものなどが含まれます。ただし、入院時の食事代や差額ベッド代など保険の対象にならないものは、含みません。

自己負担限度額(月額)

所得区分		外来 (個人ごと)	入院+外来 (世帯単位)
現役並所得者	III	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1% (140,100円)	
	II	167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1% (93,000円)	
	I	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% (44,400円)	
一般		18,000円 (8月～翌年7月上限14.4万円)	57,600円 (44,400円)
住民税 非課税	II	8,000円	24,600円
	I		15,000円

〈〉内は、過去1年に高額医療費に該当した回数が4回目以上の場合の自己負担限度額

申請方法

該当と思われる方には、市から支給申請書を送付します。届いたら、申請をしてください。

☆お問い合わせは ☎220-2257

高額医療・高額介護合算療養費

要件(対象)について

年間の医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合で、医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合算し年間の限度額を超えた場合は、申請により超えた分があとから高額医療・高額介護合算療養費として払い戻しになります。

高額医療・高額介護合算療養費の自己負担限度額 年額(8月1日～翌年7月31日)

所得区分		70歳以上の方
現役並所得者	課税所得 690万円以上	212万円
	課税所得 380万円以上	141万円
	課税所得 145万円以上	67万円
一般		56万円
区分II		31万円
区分I		19万円

☆お問い合わせは

☎220-2257 (医療保険課)

☎220-2264 (介護保険課)

※医療費の支給申請書の中で、申請手続の必要なものは、上記のうち補装具、移送、高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費の場合です。

國民年金關係

国民年金の加入者	122
国民年金の届出	122
国民年金の保険料（第1号被保険者）	122
保険料の納付方法	122
保険料の免除	122
納付猶予制度	122
学生納付特例制度	122
産前産後期間の保険料の免除	122
国民年金（基礎年金）の支給	122
特別障害給付金の支給	122

国民年金の加入者

国民年金の加入者は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人たちで、次の3種類があります。

1. 第1号被保険者……自営業、自由業、学生、無職の人など。
2. 第2号被保険者……厚生年金および共済組合の加入者（会社員、公務員など）
3. 第3号被保険者……第2号被保険者に扶養されている配偶者（会社員の妻など）

国民年金の届出

国民年金の加入脱退、請求等の届出は、市民課、市民センターでお取り扱いしております。

国民年金の保険料（第1号被保険者）

令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）

定額（月額） 16,590円 付加 16,990円
定額前納（12ヶ月分） 195,550円 付加前納 200,260円

口座振替だけのお得な割引制度もあります

なお、第2号および第3号被保険者の保険料は、本人または配偶者の加入している厚生年金、共済組合から支払われます。

保険料の納付方法

1. 口座振替
2. 日本年金機構から送付される納付書で各金融機関・郵便局・コンビニエンスストア（一部取扱いを行っていないところがあります）などで納めてください。クレジットカード納付も可能です。
保険料の納期限は、翌月末です。保険料が割引される有利な前納制度があります。

保険料の免除

保険料を納めることが困難な方には、免除制度（全額・ $\frac{3}{4}$ ・半額・ $\frac{1}{4}$ ）があります。

納付猶予制度

50歳未満の方には、保険料を後払いにできる納付猶予制度があります。

学生納付特例制度

学生の方には、保険料を後払いにできる納付特例制度があります。

産前産後期間の保険料の免除

国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方は、出産日が属する月の前月から4ヶ月の保険料が免除されます。

国民年金（基礎年金）の支給

国民年金（老齢基礎年金）は、保険料の納付・免除期間、厚生年金・共済組合の加入期間、任意加入できたが未加入の期間（カラ期間）など合わせて10年以上あれば受給できます。（満額を受け取るために40年の保険料納付期間が必要です。）また、国民年金加入中や20歳前に病気やケガなどにより障害が残った時には、障害基礎年金が受けられます。（一定の納付要件等があります。）ほかに遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金があります。

特別障害給付金の支給

次のいずれかの方で、当時、国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、現在、障害基礎年金の1、2級相当の障害のある方に支給される特別障害給付金があります。

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金等加入者の配偶者
※所得によって支給制限となる場合があります。
※老齢年金等を受給されている場合は、支給調整となります。

お気軽にご相談ください。

☆金沢市市民課国民年金係 ☎220-2295



そ の 他

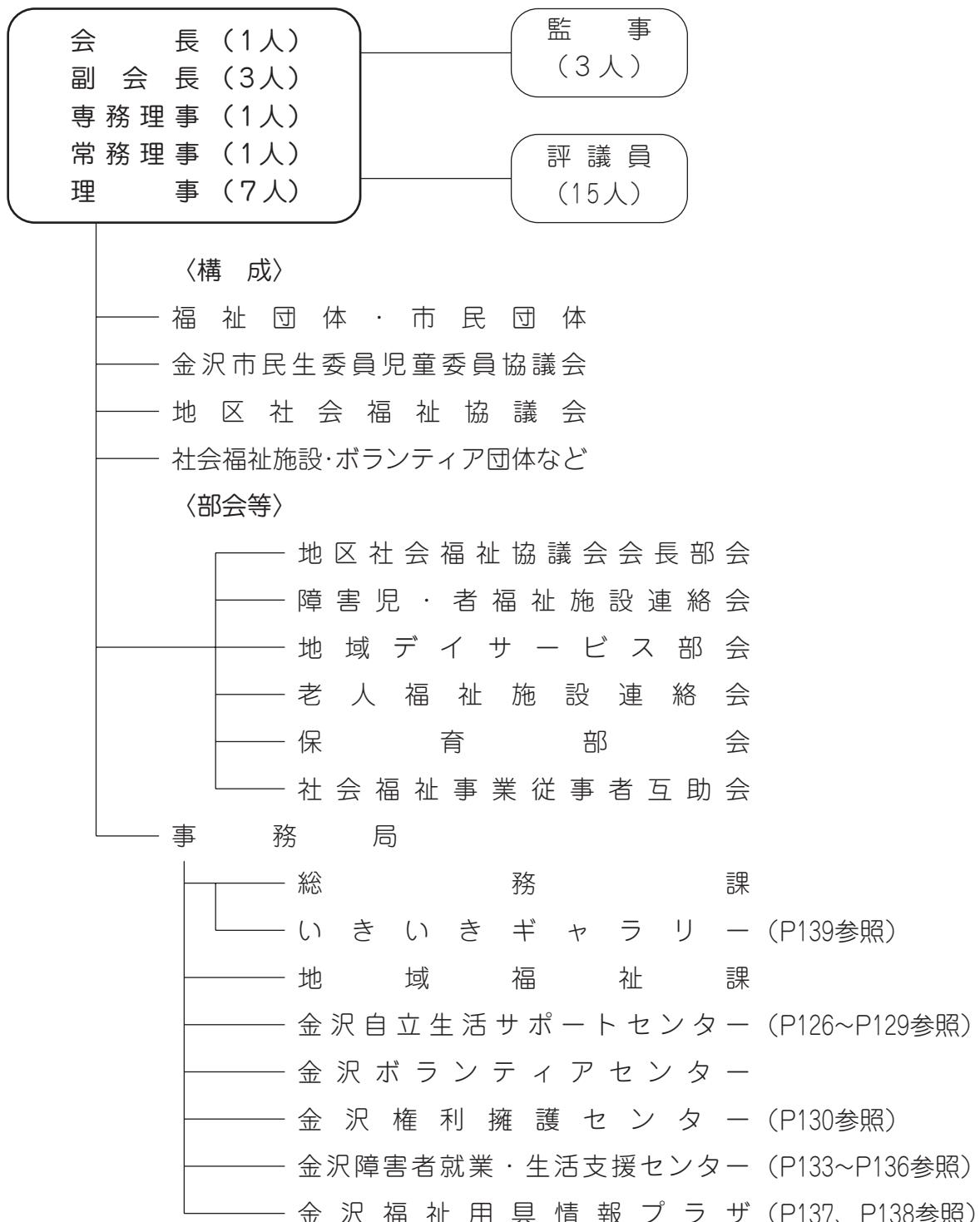
社会福祉法人金沢市社会福祉協議会	124
令和4年度社会福祉法人金沢市社会福祉協議会事業計画	125
金沢自立生活サポートセンター	127
金沢権利擁護センター	130
金沢障害者就業・生活支援センター	133
金沢福祉用具情報プラザ	137
いきいきギャラリー	139
生活福祉資金貸付制度	140
公益財団法人金沢健康福祉財団	143
社会福祉関係施設等一覧	146
地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会一覧	156
地区別人口	158
地区別高齢者数の割合	162
関係局	163

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

所在地：金沢市高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館内

電話231-3571 FAX231-3560

組 織



令和4年度社会福祉法人金沢市社会福祉協議会事業計画

1 基本方針

コロナ禍により、社会・経済活動が制限され、人と人がふれあうことが難しい状況となる中で、生活困窮者の大幅な増加や、住民の支え合い体制の弱体化、社会的に孤立する人の増加等が深刻化している。加えて、近年の自然災害の多発により、被害を最小限に食い止めるための対策の強化が課題となっている。

このような中で、人と人がつながり、皆が生きがいや役割を持ちながら、支え合って暮らしていくことができる地域共生社会を早期に実現していくことが大切なことから、国は、包括的な支援体制を整備すること等を進めており、金沢市においても、地域福祉のさらなる推進を図るべく地域福祉計画や長寿安心プラン、ノーマライゼーションプラン、子どもの生活を支援するプラン等に基づく取り組みが進められている。

こうした状況を踏まえ、金沢市社会福祉協議会は、『地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、住民主体の理念に基づき地域の福祉課題の解決に取り組み、だれもが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、住民福祉活動の組織化・社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施などを行う公共性と自主性を有する民間組織である』という特性をいかし、地域共生社会の実現をめざしていく。

2 重点目標

- 1 地域住民や社会福祉事業関係者等との協働の仕組みや関係団体・行政等との連携強化を図りながら、地域における住民の見守り・支え合い体制や住民の複合的な生活課題の解決を図るための体制を充実・強化する。
- 2 新型コロナウイルス感染症等の影響により生活に困窮する人や判断能力の低下した人、障がいのある人、虐待や引きこもりに直面する人など、社会的に孤立している人々の自立支援に向けた相談支援体制を充実するとともに、地域における総合的な権利擁護支援体制の構築に取り組む。
- 3 地域福祉の推進に関する調査研究や福祉事業関係者の連絡調整、福祉人材の養成・確保・定着及び質の向上に取り組む。
- 4 市民の地域福祉活動へのさらなる参加の促進を図るとともに、災害ボランティアセンター機能の充実や支援関係機関・団体とのさらなる連携強化を図る。
- 5 金沢市地域福祉計画の見直しにあたり、金沢市社会福祉協議会の役割・機能等のあり方についての検討を行い、地域福祉の推進役としての法人の基盤及び機能を強化する。

生活支援体制整備事業の概要

1. 目的

(1) 生活支援コーディネーター

資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの整備に向けた取組みを推進する。

(2) 協議体

「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。

2. 役割

(1) 生活支援コーディネーター

- ①生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の資源開発……………第1層、第2層
- ②サービス提供主体等の関係者のネットワーク構築……………第1層、第2層
- ③地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング……………第2層

(2) 協議体

- ①市域全体の生活支援サービスの開発など比較的広域で検討すべき
テーマについて具体的な検討をする場……………第1層
- ②地域住民の活動を知り、地域の「あったらいいね」を提案したり、
自分たちでできることを話し合う場……………第2層

3. 設置（金沢市委託事業）

区分	生活支援コーディネーター	協議体
第1層 (全市域)	1人	介護予防・生活支援専門部会
第2層 (日常生活圏域)	8人	・ブロック別地区社協・民児協会議 ※その他、生活支援コーディネーターが参加する会議を協議体として位置づけ

4. 主な取組み

- ①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- ②地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
- ③関係者のネットワーク化
- ④目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）
- ⑥ニーズとサービスのマッチング
- ⑦その他（生活支援体制整備の構築に向けた取組など）

金沢自立生活サポートセンターの概要

1. 目的

生活困窮者の自立に向け、生活困窮者自立支援法に基づき、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行うとともに、就労その他の支援を実施する。

2. 実施主体

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会（金沢市委託事業）

3. 事業の対象者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人

- (例) · 仕事がなかなか見つからため生活が苦しい
 - 就職しても長続きしないため生活が苦しい
 - 借金の返済が多く、今の仕事（収入）だけでは生活が苦しい
 - 家賃や公共料金（電気、ガス、水道代など）を滞納している
 - 失業等により住む場所がなくなった
 - 長い間就労していない、引きこもりやニートで悩んでいる
- など

4. 事業内容

- (1) 自立相談支援事業の実施（生活の安定・自立に向けた相談支援）
- (2) 住居確保給付金の相談・申請受付（失業した方等への家賃相当額の支給）
- (3) 家計改善支援事業の実施（家計の改善に向けた相談支援）
- (4) 子どもの学習総合支援事業の実施（中学生・高校生の学習支援と居場所の提供）
- (5) 生活困窮者自立支援連絡協議会（生活困窮者の包括的な相談支援体制の充実などに向けた協議・検討）

5. 相談（利用）方法

電話や窓口（来所）での相談のほか、ご自宅等を訪問することも可能です。

※相談は無料です。

※ご本人だけでなく、ご家族やお知り合いの方からのご相談もお受けしています。

**社会福祉法人金沢市社会福祉協議会
金沢自立生活サポートセンター**

電話：076-231-3720 FAX：076-231-3560 E-mail：support@kana-syakyo.jp

金沢市高岡町7-25 松ヶ枝福祉館2階

【開設時間】月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く）

午前9時～午後5時45分まで

生活困窮者自立支援制度 あなたの生活をサポートします。

自立相談支援事業(生活の安定・自立に向けた相談支援)

- 失業などによって経済的な問題で生活に困っている。
- 家賃や公共料金、税金等の支払いに困っている。
- 働いた経験が少なく、就職に向けて不安がある。
- 引きこもりやニートで悩んでいる。
- 借金が多く生活が苦しい。
- 相談したいことがいろいろあって、どこに行けばいいのか分からない・・・。

そんな時はお気軽にご相談ください

社会福祉士などの専門スタッフ(相談支援員、就労支援員)が
他分野の専門職と連携して支援します。
ご自宅等への訪問や、他の相談機関への同行等の支援も可能です。

相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)

あなただけの支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

STEP
1

不安や悩み・課題を整理します

- 仕事や生活の困りごと、不安などについて、お話をお聞きします。
- 生活上の課題を整理・分析します。

STEP
2

支援プランを作成します

- 希望や思いをお聞きしながら、自立に向けた目標や支援内容と一緒に考え、これから
の計画(支援プラン)を一緒に作ります。
- 様々な機関などと連携し、課題の解決に向けて必要なサービスの調整、利用手続き等
のサポートを行います。

STEP
3

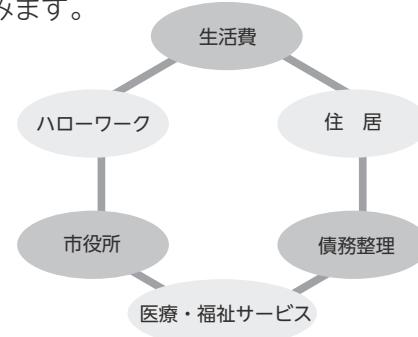
安定した生活に向けて目標に取り組みます

- 支援プランを確認しながら、一緒に目標に取り組みます。

たとえば

- ・ハローワーク等と連携した就労支援
- ・法律の専門家と連携した債務整理の支援
- ・行政や医療・福祉サービスなどの専門機関と
連携した支援

- 支援終了後も、安定した生活が維持できるよ
う、一定期間、フォローアップを行います。



しごと・住まい・家計・子どもの学習 等のサポート

本人の状況に応じた支援

生活困窮者自立支援法の各事業

住居確保給付金の支給 (失業した方等への家賃相当額の支給)

離職、廃業、収入の減少などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

※一定の資産・収入等に関する要件を満たしている方が対象となります。

※家賃相当額については上限があります。

家計改善支援事業

(家計の立て直しに向けた支援)

家計の見直しなどと一緒にを行い、家計管理に関する相談やアドバイスを行います。必要に応じて法律相談等の専門機関へのつなぎ、公的な貸付制度のあっせん等を行い、生活の再建や自立に向けた支援を行います。

就労準備支援事業

(就労・自立に向けた準備など)

「生活リズムが崩れている」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」等で、直ちに就労が困難な方に生活習慣やコミュニケーションの訓練、就労体験等のプログラムを6ヶ月から1年実施します。一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

※一定の資産・収入に関する要件を満たしている方が対象となります。

(金沢市が事業所に委託して実施)

子どもの学習総合支援事業

(中学生・高校生の学習支援と居場所の提供)

中学生・高校生を対象に進学等に向けた学習の支援などを行う「学習支援教室」を開催します。教室では大学生のボランティアがそれぞれの子どもに合わせて勉強を教え、楽しく・安心して過ごすことができる居場所を提供しています。教育や進路選択等に関する相談に応じ、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

その他の支援

生活福祉資金貸付制度(総合支援資金・緊急小口資金・教育支援資金等)

失業や病気等による一時的に必要な生活費や高校・大学等の教育費等の貸付け。

※資金種類等に応じて貸付条件が異なります。

その他、関係機関と連携した支援等

医療・福祉サービス、ハローワーク、法テラス・弁護士・司法書士、行政などの専門機関などと連携しながら、必要なサービスの調整・利用手続等のサポートを行います。

金沢権利擁護センターの概要 (高齢者等権利擁護窓口)

1. 目的

認知症や知的障害・精神障害などで、判断能力が十分ではない方が安心して暮らせるよう支援を行う。

2. 実施主体

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

※本事業は、社会福祉法人金沢市社会福祉協議会が金沢市より「高齢者等権利擁護窓口設置事業」の委託を受けて実施する。ただし日常生活自立支援事業については、社会福祉法人石川県社会福祉協議会より委託を受けて実施する。

※日常生活自立支援事業については131、132ページを参照。

3. 主な事業の内容

- (1) 高齢者等の成年後見制度など権利擁護に関する相談・支援
- (2) 成年後見制度などに関する人材育成
- (3) 広報

4. 事業の対象地域

金沢市とする

5. 事業の対象者

- (1) 対象者は次のすべてに該当する者とする。
 - ① 金沢市内に居住する者
 - ② 高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な者
- (2) その他市社協が必要と認める者

6. 利用料

無料

日常生活自立支援事業

福祉サービスは、自らの意思と責任で、必要なサービスを選び、サービス事業者と対等な関係で契約を結ぶことが基本です。

しかし、自分の判断能力に不安がある方は、たとえばどんな福祉サービスがあるのか、どうすれば福祉サービスを利用できるのか、さまざまな場面で判断に迷い、適切なサービスを利用できない場合があります。

また、毎日の暮らしに必要なお金の出し入れに困ったり、訪問販売による過剰な物品の購入などのトラブルに巻き込まれる場合も想定されます。

日常生活自立支援事業は、利用者の自己決定を尊重し、福祉サービスの利用手続きや、日常的な金銭管理を社会福祉協議会が援助することで、誰もが地域で「あんしん」して暮らせる福祉のまちづくりをめざします。

☆こんな事でお困りの方を応援します☆

ご自分の判断能力に不安があるために、福祉サービスの利用の仕方がわからなかったり、預貯金の出し入れなどにお困りの方を対象としています。

(たとえば高齢者・知的障害者・精神障害者などで判断能力が十分でない方です。)

サービスの内容

1. 福祉サービスの利用のお手伝い

- ①サービス提供事業者を選択するために、事業者の名称やサービス内容などの情報の提供
- ②ホームヘルパーの派遣やデイサービスなどの利用申し込みや契約のお手伝い
- ③福祉サービスへの不満などを担当窓口へ申し出るためのお手伝い

2. 日常的なお金の管理のお手伝い

- ①毎日の生活に必要なお金の出し入れ
- ②医療費、電話料、税金などの支払い
- ③年金や福祉手当の受取り

3. 大切な書類などの預かり

- ①年金証書、不動産権利証、保険証書など大切な書類
- ②預金通帳や実印

※これらの書類等は、盗難や火災から守るため、金融機関の貸金庫を利用して保管します。

※但し上記1・2を伴わない書類のみの預かりはできません。

4. 日常生活に必要な手続きのお手伝い（相談・助言）

- ①住民票の届出や印鑑登録などの行政手続きの援助
- ②住居の貸借に関する契約の手続きの援助
- ③商品購入に関する簡易な苦情処理制度の利用手続きの援助

サービスの利用料

- (1) 利用についての相談から契約までは無料ですが、契約後の生活支援員によるサービスの提供は、利用料が必要です。
 - ①各サービス料金は、1回1時間まで1,350円です。
 - ②1時間を超える場合、30分ごとに325円かかります。
- (2) 書類等の預かりサービスを利用される場合は、貸金庫の利用料が必要です。
- (3) 生活保護を受けている方の利用料は、貸金庫の利用を除いて無料です。

金沢障害者就業・生活支援センター事業の概要

1. 目的

金沢障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）は、就業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的とする。

2. 実施主体

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

※障害者就業・生活支援センターは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく事業で、石川労働局と石川県の委託により、金沢市社会福祉協議会が実施するものです。

3. 事業の対象者

- ① 就職するため、また、継続的に雇用されるため、就業に係る支援と同時に日常生活において相当程度の支援が必要な障害者
- ② 一旦就職したものの、職場不適応を起こし離職、若しくは休職するおそれがある障害者、又は職場不適応により離職した、若しくは休職している者など、職場定着のために継続的な支援が必要な障害者

4. 事業内容

- イ 障害者からの相談に応じ、その就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の援助を行うこと。
- ロ 事業主に対して障害者の就職後の雇用管理に係る助言等を行うこと。
- ハ 障害者に対して地域障害者職業センター、又は事業主により行われる職業準備訓練を受けること及び職場実習を行うことについてあっせんすること。
- 二 障害者雇用に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- ホ 前各項目の業務の円滑かつ有効な実施に資するため、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、盲学校、聾学校、特別支援学校、当事者団体等の関係機関との連絡会議を開催し、これら機関との連携を図ること。

金沢障害者就業・生活支援センター

■ご本人へ

相談

働くことについて、悩みや不安がある人のご相談をお受けしています。

相談内容に応じて、職業相談・情報提供等を行います。



登録・就業支援計画の相談

継続的なサポートが必要な方で当センターの利用を希望される方は、利用登録を行います。

働くことについての希望や、どんな支援があったらよいかなど、一人ひとりにあった今後の取り組みについて一緒に考えて提案します。

仕事を探している方



働くための準備の支援

例

- 職業相談(仕事内容、履歴書の書き方、面接練習等)
- 職業センター利用(職業評価、職業準備訓練等)のあっせん
- 基礎訓練や体験職場実習の実施
- 就労移行支援事業所等のあっせん 等



仕事探し・実習



就職



- 職場での悩みや不安について、ご相談をお受けします。
(定期的な職場訪問、ジョブコーチ支援の利用等)
- 企業と本人双方の立場にたって相談を行います。



フォローアップ

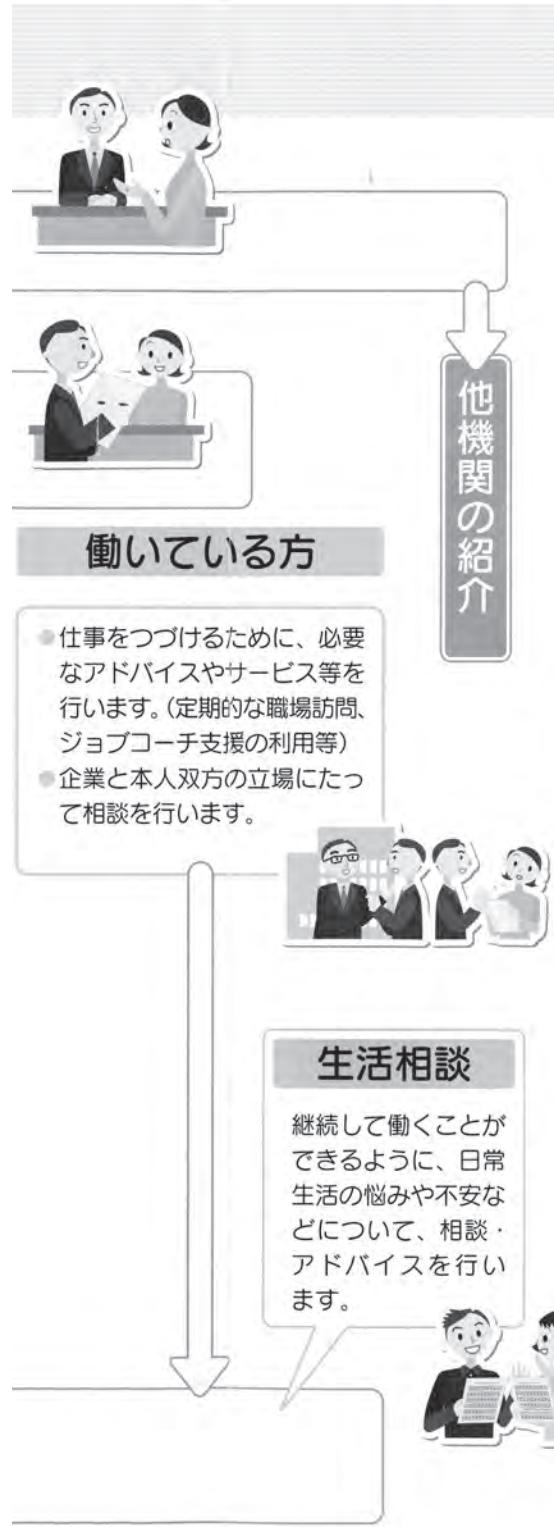


- 就職後も継続して働けるようにご相談をお受けします。
- 必要に応じて、センターでの面談、職場訪問等を行います。
- 在職者交流活動（グループワークや勉強会）を開催します。

では

障がいのある人の就職や職場定着のため、関係機関と協力して、就業及び日常生活の相談支援を行っています。

【対象地域】金沢市・野々市市・白山市・かほく市・津幡町・内灘町



■企業の方へ

障がいのある人を雇用している・雇用を考えている企業の方からのご相談をお受けしています。

- 障がいのある人の雇用を考えているが経験がない
- どんな仕事ができるのだろう？
- どのような配慮が必要？
- 障がいのある人が働いているが困っていることがある



障がいのある人の
実習、雇用、職場定着に向けて
サポートします。

地域の関係機関と連携しながら
サポートします。

ハローワーク

- ・職業相談
- ・職業紹介

石川障害者職業センター

- ・職業評価
- ・職業準備訓練
- ・ジョブコーチ支援
- ・リワーク支援

就労移行支援・ 就労継続支援(A・B型)事業所 地域活動支援センター等

- ・訓練
- ・日中活動等

本人

- ・求職者
- ・在職者

企業

- ・雇用
- ・職場実習

金沢障害者就業・生活支援センター

- ・就職・職場定着支援
- ・就業に伴う生活支援
- ・企業支援
- ・関係機関との連絡調整

特別支援学校

その他関係機関

行政

医療機関

ご利用にあたってのお願い

はじめてご相談いただく場合は、まずは電話でご連絡ください。

当センターへ利用登録される場合は、障害者手帳または、医師の診断書が必要です。

※当センターの利用は無料です。利用に伴う経費(交通費・昼食代など)、他機関での手続きにかかる費用は自己負担となります。

※プライバシーは守ります。



社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会

金沢障害者就業・生活支援センター

〒920-0864 石川県金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館2階

TEL 076-231-0800 FAX 076-231-0801

〈相談日・時間〉

月曜日から金曜日 9:00~17:30

土・日・祝日および年末年始(12/29~1/3)はお休みです。

〈支所〉 金沢福祉用具情報プラザ 〒920-0853 石川県金沢市本町1-10-1 ルキーナ金沢1・2階
TEL 076-234-9900 FAX 076-234-2300

— 見て・ふれて・体験できる — 金沢福祉用具情報プラザ

金沢福祉用具情報プラザは、身体機能にあつた福祉用具の選定や住宅改修の支援、各種福祉情報の提供を行なっています。

〈運営〉社会福祉法人金沢市社会福祉協議会



福祉用具と住宅改修モデルの展示

最新福祉用具や住宅改修モデルを展示しています。展示品は、すべてふれて体験（試用）できます。職場や学校での研修にもご利用ください。

情報提供・イベント開催など

福祉情報の提供、イベントの開催の他、福祉・介護関係・住宅改修等を目的とした活動を支援します。

専門相談

●福祉用具・住宅改修相談

専門職員が福祉用具や住宅改修などの相談を受けます。訪問相談も行います。

●自助具相談

普段使っている日用品などを使いやすくする工夫をお手伝いします。

●車いす相談

車いすの選定・適合等の相談を受けます。

●おむつ相談

排泄の困りごとに対して、おむつを含む排泄用具の相談に応じます。試供品もあります。

主な展示品（約1,200点）



【歩行・移動用品】

車いす・車いす用クッション・スロープ・歩行車・歩行器・シルバーカー・杖など



【入浴用品】

シャワーチェア・浴槽台・バスグリップ・シャワーキャリー・滑り止めマットなど



【衣類・靴】

肌着・パジャマ・靴下・靴など

研修会の開催

専門職や一般の方を対象とした、福祉用具や住宅改修などの研修会を開催します。



【ベッド用品】
電動ベッド・マットレス・体位変換クッション・移乗用リフトなど



【トイレ用品】
ポータブルトイレ・補高便座・手すり・失禁パンツ・おむつ・尿器など



【食事・調理用品】
食事補助具（食器・はし・スプーン）、エプロン、調理器など

【日用品・コミュニケーション用品】

視覚・聴覚に障害のある方の便利品（電話機・振動式時計など）や手が不自由な方のコミュニケーション用具、ワイヤレスコールなど

【住宅改修関連用品】

上がりかまち用手すり・敷台・段差解消機・階段昇降機など

金沢福祉用具情報プラザ

TEL 076-234-9900

FAX 076-234-2300

〒920-0853 金沢市本町1丁目10番1号
ルキーナ金沢1・2階

■ホームページ

<http://www.kz-yogu-plaza.net/>

■メールアドレス

yogu-plaza@spacelan.ne.jp

館内のご紹介

◆住宅改修モデル

バリアフリー改修モデルです。体験しながらご覧いただけます。

◆研修室(定員40名程度)・会議室(定員5名程度)

研修会などにご利用いただけます。

※新型コロナウイルスの影響に伴い、定員の制限を行っています。

◆図書コーナー

福祉用具・住宅改修等の図書をご覧いただけます。無料で貸出も行います。

◆いきいきギャラリー プラザ店

障害のある方や高齢者の手作り品（お菓子・手工芸品など）を販売しています。

交通のご案内

- JR金沢駅兼六園口（東口）より徒歩約5分
- 北鉄バスリファーレ前バス停より徒歩2分
- ふらっとバス（此花ルート）別院通り口バス停より徒歩1分

※車でご来館の方は武蔵地下駐車場・リファーレ駐車場（有料）をご利用ください。

※車いす利用等の方はプラザの専用駐車場（2台）をご利用ください。



開館時間／午前10時から午後7時

休館日／火曜日・年末年始（12月29日～1月3日）火曜日が祝祭日の場合は翌日が休館日となります。

いきいきギャラリー

障害のある方や高齢者の手作り品を販売しています。

ここでの売上げは、福祉施設で働く人の工賃や団体の運営費などに役立てられています。



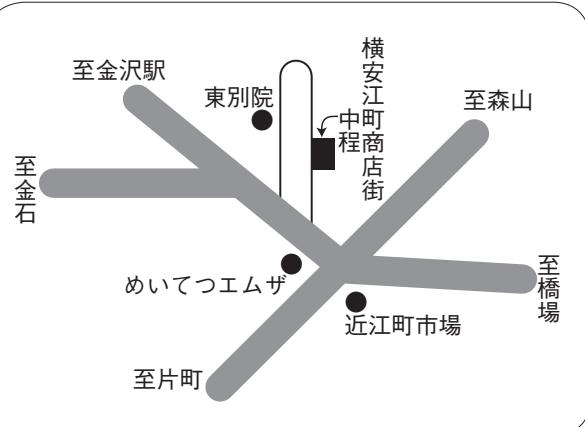
●お菓子・手芸品の販売（1階）

障害のある方や高齢者の手作り品を販売しています。

季節の商品など豊富な品揃えで、みなさまのご来店をお待ちしております。

●ギャラリー・研修室の貸し出し（2階）

ギャラリーには、大きな机と作品展示棚があり、多目的なスペースになります。研修室は会議など25名ほど利用できるスペースになっています。（無料）



【連絡先】 運 営：社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

住 所：金沢市安江町3-16

電 話：076-221-2307 (FAX 兼)

営業時間：午前10時～午後6時

定休日：第1・第3・第5火曜日、第2・第4日曜日

生活福祉資金貸付制度

貸付対象

- (1) 他から借入が困難な収入の少ない世帯
 - (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている世帯
 - (3) 日常生活上療養または介護を要する65歳以上の高齢者のいる世帯
- ※世帯ごとに所得制限があります。

注意事項

- (1) 他の借入の返済に充当するための貸付はできません。
- (2) 他の公的貸付制度や公的給付を受けられる場合は、他制度を優先して利用していただきます。
- (3) すでに支払い済みの経費や、発注・契約済みの経費は貸付対象となりません。
- (4) 返済は、元利均等の月賦償還となります。据置期間終了後、償還計画に基づき返済していただきます。償還期間を過ぎると、延滞利子がかかります（年利3%。最終償還期限日の翌日より日割り）
- (5) 借り入れから償還終了まで、社会福祉協議会および民生委員の支援を継続的に受けることになります。
- (6) 貸付には石川県社会福祉協議会での審査を要します。申込後、審査で否決された場合はお貸しくいません。
- (7) 原則連帯保証人が必要です。（県内にお住まいで、65歳未満の方）
やむを得ず連帯保証人を立てられない場合も申請可。
- (8) 虚偽の申請その他不正な手段により貸し付けを受けたときや、貸付金の使途をみだりに変更し、または他に流用した場合等は、資金の全額または一部を即時に返還していただきます。

貸付条件等一覧

(令和4年4月1日現在)

資 金 種 類	貸付条件					
	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金						
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月20万円以内 (単身世帯) 月15万円以内	原則3月 (最長12月)	最終貸付日から 6月以内		連帯保証人を立てる場合は、無利子
総合支援資金	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	—	貸付の日 (生活支援費と合わせて貸し付けてい る場合には、生活支援費の最終貸付 日)から 6月以内	10年以内	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内	—			連帯保証人がいない場合は、年1.5%

資金種類	貸付条件					
	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金						
福祉資金 福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用	580万円以内 (※以下、限度額目安)			20年以内 (※以下、目安)	
	・生業を営むために必要な経費	460万円			20年	
	・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するためには必要な経費	技能習得する期間が (6月程度) 130万円 (1年程度) 220万円 (2年程度) 400万円 (3年以内) 580万円			8年	
	・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円			7年	
	・福祉用具等の購入に必要な経費	170万円			8年	
	・障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円			8年	
	・中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円			10年	
	・負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するためには必要な経費	療養期間が1年を超えないとき 170万円 療養期間が1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 230万円	貸付の日（分割による交付の場合は最終貸付日）から6月以内		5年	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料含む）及びその期間中の生計を維持するためには必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないとき 170万円 介護サービスを受ける期間が1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 230万円	貸付の日（分割による交付の場合は最終貸付日）から6月以内		5年	連帯保証人がいない場合は年1.5%
	・災害を受けたことにより、臨時に必要となる経費	150万円			7年	
	・冠婚葬祭に必要な経費	50万円			3年	
	・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円			3年	
	・就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円			3年	
	・その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円			3年	

資金種類		貸付条件					
		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
福祉資金	緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・給与等の盜難、紛失によって生活費が必要なとき ・火災等被災によって生活費が必要なとき ・その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき	10万円以内	—	貸付の日から2月以内	12月以内	無利子 不要
教育支援資金	教育支援費	高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月3.5万円以内 (高専)月6.0万円以内 (短大)月6.0万円以内 (大学)月6.5万円以内 ※特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍まで貸付可	—	卒業後6月以内	20年以内	無利子 ※世帯内で連帯借受人が必要 (不要)
	就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の7割程度 ・月額：30万円以内	又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 借受人の死亡時までの期間	契約終了後3月以内	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率 ※推定相続人の中から選択 必要
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・居住用不動産の評価額の7割程度（集合住宅の場合は5割） ・月額：貸付基本額の範囲内（生活扶助額の1.5倍以内）	又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 借受人の死亡時までの期間			不要

〈問い合わせ先〉 金沢市社会福祉協議会
 金沢自立生活サポートセンター
 〈実施主体〉 石川県社会福祉協議会

☎ 231-3720

☎ 224-1212

公益財団法人金沢健康福祉財団の概要

事務局

所在地 金沢市大手町3番23号

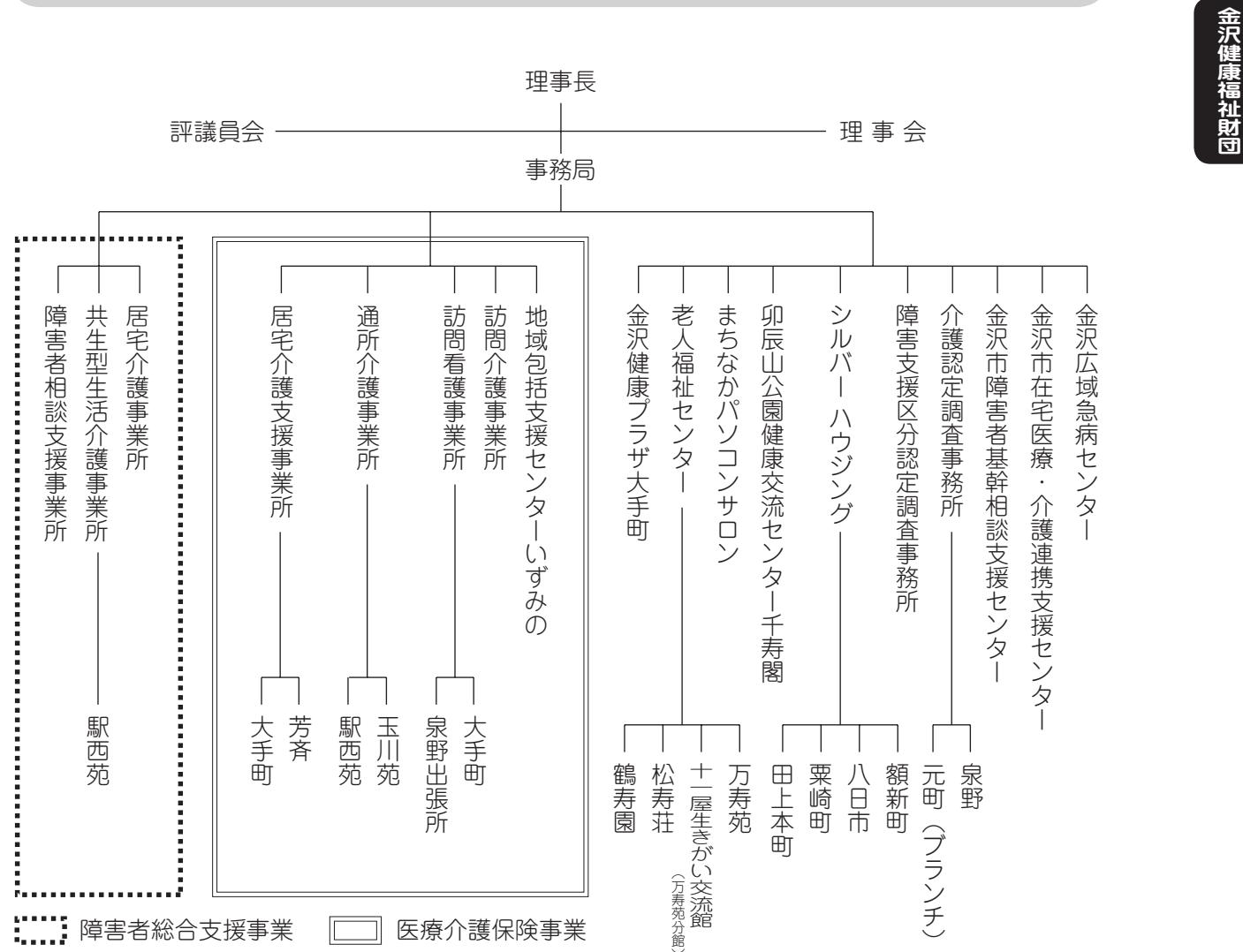
基本方針

本市において人口動態の大きな変化による急速な超高齢社会の進展により、超高齢社会を見据えた持続可能な社会保障制度の確立に適切に対応するため、在宅医療と介護のさらなる連携を機軸とした地域包括ケアシステムの推進が大きな課題である。

このような課題に対し、金沢総合健康センターと金沢市福祉サービス公社が母体となり、在宅医療と介護の連携により両団体が有する高い専門性や業務ノウハウを相互に活用することで先駆的かつ専門的な医療・福祉サービスが効率的に提供されるよう、公益財団法人金沢健康福祉財団が設立された。

これにより、医療及び福祉サービスの提供及び健康教育の普及啓発を行うことで、医療及び福祉に関する総合的なサービスの向上を図り、もって市民の健康増進と福祉の向上に寄与することを目的とする。

公益財団法人金沢健康福祉財団の組織



社会福祉関係施設、機関等の状況（令和4年4月現在）

施 設

施 設	県 立	市 立	その他	計
保 育 所		13カ所	24カ所	37カ所
認 定 こ ん も 園	1カ所		98	99
幼 稚 園			13	13
母 子 生 活 支 援 施 設			1	1
助 産 施 設		1	1	2
放 課 後 児 童 ク ラ ブ			103	103
乳 児 院			1	1
児 童 養 護 施 設			4	4
児童家庭支援センター			1	1
児童発達支援センター			3	3
福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設			2	2
医 療 型 障 害 児 入 所 施 設			4	4
老 人 ホ ー ム 等			75	75
老 人 福 祉 センター 等	1	6 (分館除く)		7
救 護 施 設			2	2
善 隣 館			11	11
児 童 館	1	32		33
障 害 者 支 援 施 設			8	8
障 害 福 祉 サービス 事 業 所			111	111
福 祉 ホ ー ム			2	2
自 立 支 援 展 示 施 設		1		1

機関及団体一覧表(令和4年4月現在)

名 称	所 在 地	電話番号	代表者名
金沢市母子寡婦福祉連合会	三社町1-44 石川県女性センター	224-3417	中村 幸子
金沢市遺族連合会	石引4丁目18-1	223-7655	小林 茂隆
金沢市社会福祉協議会	高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館	231-3571	桶川 秀志
金沢健康福祉財団	大手町3-23	222-0102 FAX 222-4366	高村 政博
金沢市老人連合会	彦三町1-15-5 金沢市中央公民館彦三館	262-4600	須野原 雄
金沢手をつなぐ親の会	高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館	261-7840	大橋 和史
金沢市身体障害者団体連合会	高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館	262-6660	上地 成佳
石川県肢体不自由児協会金沢支部	本多町3丁目1-10 石川県社会福祉会館	224-6126	高松昌一郎 (支部長)
日赤石川県支部金沢市地区 (62分区)	広坂1丁目1-1 市福祉政策課	220-2278	村山 卓 (地区長)
金沢市放課後児童クラブ協議会	広坂1丁目1-1 予育て支援課	220-2279 FAX 220-2360	吉田 昭生
金沢保護区保護司会	高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館	223-3062	米澤 明孝
社会を明るくする運動 金沢市推進委員会	高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館	223-3062	村山 卓 (委員長)
金沢市児童館連絡協議会	小坂町西8-11 城北児童会館	251-0444	西川 茂治
金沢市民生委員児童委員協議会	高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館	231-3571	高野 善一
金沢市介護サービス事業者連絡会	高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館	231-3571	前田 直大
金沢市善隣館協議会	小将町8-23 第三善隣館内	221-0962	藤 美枝子

社会福祉関係施設等一覧（令和4年4月現在）（順不同）

児童関係

施設の種類	名 称	設置主体	定 員	所 在 地	電話番号
乳 児 院	聖靈病児院	社 福	20	長町1-5-46	223-2878
児童養護施設	享誠塾	社 福	50	平和町3-23-5	241-1514
	聖靈愛児園	社 福	65	長町1-5-46	261-9812
	梅光児童園	社 福	30	石引4-6-1	231-3984
	林鐘園	社 福	30	若松町3-116-1	262-3811
	児童家庭支援センター	こども家庭支援センター金沢	市委託	-	平和町3-23-5
					243-8341

障害者関係

施設の種類	名 称	設置主体	定 員	所 在 地	電話番号
障害者支援施設	愛育学園	社 福	80	北袋町イ101	235-8800
	アカシヤの里	社 福	50	粟崎町5-3-8	237-0294
	希望が丘	社 福	68	小池町九40	257-5211
	障害者支援施設 金沢湖南苑	社 福	100	忠縄町380	258-6001
	障害者支援施設 金沢ふくみ苑	社 福	50	福増町南16	214-3700
	ハビリポート若葉	社 福	164	別所町ク10	247-6787
	ハビリポート若竹	社 福	36	別所町ク10	247-6787
	ふじのき寮	社 福	80	上中町ト18	229-1464
障害福祉サービス事業所	あい	株式会社	就労継続A 20	西金沢3-534	259-1660
	あけぼの作業所	社 福	就労継続B 40	三口新町1-8-1	263-7694
	石川療育センター	社 福	生活介護 15	上中町イ67-2	229-3033
	インテグラルワークス 金沢中央	株式会社	就労継続A 20	閻明町2-55	254-6623
	ヴィストキャリア金沢駅前	株式会社	就労移行 就労定着 20	広岡1-2-14 コーワビル2階	254-6254
	ヴィストキャリア武蔵ヶ辻	株式会社	就労移行 就労定着 20	安江町1-1 グランドパレス武蔵ヶ辻1階	213-5634
	ヴィストジョブズ金沢入江	株式会社	就労継続A 20 就労定着	入江2-82-1 ノエビアビル1階	256-2115
	ヴィストジョブズ高尾台	株式会社	就労継続A 20	窪4-400	080-7413-7504
	ウェルビー金沢センター	株式会社	就労移行 就労定着 20	南町4-55 WAKITA 金沢ビル3階	254-5845
	うちくるアシスト	株式会社	就労継続A 45 就労継続B 20	福久1-106	258-5796
	エイブルベランダBe	社 福	就労継続B 20	三馬1-369	241-1200
	えがお	有限会社	就労継続B 20	糸田1-182	292-1113
	えがお工房8クリーン	一 社	就労継続A 10	駿西新町1-39-10	225-8889
	えがお工房8クリーン アネックス	一 社	就労継続A 10	長田2-26-6	070-5062-4824
	えがお工房8たんと	一 社	就労継続B 10	横川7-35-1 ルミエール横川402	256-3073
	エンデバー・メイト	合同会社	就労継続B 20	観音堂町口63-1	208-4145
	オープンハウスクローバー	N P O	就労継続B 20	小立野3-17-5	264-9272
	オリープ	N P O	就労継続B 10	小立野3-21-20	223-7028

施設等一覧

施設の種類	名 称	設置主体	定 員	所 在 地	電話番号
障害福祉サービス事業所	金沢クリーンワークス	社 福	就労継続 A 19	磯部町ホ 25-1	225-8964
	キッズベランダ Be	社 福	就労継続 B 10	高尾1-27-1	296-3663
	希望が丘カッコー	社 福	生活介護 20	小池町南 30	257-4215
	煌めき工房	株式会社	就労継続 A 20	若宮町ホ 31-1	223-4016
	クラフトファクトリー	N P O	就労継続 A 20	西念4-7-1	225-7364
	グローブル千木	有限会社	生活介護 25	千木町ワ 42	225-6547
	グローブルふくひさ	有限会社	就労継続 B 40	福久町ホ 13-1	257-2310
	工房シティ	社 福	生活介護 30 就労継続 B 10	粟崎町5-3-1	238-2111
	コスマス	社 福	生活介護 21	平和町2-21-15	241-0071
	サンサンクラブ「かがやき」	N P O	生活介護 18	東力1-153	291-1221
	サンサンクラブ「かがやき」分室	N P O	生活介護 10	玉鉢2-337	256-2537
	Share 金沢ワークセンター	社 福	就労移行 6 就労継続 A 10 就労継続 B 24	若松町セ 104-1	256-1010
	七施の杜かなざわ	株式会社	就労継続 B 20	寺中町ホ 2-1	256-1172
	就労移行支援事業所ルーツ金沢	株式会社	就労移行 20	南町5-20 中屋三井ビルディング401	282-9701
	就労継続支援B型事業所いすみの	N P O	就労継続 B 20	泉野町1-1-25	280-5503
	就労継続支援B型事業所仕事&交流ハウスあおぞら	医 社	就労継続 B 20	大浦町ヲ 55-1	239-8010
	就労継続支援B型事業所つぼみ	株式会社	就労継続 B 20	寺町3-14-15	256-3728
	就労継続支援(B型)ひまわり	社 福	就労継続 B 20	忠縄町380	258-6001
	就労支援センター「かがやき」	N P O	就労継続 B 20	間明町1-344	218-7816
	就労支援センターひなげし	社 福	就労移行 10 就労継続 B 10	若草町12-7	243-0326
	障害者支援施設金沢湖南苑	社 福	生活介護 25 機能訓練 6	忠縄町380	258-6001
	障害者支援施設金沢ふくみ苑	社 福	生活介護 25	福増町南 16	214-3700
	ビジネススクール カラフル・金沢	一 社	生活訓練 10 就労移行 10 就労定着	本町2-7-1 越田ビル7階	201-8270
	自立就労支援センターいしひき	社医財	就労移行 9 就労継続 B 31 就労定着	石引1-1-1	216-5310
	鈴見台虹の家	社 福	生活介護 20	鈴見台5-7-13	261-7870
	ステップ	一 社	生活訓練 20	百坂町ニ 38	257-2963
	S m i l e 金 沢	株式会社	就労継続 B 20	額谷3-49	296-0789
	生 活 訓 練 FIY high	株式会社	生活訓練 10	小坂町中 99-3	214-4548
	生活支援センターキャンワーク	N P O	就労継続 B 10	黒田1-95	240-7040
	生活支援センター雪見橋 ワーカス城南	社 福	生活介護 6 就労継続 B 14 生活訓練 6	城南1-8-20	262-2262
	生活支援センター雪見橋ワーカス城南 生活介護分室リバーサイド	社 福	生活介護 6	城南1-15-40	262-2262
	聖ヨゼフ苑 作業所	社 福	就労継続 B 40 生活介護 14	打木町東 155	240-6221
	self-A・オンステージ三口新町	株式会社	就労継続 A 20	三口新町4-2-12	235-2010
	self-A・ハニービー泉が丘	株式会社	就労継続 A 20	伏見新町278-1	256-3631
	self-A・ハニービー駅西新町	株式会社	就労継続 A 20	駅西新町1-38-6	232-5511
	self-A・ハニービー神田	株式会社	就労継続 A 20	神田2-2-19	244-3667
	self-A・ハニービー金沢駅東	株式会社	就労継続 A 20	京町29-11	252-5588

施設の種類	名 称	設置主体	定 員	所 在 地	電話番号
障害福祉サービス事業所	self-A・ハニービー額新保	株式会社	就労継続 A 20	額新保3-257	246-3623
	self-A・Aid 駅 西	有限会社	就労継続 A 20	駅西本町2-5-16 KDビル1F	282-9901
	self-A・B2 金 沢	株式会社	就労継続 B 20	しじま台2-28-10 セントラフォーレ102	259-5404
	創 舎	一 社	就労移行 10 就労継続 A 10	幸町2-2 スカイハイツ1階	223-5250
	それいけ仲間たちの家	N P O	生活介護 6	横山町6-3	255-1573
	たけまた友愛の家	社 福	生活介護 35	東原町フ14-2	257-7830
	多機能型支援施設はつた	株式会社	生活介護 10	八田町東907	201-8231
	ディーキャリア金沢オフィス	株式会社	就労移行 20	本町1-6-1 やわらぎ金沢1階102号室	223-8651
	デイサービスセンター駅西苑	公 財	生活介護 18	西念3-4-25	234-5145
	デイサービスセンターふれあい	株式会社	生活介護 25	有松2-4-32	245-5601
	店舗事業 ち ゃ お づ	N P O	就労継続 B 10	黒田1-59	240-7040
	特定非営利活動法人 金沢市視覚障害者地域生活支援センター	N P O	就労継続 B 20	芳斎1-15-26	222-8782
	独立行政法人国立病院機構 医 王 病 院	独 行	生活介護 8	岩出町ニ73-1	258-1180
	ト 口 ワ	株式会社	就労継続 B 20	木越町ヨ117-1	255-3954
	な で し こ	合同会社	就労継続 A 20	専光寺町レ4-5	254-6841
	な で し こ	社 福	機能訓練 15	福増町南16	214-3700
	鳴 和 の 里	社 福	就労継続 B 20	高柳町10字106-1	252-7344
	ね む ね む の 輪	合同会社	就労継続 B 20	粟崎町3-3-2	255-2300
	脳卒中・身体障害専門 就労支援センター「リハス」金沢	株式会社	就労移行 20	諸江町上丁307-25 1階	225-8468
	ハ ス ネ テ ラ ス	株式会社	就労継続 B 40	木越町ツ18-1	256-0525
	パ ツ チ ワ ー ク	社 福	生活介護 22	土清水3-242-1	205-8311
	ハッピータウンクオレ	社 福	就労移行 10 就労継続 B 30	伏見台1-6-13	244-8081
	Happy Market さくら	株式会社	就労継続 B 20	元町2-15-13	282-9955
	ぱ る む	一 社	就労継続 B 20	弥生1-23-8	201-1600
	ぴ あ も ー る	株式会社	生活介護 15 就労継続 B 20	大額1-352	213-5131
	彦 三 の ぞみ苑	社 福	就労継続 B 38	彦三町2-12-12	221-5800
	ひなげしウエスファクトリーなかお山	社 福	就労継続 B 20	大桑町中尾山22-1	243-2330
	V i v a ス タ ジ オ	株式会社	就労継続 B 20	高尾町ル13	256-3590
	ひ ま わ り	社 福	就労継続 B 20	福増町南16	214-5550
	ひ ろ び ろ 作 業 所	社 福	生活介護 26 就労継続 B 11	大桑町タ1-18	260-0806
	V S サ ポ ー ト	株式会社	就労継続 A 20	彦三町2-1-10 真和ビル1階	221-1233
	富士リネン株金沢工場	株式会社	就労継続 A 20	矢木2-29	214-6466
	ふ れ あ い 工 房 た ん と	N P O	就労継続 B 20	小坂中18-2	255-0816
	ふ れ あ い 工 房 た ん と 御 所	N P O	就労継続 A 20	御所町イ21-5	254-6751
	ぼ っ ぼ く ら ぶ	社 福	生活介護 10	吉原町口6-2	257-3311
	ぼ れ ば れ 工 房 山 の 家	N P O	生活介護 6 就労継続 B 10	三小牛町イ3-2	287-3414
	マ イ ン ド	一 社	生活訓練 20	閻明町1-231	292-2963
	ま す ま す く ら ぶ	医 社	就労継続 B 20 生活訓練 6	大浦町ホ24-1	238-3355
	み ら い	株式会社	就労継続 A 20	本町1-8-18 201号	221-5531

施設等一覧

施設の種類	名 称	設置主体	定 員	所 在 地	電話番号
障害福祉サービス事業所	むじん蔵	社 福	就労継続 B 10	有松1-4-7	241-1166
	やくしん	株式会社	就労継続 A 20	福久東1-88	255-2235
	やちぐさ作業所	社 福	就労継続 B 24 生活介護 14	牧町71	251-5139
	やよい	株式会社	就労継続 A 20	弥生2-9-10	243-0841
	夢工房	社 福	就労継続 B 40	みどり3-130	269-0680
	夢未来	社 福	生活介護 20	豊穂町264	207-3966
	リエゾン	N P O	就労移行 20 就労定着	広岡1-1-35 金沢第2ビル1階	208-3015
	リハスファームかなざわ	株式会社	就労継続 B 20	西念2-31-7	208-3822
	リハビリ型就労スペース「リハス」	株式会社	就労継続 A 20	諸江町上丁307-25	254-6497
	リワークスクールカラフル・金沢	一 社	生活訓練 14 就労移行 6	油車41 新豊町ビル2・3・4階	224-0551
	ワンダーフレンズ金沢	株式会社	就労継続 B 20	幸町23-1 シナジービル2階	222-3855
	ワークショップオアシス	N P O	就労継続 A 10	みどり2-6-5	249-0061
	ワークショップひなげし	社 福	生活介護 20	若草町12-7	243-0326
	ワークショップひなげし(従たる事業所)	社 福	生活介護 10	若草町23-1	243-0326
	ワークショップひなげしリサイクル工場	社 福	就労継続 A 20	福増町北204-22	243-0326
	ワークプラザますいすみ	社 福	就労移行 6 就労継続 B 30	増泉1-19-23-1	243-1822
	若草福祉作業所	社 福	就労継続 B 35 生活介護 25	十一屋町4-34	244-7731
医療型障害児入所施設	石川整肢学園	社 福	40	吉原町口6-2	257-3311
	石川療育センター	社 福	60	上中町イ67-2	229-3033
	金沢療育園	社 福	60	吉原町口6-2	257-3311
	独立行政法人国立病院機構医王病院	独 行	100	岩出町ニ73-1	258-1180
福祉型障害児入所施設	希望が丘児童施設	社 福	30	小池町九-40	257-5211
	Share金沢	社 福	30	若松町セ104-1	256-1010
児童発達支援センター	石川療育センター	社 福	15	上中町イ67-2	229-3033
	S-veranda	社 福	10	若松町セ104-1	256-1011
	そよかぜ	社 福	50	吉原町口6-2	255-6166
障害児通所支援事業所	いんくるわくわく	N P O	10	長土堀2-2-1	262-9739
	ヴィストカレッジ金沢駅前	株式会社	10	広岡1-2-14 コーワビル2階	254-6233
	ヴィストカレッジ西金沢駅前	株式会社	10	西金沢1-72 ハピタ2000テナント1階	287-6386
	エイブル・ベランダBe	社 福	10	三馬1-369	241-1200
	えーるくらぶ	社 福	10	福増町南77	214-6900
	親子DE発達凸凹86	株式会社	10	高尾台1-54	272-5833
	金沢市障害児通園施設ひまわり教室	金沢市	20	十一屋町4-34	243-6786
	金沢ゆとり学園	一 社	5	泉野出町3-14-26-1	256-3428
	金沢ゆとり学園ひばり教室	一 社	5	窪3-179-11	272-8910
	からだサポートげんき	株式会社	10	荒屋1-107	255-0027
	カラフルきっず	社 福	10	弥生2-7-23-101	255-7558
	K E Y ' S	株式会社	10	観音堂町口221	208-4270
	K E Y ' S 3rd	株式会社	10	観音堂町口122	208-4270

施設の種類	名 称	設置主体	定 員	所 在 地	電話番号
障害児通所支援事業所	K E Y ' S 5 t h	株式会社	10	普正寺町九字2-7、2-2	208-4270
	きこえこども支援センターひなげし	社 福	20	円光寺2-5-1	244-1380
	キッズサポートあゆみ	株式会社	10	諸江町中丁293-3	237-2533
	キッズベランダBe	社 福	10	高尾1-27-1	296-3663
	キッズルーム オニオン	株式会社	10	八田町東907	201-8237
	キッズルームパンプキン	株式会社	10	南森本町又20-2	255-2332
	キッズルームポテト	株式会社	10	南森本町又20-1	213-7173
	キッズルームロータス	株式会社	10	小坂町西68-1	256-5452
	げんきステップ新保本	株式会社	10	新保本3-44	240-8831
	げんきステップ横川	株式会社	10	横川2-142-3	299-5699
	ことばと身体の教室	合同会社	10	御所町1-23	090-7684-1239
	こどもサポート教室「きらり」 石川県庁前校	株式会社	10	西都2-163	213-5290
	こどもサポート教室「きらり」 金沢ベイエリア校	株式会社	10	直江北1-253	254-5356
	こどもサポート教室「きらり」 金沢横川校	株式会社	10	横川6-114	280-3160
	こどもプラスのまち教室	株式会社	10	野町3-1-10	244-2112
	こどもプラスひきた教室	株式会社	10	疋田1-219 eコート101号室	253-2388
	こどもプラスみなみ教室	株式会社	10	泉野出町3-11-3	244-5880
	sakura colette	株式会社	10	三池栄町156	282-9878
	児童デイサービスグロース	株式会社	10	鳴瀬元町イ247	259-6507
	児童デイサービスわくわく	N P O	10	長田本町チ20-3	262-0988
	児童デイサービスわくわく ほたるの家	N P O	10	入江3-22	287-5662
	児童発達支援・放課後等 デイサービス さくらエール	株式会社	5	元町2-6-10	256-0375
	児童発達支援・放課後等デイサービス さくらきつずもとまち	株式会社	10	元町2-6-6	216-5511
	児童発達等支援・放課後等 デイサービス そうや	株式会社	10	四十万4-201-2	259-0405
	児童・放課後等デイサービス かぶとむし	株式会社	10	田井町5-21	256-0038
	児童放課後等デイサービス てんとう虫	株式会社	10	桂町チ21-2	255-3117
	児童放課後等デイサービス アカホシテントウ	株式会社	10	額新保3-276-1	296-3923
	ジュニアサポートあさがお	合同会社	10	諸江町下丁215-6	255-6831
	ス テ ラ	株式会社	10	閻屋町2-49	239-2228
	スポーツコミュニケーションスクール カラフル金沢・西念校	一 社	10	西念2-35-23 奥伸ビル2階203	204-6402
	スポーツコミュニケーションスクール カラフル金沢 新豊町校	一 社	10	油車41 新豊町ビル1階	201-8270
	すまいるくらぶ	社 福	10	忠縄町292	258-7600
	センチュリー児童デイサービス たかお	有限会社	10	高尾南3-23	256-3016
	独立行政法人国立病院機構 医王病院	独 行	8	岩出町二73-1	258-1180
	とーときっずるーむ	合同会社	10	田上さくら1-126	255-0199
	ともしひの家	一 社	10	諸江町215-2	080-3740-3807
	ともしひの家 — KODATSUNO —	一 社	10	三口新町1-5-1 メゾン・アグリーアップル1FD	225-7078
	どれみくらぶ	社 福	10	平和町1-2-28	242-5525

施設等一覧

施設の種類	名 称	設置主体	定 員	所 在 地	電話番号
障害児通所支援事業所	なないろの木 駅西	株式会社	10	駅西本町2-11-42 MKビル103号	223-7088
	にっこりバンピーノ	株式会社	10	神宮寺3-1-1	207-4437
	のびのびくらぶ	社 福	10	吉原町口6-2	255-6166
	ハッピーハート松島	株式会社	5	松島2-157	259-1139
	パ ト リ	合同会社	10	保古1-36	220-7900
	放課後デイサービスあんじゅ	株式会社	10	割出町76	254-5283
	放課後等デイサービス煌々	合同会社	10	福久2-3	282-9759
	放課後等デイサービスピース	株式会社	10	新神田1-10-44	272-8541
	放課後デイサービス日だまり	合同会社	10	松島2-231 ケレマティースレジデンス松島101号	080-3042-0404
	放課後プラスいづみの教室	株式会社	10	泉野町1-4-4 北川ビル1階	245-0322
	放課後プラスえきにしつ教室	株式会社	10	北町乙60-1 1F 107	282-7080
	マザーズ四十万	有限会社	10	四十万町北チ5-1	259-0278
	ゆ し ゃ	医 社	10	田上本町ヨ20	208-5032
	ワークショップオアシス	N P O	10	みどり2-6-5	249-0061
	ワークショップひなげし	社 福	10	若草町12-7	243-0326
相談支援事業所	いえる相談支援事業所	合同会社	計画相談 障害児相談 地域移行/定着	長田2-14-4	255-1009
	石川療育センター	社 福	計画相談 障害児相談	上中町イ67-2	229-3033
	相談支援センター ヴィスト金沢	株式会社	計画相談 障害児相談	広岡1-2-14 コーワビル4階	254-6259
	S - v e r a n d a	社 福	計画相談 障害児相談	若松町セ104-1	256-1011
	オープソセサミ城南	社 福	計画相談 地域移行/定着	城南1-8-20	232-0100
	金沢健康福祉財団 相談支援事業所	公 財	計画相談	大手町3-23	222-0032
	金沢市視覚障害者 地域生活支援センター	N P O	計画相談	芳斎1-15-26	222-8782
	金沢ゆとり学園こどり教室	一 社	計画相談 障害児相談	泉野出町3-14-26-1	256-3428
	ギフト相談支援事業所	株式会社	計画相談 障害児相談	寺中町口45-3	080-3741-0484
	ケアサポート 金沢相談支援事業所	株式会社	計画相談 障害児相談	長町2-7-22	221-4455
	コープいしかわ 相談支援事業所	生活協同組合	計画相談 障害児相談 地域移行/定着	戸坂2-73	222-6150
	サポートステーション W a k u W a k u	N P O	計画相談 障害児相談 地域移行/定着	長土塙2-2-20	262-9739
	サ ン	一 社	計画相談 障害児相談 地域移行/定着	尾張町1-11-2 ファミール武蔵902号	216-5282
	サンビレッジ	一 社	計画相談 地域移行/定着	間明町1-231	292-2963
	指定特定相談支援事業所 鳴和の里	社 福	計画相談	高柳町十字106-1	252-7344
	障害者相談支援センターわかば	社 福	計画相談	別所町ク10	247-6787
	相談支援事業所 朗 粟崎	株式会社	計画相談 障害児相談 地域移行/定着	粟崎町2-414	237-3847
	すずらん相談支援	株式会社	計画相談 障害児相談 地域移行/定着	二口町イ109	222-2275
	相談支援キャッツアイ	株式会社	計画相談 障害児相談	専光寺町レ4-5 シーガルⅢ101	236-2470
	相談支援事業こなん	社 福	計画相談 障害児相談	忠緹町380	258-6001
	相談支援事業所アカシヤの里	社 福	計画相談 地域移行/定着	粟崎町5-3-8	237-0294

施設の種類	名 称	設置主体	定 員	所 在 地	電話番号
相談支援事業所	相談支援事業所アヤカ	株式会社	計画相談 地域移行／定着	二口町八30-2	213-5177
	相談支援事業所あるふあ	医 社	計画相談 地域移行／定着	増泉1-20-17	280-9147
	相談支援事業所 医王病院あすなろ	独 行	計画相談 障害児相談	岩出町二73-1	258-1180
	相談支援事業所エンデバー	合同会社	計画相談 障害児相談	観音堂町口63-3	090-9768-8540
	相談支援事業所おかべ	医 社	計画相談 地域移行／定着	長坂町チ15	243-1222
	相談支援事業所おり～ぶ金沢	社 福	計画相談 障害児相談	入江3-99	256-3790
	相談支援事業所かないわ	医 法	計画相談 地域移行／定着	普正寺町9-6	267-0601
	相談支援事業所「きずな」	社 福	計画相談 障害児相談	鈴見台5-7-13	261-7870
	相談支援事業所グローブル	有限会社	計画相談	千木町イ2-1	257-4770
	相談支援事業所聖ヨゼフ苑	社 福	計画相談 障害児相談 地域移行／定着	打木町東155	240-6211
	相談支援事業所ちきちき	株式会社	計画相談 障害児相談	高尾台2-102	207-3917
	相談支援事業所つばさ	N P O	計画相談 障害児相談	高尾台1-363 One Face 102号	296-1230
	相談支援事業所やちぐさ	社 福	計画相談 障害児相談	南御所町309	225-7313
	相談支援事業トラスト	社 福	計画相談 障害児相談	福増町南16	214-3700
	相談支援事業ハーモニー	社 福	計画相談 障害児相談	平和町1-2-28	242-5525
	相談支援事業所 結	株式会社	計画相談 障害児相談	彦三町2-1-10 真和ビル2階	080-3744-1233
	相談支援センター希望が丘	社 福	計画相談 障害児相談	小坂町北184-1	256-0226
	相談支援センターひなげし	社 福	計画相談 障害児相談 地域移行／定着	若草町12-7	243-0326
	相談支援センター夢工房	社 福	計画相談 障害児相談	みどり3-130	205-5556
	相談支援センター 若草福祉作業所	社 福	計画相談 障害児相談 地域移行／定着	十一屋町4-34	244-7731
	相談支援パートナーズ	株式会社	計画相談 障害児相談	窪2-43 クレア101号	287-3058
	相談支援・PorePore	N P O	計画相談 障害児相談 地域移行／定着	三小牛町イ3-2	287-3414
	ソーシャルネットかがやき	N P O	計画相談 障害児相談	東力1-153	292-2044
	地域福祉ネットリーがる	弁 法	計画相談 障害児相談 地域移行／定着	鞍月3-32	256-1334
	と ら い あ ん ぐ る	社 福	計画相談 障害児相談	吉原町口6-2	255-6166
	ピアサポートいしひき	社医財	計画相談 地域移行／定着	石引1-1-3 セゾン石引105	231-3371
	ピースマイルいおうが丘	医 財	計画相談 障害児相談 地域移行／定着	田上本町ヨ24-5	262-6565
	ヘルパーステーション愛	有限会社	計画相談 障害児相談 地域移行／定着	古府町南386-2	249-0005
	やすらぎ相談支援センター	医 法	計画相談	田上本町カ45-1	231-5477
	ライフステージ	N P O	計画相談 障害児相談 地域移行／定着	みづき3-235	258-5681
点字出版施設	石川県視覚障害者情報文化センター	社 福	-	芳賀1-15-26	222-8781
点字図書館	石川県視覚障害者図書館	社 福	-	芳賀1-15-26	222-8781
福祉ホーム	あ お ぞ ら	社 福	5	粟崎町5-3-1	238-2111
	た ん ぼ ぼ	社 福	10	福増町南16	214-3700

高齢者関係

施設の種類	名 称	設置主体	定 員	所 在 地	電話番号
養護老人ホーム	向陽苑崎浦	社 福	120	三口新町1-8-1	263-7691
	向陽苑木曳野	社 福	120	木曳野4-114	268-6541
軽費老人ホーム	ケアハウスあいびす	社 福	150	北塚町西440	240-3366
	ケアハウス千木の里	社 福	150	千木町ホ4-1	257-9300
	ケニアマイント ²¹	社 福	85	山科町午40-1	241-1177
	金沢春日ケアハウス	医	110	元菊町20-1	262-3385
	ファミリーケア城南	社 福	72	城南1-21-21	232-8221
	ゆりの里	社 福	80	木曳野3-292	266-1234
	ケアハウス朱鷺の苑やわらぎ	社 福	50	本町1-6-1 やわらぎ金沢	223-1121
	ケアハウス朱鷺の苑かがやき	社 福	50	米泉町10-1-159	249-0008
特別養護老人ホーム 〔介護老人福祉施設〕	石川県八田ホーム	社 福	82	八田町東912	257-2333
	さくらセンター	社 福	50	湊2-169	237-5313
	金沢朱鷺の苑	社 福	106	岸川町ほ5	257-7100
	寿晃園	社 福	50	鞍月東1-19	237-8300
	千木園	社 福	104	千木町ホ3-1	257-0950
	第2千木園	社 福	88	観法寺町ヘ74-1	258-6900
	第三万陽苑	社 福	150	三小牛町24の3-1	280-6781
	第二金沢朱鷺の苑	社 福	134	上辰巳町拾字211-1	229-8181
	第二万陽苑	社 福	150	大桑町中ノ大平18-25	243-0101
	中央金沢朱鷺の苑	社 福	104	広岡2-1-7	234-7878
	万陽苑	社 福	130	三口新町1-8-1	263-7101
	やすらぎホーム	社 福	104	上荒屋1-39	269-0808
	萬生苑	社 福	100	利屋町は64-1	257-8111
	戸室和楽ホーム	社 福	100	俵町コ1-1	232-6511
	いすみ園	社 福	100	増泉4-4-28	245-5500
	やすらぎ苑	社 福	50	下安原町東1458-1	240-6611
	なんぶやすらぎホーム	社 福	40	弥生3-2-1	241-9600
	金澤五番丁	社 福	50	下本多町五番丁14	262-1165
	あかつき	社 福	100	平和町1-2-28	242-2378
	万陽苑(ユニット型)	社 福	60	三口新町1-8-1	263-7692
特別養護老人ホーム 〔地域密着型介護老人福祉施設〕	彦三きらく園	社 福	29	彦三町1-8-8	223-6611
	朱鷺の苑西インター	社 福	27	森戸2-20	249-3331
	輝	社 福	29	南森本町ワ53-1	257-7800
	たつき苑	社 福	29	御所町2-302	253-3661
	のだの里	社 福	29	野田2-261	255-7556
	アルカンシェル木曳野	社 福	29	木曳野3-286	268-5777
	ゆうけあ相河	社 福	29	西泉6-136	245-1150
	まほろば四十万	社 福	29	四十万3-288	296-0301
	第三千木園ひきだ	社 福	29	疋田3-58	253-1616
	けんろく苑田上	社 福	29	田上本町2-159	222-7700

施設の種類	名 称	設置主体	定 員	所 在 地	電話番号
特別養護老人ホーム 〔地域密着型介護老人福祉施設〕	ボニュール泉が丘苑	社 福	29	泉が丘1-3-86	247-0023
	基礎	社 福	29	錦町二27-1	254-5500
	花小町もろえ	社 福	29	諸江町中丁154-1	256-1245
	福増苑	社 福	29	福増町南1221	269-0035
	金沢備中	社 福	29	材木町21-21	231-3939
	みんまのさと	社 福	29	三馬1-207	225-3375
	みらい	社 福	29	鞍月東1-12	237-8300
	第2やすはら苑	社 福	29	下安原町東1457-1	240-6611
	けんろく苑 笠舞	社 福	29	笠舞2-12-11	222-5320
	さくらセンター湊	社 福	29	湊2-171	254-5312
	和の郷 鞍月	社 福	29	直江西1-94	254-0710
	真園	社 福	29	西念3-8-20	223-1088
	瓢箪町きらく園	社 福	29	彦三町2-9-9	223-6630
	和の郷 上荒屋	社 福	29	上荒屋1-305	259-0920
	あつぶる	医	100	長坂町チ15	280-5454
老人保健施設 〔介護老人保健施設〕	春日ケアセンター	医	240	元菊町20-1	262-3300
	地域医療機構金沢病院附属介護老人保健施設	独	100	沖町ハ15	253-5088
	千木町ケア・センター	医	150	千木町ヘ3-1	257-3122
	みらいのさと太陽	医	100	鞍月東1-17	237-2821
	田中町温泉ケア・センター	医	140	田中町は16	253-2282
	なでしこの丘	医	100	焉替2-142	296-3111
	ピカソ	医	100	田上本町カ45-1	231-6225
	福久ケアセンター	医	150	福久町ワ1-1	257-7333
	医療機関併設型小規模介護老人保健施設あんやど	医	29	弥勒町ニ1-1	257-0888
	老健ホームいしかわ	社 福	100	忠縄町144-1	257-7101
	ろうけん桜並木	社 福	120	田上さくら2-72	208-3973
療養病床等 〔介護療養型医療施設〕 ※定員については 介護保険対象の 病床数です。	林病院	医	44	本町1-2-27	261-8181
介護医療院	小池病院	医	30	大手町8-20	263-5521
	千木病院	医	100	千木町ヘ33-1	257-8600
	大手町病院	医	70	大手町5-32	221-1863
	敬愛病院	医	60	兼六元町14-21	222-1301
老人福祉センター等	寿康苑	県立	60	八田町東1025	258-3135
	卯辰山公園 健康交流センター千寿閣	市立	—	東長江町辺2-1	222-0008
	万寿苑	市立	250	大桑町ヤ1-4	244-6745
	十一屋生きがい交流館 (万寿苑分館)	市立	—	十一屋町4-34	241-5958
	松寿荘	市立	250	金石北3-3-33	268-6757
	鶴寿園	市立	250	額谷町又1	298-9355
	小立野	市立	70	小立野4-7-51	264-0004
	粟崎	市立	70	粟崎町1-3	238-2632

その他

施設の種類	名 称	設置主体	定 員	所 在 地	電話番号
救 護 施 設	三 陽 木 一 ム	社 福	90	三口新町1-8-1	263-7693
	三 谷 の 里 と き わ 苑	社 福	150	高坂町ト1	257-4946
助 産 施 設	金沢医療センター助産施設	独 立 行政法人	5	下石引町1-1	262-4161
	金 沢 市 立 病 院 所	市 立	5	平和町3-7-3	245-2600

施設の種類	名 称	設置主体	所 在 地	電話番号
善 隣 館	第 一 善 隣 館	社 福	野町3-1-15	241-4030
	第 三 善 隣 館	社 福	小将町8-23	221-0962
	第 四 善 隣 館	社 福	泉野町1-1-25	241-3316
	馬 場 福 祉 会	社 福	東山3-29-22	252-1414
	新 穎 善 隣 館	社 福	鱗町62-1	231-0258
	永 井 善 隣 館	社 福	菊川2-8-13	231-3429
	小 立 野 善 隣 館	社 福	小立野5-1-5	261-2755
	森 山 善 隣 館	社 福	森山2-18-4	252-0817
	材 木 善 隣 館	社 福	材木町13-40	222-1380
	中 村 町 善 隣 館	社 福	御影町21-11	226-6888
	粟 崎 善 隣 館	社 福	粟崎町1-4	238-3720

施設の種類	名 称	設置主体	所 在 地	電話番号
その他の施設	障 害 者 高 齢 者 (駅 西 む つみ 体 育 館) 体 育 館	市 立	駅西本町2-3-27	221-9065
	額 谷 ふ れ あ い 体 育 館	市 立	額谷町又16	296-1123

地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会一覧表（令和4年5月末現在）

番	地区名	事務局所在地	地区社協会長名	民児協会長名	定数	ちくまど※
1	野町	野町3-11-1 野町会館内 ☎241-3204 FAX241-3204	杉岡 利正	上田 光雄	17	○
2	中村	中村町10-35 中村会館内 ☎247-4447 FAX209-6565	森田 輝雄	松波 晴信	24	○
3	十一屋	平和町2-12-35 平和町会館内 ☎244-1132 FAX244-1132	長棟 俊之	大橋 信雄	24	○
4	弥生	弥生1-29-13 弥生公民館内 ☎243-7560 FAX236-2237	田辺 一幸	葛葉 治郎	19	○
5	泉野	泉野町1-1-25 第四善隣館内 ☎241-3316 FAX241-3316	北浦 勝	小杉 隆一	21	○
6	新豎	鱗町62 新豎会館内 ☎231-0258 FAX231-0260	笠間 啓	大橋 和史	16	○
7	菊川	菊川2-8-13 永井善隣館内 ☎265-6053 FAX265-6053	山二 光三	横山 照子	20	○
8	小立野	小立野4-7-51 小立野文化会館内 ☎264-0004 FAX221-0809	吉田 昭生	山本 彰	25	○
9	材木	材木町13-40 材木善隣館交流センター内 ☎222-1380 FAX222-1380	大島 玉子	大島 玉子	25	○
10	味噌蔵	小将町8-23 第三善隣館内 ☎221-0962 FAX221-0961	中山 稔	戸田眞一郎	21	○
11	長町	長町2-2-16 長町公民館内 ☎231-5730 FAX231-5734	岩井 幸吉	越田 民子	11	○
12	松ヶ枝	香林坊2-8-7 瀧川佳子様方 ☎080-7249-0212 FAX221-2136	木村 博史	瀧川 佳子	12	○
13	長土堀	長町3-11-17 長土堀こども園内 ☎231-1755 FAX231-1755	片岡 正子	高柳比呂志	17	○
14	芳斎	社協：芳斎2-3-29 芳斎公民館内 ☎090-1528-7226 FAX221-7234 民児協：芳斎2-14-6 吉本忠則様方 ☎221-7834 FAX221-7801	虎井 勝	吉本 忠則	12	○
15	長田	長田1-5-50 長田会館内 ☎223-8400 FAX254-5881	橘 昭男	長村 重明	17	○
16	此花	此花町2-7 此花会館内 ☎221-0938 FAX221-0938	厚見 正充	畠 時男	10	○
17	瓢箪	彦三町2-10-5 瓢箪町公民館内 ☎221-1476 FAX221-1522	中崎 龍雄	松島 昌子	14	○
18	馬場	社協：東山3-29-22 馬場福祉会館内 ☎252-3959 FAX252-3915 民児協：東山2-8-11 宮保悦子様方 ☎251-0993 FAX251-0993	河合 康子	塩原 吉成	14	○
19	浅野	浅野本町2-13-12 浅野町福祉センター内 ☎253-0294 FAX253-0294	杉村 武昭	北野 克治	18	○
20	森山	森山2-18-4 森山善隣館内 ☎252-0817 FAX252-3261	小阪 栄進	前田 修	24	○
21	諸江	諸江町29-1 諸江公民館内 ☎263-1687 FAX263-1687	森田 郁代	松野 茂夫	33	○
22	富樺	山科1-6-8 富樺公民館内 ☎241-5327 FAX241-5910	平田 敏雄	毎田外喜男	23	○
23	米丸	東力町ハ284 ☎291-2947 FAX291-2945	川元 傳	西森 勝	32	○
24	三馬	久安6-59-1 会館みんま内 ☎243-2734 FAX243-2808	徳本 和行	徳本 和行	33	○
25	崎浦	小立野2-41-36 崎浦公民館内 ☎231-6851 FAX263-5842	林 勇三	村松 繁一	35	○
26	小坂	小坂町北312 小坂社会文化センター内 ☎256-5906 FAX256-5909	高野 善一	高野 善一	26	○
27	鞍月	直江南1-1 鞍月文化会館内 ☎254-5425 FAX254-5426	岡田 満	田中 忠憲	20	○

番	地区名	事務局所在地	地区社協会長名	民児協会長名	定数	ちくまど※
28	浅野川	大河端西1-96 浅野川公民館内 ☎238-3680 FAX238-3680	下野勘一郎	下野勘一郎	12	○
29	栗崎	栗崎町1-3 栗崎文化センター内 ☎238-3072 FAX238-3072	西尾和喜雄	西尾和喜雄	18	○
30	大野	大野町1-8-5 大野町公民館内 ☎268-3896 FAX255-3897	紺田 健司	上坂 雅次	6	○
31	戸板	戸板1-2 戸板会館内 ☎223-8040 FAX231-5146	吉田 和夫	太田 咲子	27	○
32	大徳	畠田西1-201 大徳公民館内 ☎268-5611 FAX268-3533	桑沢 嘉昭	寺田 勉	55	○
33	金石	金石通町3-14 金石会館内 ☎267-2774 FAX267-7358	輪崎 健司	中本 克雄	18	○
34	二塚	北塚町西98 二塚公民館内 ☎249-3474 FAX240-4254	池田 功	宮田 外義	16	○
35	川北	大浦町又93-1番地 大浦公民館内 ☎238-5845 FAX238-5846	舟野 滋	宮本 順治	21	○
36	内川	三小牛町20-1-10 内川公民館内 ☎247-2263 FAX247-2240	西田 清光	新村 嘉利	5	○
37	犀川	末町6-67-1 犀川公民館内 ☎229-0949 FAX229-0944	多田外志令	稻葉 幸子	13	○
38	安原	福増町北1067番地 安原公民館内 ☎249-0772 FAX249-0772	川原 立人	中田 久	20	○
39	湯涌	芝原町イ59 湯涌公民館内 ☎235-1852 FAX235-1852	中田 久志	谷口 哲夫	7	○
40	額	額谷3-1-1 額公民館内 ☎259-6666 FAX296-1717	宮川 勝典	土肥 勝	21	○
41	押野	八日市2-464 押野公民館内 ☎247-0856 FAX247-9030	北間 駿一	上地 成佳	20	○
42	浅川	田上の里2-3 田上公民館内 ☎222-4422 FAX222-4422	澤野 等	福森 隆子	42	○
43	森本	南森本又33 森本市民センター内 ☎258-1130 FAX258-4565	吉岡 信昭	吉田 文雄	40	○
44	伏見台	窪5-675 伏見台公民館内 ☎243-3341 FAX243-3341	藤下 順道	村中 文行	33	○
45	夕日寺	山王町1-157 山根久美子様方 ☎252-3642 FAX252-3642	山根久美子	佐々木秀雄	11	○
46	長坂台	長坂台6-14 新田川美香様方 ☎242-8274 FAX242-8274	斎藤 寛	斎藤 寛	22	○
47	千坂	社協：柳橋町丁26-2 蓑輪勇紀雄様方 民児協：疋田町口117 福島恵子様方 ☎258-4520 FAX258-4520	蓑輪勇紀雄	福島 恵子	25	○
48	新神田	新神田1-1-18 新神田公民館内 ☎291-0025 FAX291-0259	鏑木 芳枝	浦田 務	18	○
49	西	西念2-34-9 西公民館内 ☎262-6716 FAX262-3185	杉本 雅宏	谷 剛	15	○
50	西南部	八日市出町815 西南部児童館内 ☎240-3878 FAX240-3878	新保 修	武田 仁	23	○
51	三和	上荒屋4-82 三和文化会館内 ☎240-7831 FAX240-7831	村田 健	山崎 幸一	20	○
52	米泉	米泉町8-126 米泉公民館内 ☎241-8924 FAX247-1909	山本 秀昭	平田 哲也	17	○
53	扇台	馬替1-29-1 扇台公民館内 ☎296-0606 FAX296-8588	石川 勇	石川 勇	20	○
54	四十万	社協：三十苅町丙50 野村勝則様方 ☎205-6043 FAX205-6043 民児協：四十万4-181-1 笠川弘子様方 ☎298-1237 FAX208-3608	北川 雄一	笠川 弘子	17	○

※ちくまど…地域の身近な福祉相談窓口

地区別人口 (令和4年4月1日現在)

地区別	世帯数	人口	男性	女性	0~9歳	10~19歳	20~29歳	30~39歳
総 数	211685	446446	215341	231105	35501	41509	46209	48973
構成比(%)		100.00			7.95	9.30	10.35	10.97
1 野 町	2406	4528	2143	2385	245	309	419	432
2 中 村	4630	8194	3913	4281	506	549	930	966
3 十一屋	3726	7337	3226	4111	504	660	655	625
4 弥 生	3729	7932	3665	4267	653	767	667	772
5 泉 野	3933	8771	4074	4697	666	973	704	734
6 新 穂	2270	3896	1856	2040	179	305	273	360
7 菊 川	3061	5926	2740	3186	357	401	443	593
8 小立野	4037	7579	3455	4124	474	659	962	722
9 材 木	4349	8479	3990	4489	506	744	821	741
10 味噌蔵	3404	6401	2983	3418	375	449	643	528
11 長 町	1246	2221	1036	1185	114	123	181	229
12 松ヶ枝	1670	2988	1333	1655	170	173	215	260
13 長土堀	2428	4553	2170	2383	299	375	452	436
14 芳 斎	2186	3973	1879	2094	293	268	422	467
15 長 田	3209	5874	2874	3000	413	427	616	754
16 此 花	1302	2343	1103	1240	133	147	160	242
17 瓢 篓	1938	3527	1647	1880	166	236	246	290
18 馬 場	1329	2617	1162	1455	110	160	140	179
19 浅 野	3428	6913	3354	3559	559	551	714	854
20 森 山	3729	7690	3607	4083	523	600	709	711
21 諸 江	6996	14058	6896	7162	1138	1184	1737	1842
22 富 樹	4672	9592	4552	5040	638	795	963	995
23 米 丸	7018	15400	7491	7909	1593	1229	1538	2049
24 三 馬	6636	13751	6545	7206	965	1251	1398	1467
25 崎 浦	6996	14909	7164	7745	1356	1300	1567	1713
26 小 坂	5191	11675	5706	5969	1000	1179	1184	1336

40~49歳	50~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90歳以上	地区別
65622	60815	25854	25518	33747	23669	17747	12340	8942	総 数
14.70	13.62	5.79	5.72	7.56	5.30	3.98	2.76	2.00	構成比(%)
544	675	318	262	427	328	266	181	122	1 野 町
1183	1204	472	508	642	506	342	225	161	2 中 村
932	909	418	455	716	547	439	291	186	3 十一屋
1146	1181	523	435	567	400	336	294	191	4 弥 生
1221	1401	576	527	587	463	388	283	248	5 泉 野
516	520	260	267	384	274	229	175	154	6 新 穫
793	779	400	409	543	444	297	248	219	7 菊 川
888	950	451	477	656	448	354	308	230	8 小立野
1139	1024	515	523	790	620	451	330	275	9 材 木
818	844	415	450	557	449	378	288	207	10 味噌蔵
318	357	134	149	184	146	137	86	63	11 長 町
420	434	203	213	272	215	199	118	96	12 松ヶ枝
636	630	313	268	362	274	207	181	120	13 長土塀
562	524	252	241	305	208	166	154	111	14 芳 斎
933	937	399	348	337	242	202	155	111	15 長 田
310	385	162	138	205	148	137	113	63	16 此 花
474	506	252	254	369	259	211	133	131	17 瓢 筍
287	374	196	197	301	233	191	144	105	18 馬 場
1049	1031	415	428	461	317	245	168	121	19 浅 野
1021	1098	466	455	655	531	402	301	218	20 森 山
2162	2044	798	748	872	556	456	313	208	21 諸 江
1201	1421	724	598	692	540	450	324	251	22 富 横
2403	2066	806	863	1086	725	507	331	204	23 米 丸
1976	2042	886	822	978	694	551	427	294	24 三 馬
1995	1958	894	860	1050	770	612	457	377	25 崎 浦
1826	1644	603	571	809	632	432	269	190	26 小 坂

地区別	世帯数	人口	男性	女性	0~9歳	10~19歳	20~29歳	30~39歳
27 鞍月	4818	11163	5467	5696	1303	1065	1493	1717
28 浅野川	2248	5568	2709	2859	593	606	507	671
29 粟崎	3400	7513	3620	3893	476	718	643	664
30 大野	890	2133	1004	1129	203	275	203	214
31 戸板	5991	12675	6317	6358	1411	1252	1516	1988
32 大徳	11792	26417	12900	13517	2411	2735	2979	3246
33 金石	3175	7022	3321	3701	439	550	610	644
34 二塚	3554	7774	3926	3848	644	723	949	921
35 川北	4077	10086	4919	5167	685	1043	913	794
36 内川	555	910	426	484	29	45	49	58
37 扉川	2396	4984	2457	2527	285	529	522	441
38 安原	4017	9129	4428	4701	745	1140	964	973
39 湯涌	415	847	416	431	39	45	66	75
40 額	3950	8933	4251	4682	730	773	885	969
41 押野	4185	9442	4563	4879	766	887	908	1029
42 浅川	9367	18971	9571	9400	1725	2553	2998	2059
43 森本	7632	17207	8411	8796	1183	1527	1373	1611
44 伏見台	6342	13703	6735	6968	1051	1462	1525	1435
45 夕日寺	1983	4891	2362	2529	325	466	398	404
46 長坂台	4408	9360	4653	4707	911	960	1094	1076
47 千坂	5184	11656	5678	5978	1016	1135	1270	1318
48 新神田	3733	7488	3656	3832	559	622	745	882
49 西	2767	5484	2684	2800	469	484	645	673
50 西南部	4649	10382	5089	5293	890	1051	976	1188
51 三和	4236	9187	4446	4741	847	864	1089	1154
52 米泉	3202	6709	3237	3472	583	629	668	824
53 扇台	3786	7786	3682	4104	521	728	704	708
54 四十万	3414	7899	3849	4050	727	828	758	940

40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	地区別
1852	1429	453	442	526	339	241	177	126	27 鞍月
892	727	266	290	320	263	186	147	100	28 浅野川
1007	1113	429	520	733	462	352	223	173	29 粟崎
321	278	84	96	161	108	99	55	36	30 大野
2243	1683	546	434	628	393	277	179	125	31 戸板
4352	3463	1302	1329	1691	1201	840	539	329	32 大徳
942	948	466	474	699	466	348	235	201	33 金石
1322	1131	376	377	505	330	214	158	124	34 二塚
1433	1451	563	579	1041	691	438	263	192	35 川北
114	427	59	77	122	85	63	38	44	36 内川
580	631	384	382	443	313	203	146	125	37 扉川
1577	1182	386	455	694	457	294	164	98	38 安原
111	103	65	78	90	52	39	43	41	39 湯涌
1253	1197	527	507	738	516	408	278	152	40 額
1425	1277	566	589	781	491	367	210	146	41 押野
2790	2041	884	834	1108	782	520	386	291	42 浅川
2370	2210	1217	1274	1601	1048	796	573	424	43 森本
1916	1859	849	789	989	628	571	385	244	44 伏見台
691	626	331	366	528	324	187	134	111	45 夕日寺
1305	1284	550	464	580	414	307	228	187	46 長坂台
1781	1521	623	642	832	576	457	251	234	47 千坂
1144	1080	401	483	640	373	279	158	122	48 新神田
900	839	299	272	337	219	172	113	62	49 西
1708	1424	573	569	763	514	369	208	149	50 西南部
1460	1231	496	475	593	384	277	191	126	51 三和
1007	936	434	357	508	337	205	142	79	52 米泉
1063	1064	471	457	718	526	408	266	152	53 扇台
1310	1022	403	441	571	408	245	153	93	54 四十万

地区別高齢者数の割合(令和4年4月1日現在)

番号	地区名	高齢化率	番号	地区名	高齢化率
1	内川	47.1%	29	弥生	28.0%
2	馬場	44.7%	30	崎浦	27.7%
3	湯涌	40.5%	31	新神田	27.4%
4	瓢箪	38.5%	32	三馬	27.4%
5	新豎	38.1%	33	押野	27.4%
6	松ヶ枝	37.2%		金沢市全体の平均	27.3%
7	菊川	36.4%	34	伏見台	26.3%
8	味噌蔵	36.4%	35	大野	26.0%
9	十一屋	35.9%	36	千坂	25.7%
10	材木	35.3%	37	浅野	25.2%
11	野町	35.0%	38	小坂	24.9%
12	金石	34.5%	39	西南部	24.8%
13	長町	34.4%	40	米泉	24.3%
14	此花	34.3%	41	四十万	24.2%
15	夕日寺	33.7%	42	米丸	24.1%
16	森山	33.3%	43	長田	23.7%
17	森本	33.2%	44	安原	23.7%
18	粟崎	32.8%	45	浅野川	23.5%
19	小立野	32.6%	46	長坂台	23.3%
20	扇台	32.5%	47	大徳	22.4%
21	犀川	32.3%	48	諸江	22.4%
22	川北	31.8%	49	三和	22.3%
23	長土堀	31.0%	50	二塚	22.0%
24	芳斎	29.8%	51	西	21.4%
25	富檍	29.8%	52	浅川	20.7%
26	中村	29.1%	53	鞍月	16.6%
27	額	29.1%	54	戸板	16.1%
28	泉野	28.5%			

※高齢化率…人口に占める65歳以上の割合

福祉健康局

福祉政策課

TEL 220-2288 FAX 260-7192

民生委員・地区社会福祉協議会などの地域福祉に関すること、高齢者の福祉サービス、生きがいづくりなど

生活支援課

TEL 220-2292 FAX 220-2532

生活保護、療養援護 など

介護保険課

TEL 220-2264 FAX 220-2559

介護保険の認定・給付・収納、バリアフリー住宅改造助成

障害福祉課

TEL 220-2289 FAX 232-0294

身体・知的・精神に障害のある方の福祉サービス、手帳の交付 など

保健所

TEL 234-5102 FAX 234-5104

地域保健課

結核・感染症予防、栄養改善、食育、医事、薬事・毒劇物など

衛生指導課

食品衛生、環境衛生、動物愛護

試験検査課・食肉衛生検査所

福祉と健康の総合窓口

医療費助成などの申請受付

市役所 1F

各福祉健康センター

健康政策課

TEL 220-2233 FAX 220-2231

健康診査(すこやか検診、集団検診など)

予防接種

医療費助成全般(子育て支援、ひとり親家庭等、障害のある方)

泉野・元町・駅西福祉健康センター

泉野 TEL 242-1131 FAX 242-8037

元町 TEL 251-0200 FAX 251-5704

駅西 TEL 234-5103 FAX 234-5104

母と子の健康、食生活、介護予防・生活習慣病予防、こころの健康、難病、介護保険の受付 など

こども広場

福祉指導監査課

TEL 220-2305 FAX 233-9999

社会福祉法人等の指導監査

医療保険課

TEL 220-2255 FAX 232-5644

国民健康保険、後期高齢者医療制度の届出・給付・収納

こども未来局

子育て支援課

TEL 220-2285 FAX 220-2360

子育て支援、児童館・放課後児童クラブ など

児童家庭相談室

TEL 220-2422

子どもやひとり親家庭の相談支援 など

保育幼稚園課

TEL 220-2299 FAX 220-2360

保育所・認定こども園・幼稚園

青少年健全育成センター

長土壌青少年交流センター

幼児教育センター

TEL 243-1018 FAX 243-1100

こども相談センター

(児童相談所)

TEL 243-4158 FAX 243-1123

1

「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」をやってみましょう！



■自分でできる
認知症の気づきチェックリスト

最もあてはまるところに○をつけてください。

チェック①	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
財布や鍵など、物を置いた場所がわからなくなることがありますか	<input type="radio"/> 1点	<input type="radio"/> 2点	<input type="radio"/> 3点	<input type="radio"/> 4点
5分前に聞いた話を思い出せないことがありますか	<input type="radio"/> 1点	<input type="radio"/> 2点	<input type="radio"/> 3点	<input type="radio"/> 4点
周りの人から「いつも同じ事を聞く」などのもの忘れがあると言われますか	<input type="radio"/> 1点	<input type="radio"/> 2点	<input type="radio"/> 3点	<input type="radio"/> 4点
今日が何月何日かわからないときがありますか	<input type="radio"/> 1点	<input type="radio"/> 2点	<input type="radio"/> 3点	<input type="radio"/> 4点
言おうとしている言葉が、すぐに出てこないことがありますか	<input type="radio"/> 1点	<input type="radio"/> 2点	<input type="radio"/> 3点	<input type="radio"/> 4点

※このチェックリストの結果はあくまでもおおよその目安で医学的診断に代わるものではありません。認知症の診断には医療機関での受診が必要です。

※身体機能が低下している場合は点数が高くなる可能性があります。

出典：東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課認知症支援係「知って安心認知症」、2014年5月



「ひょっとして認知症かな？」



気になり始めたら自分でチェックしてみましょう

※ご家族や身近な方がチェックすることもできます。

チェック⑥	問題なくできる 1点	だいたいできる 2点	あまりできない 3点	まったくできない 4点
貯金の出し入れや、家賃や公共料金の支払いは一人でできますか 				
チェック⑦	問題なくできる 1点	だいたいできる 2点	あまりできない 3点	まったくできない 4点
一人で買い物に行けますか 				
チェック⑧	問題なくできる 1点	だいたいできる 2点	あまりできない 3点	まったくできない 4点
バスや電車、自家用車などを使って一人で外出できますか 				
チェック⑨	問題なくできる 1点	だいたいできる 2点	あまりできない 3点	まったくできない 4点
自分で掃除機やほうきを使って掃除ができますか 				
チェック⑩	問題なくできる 1点	だいたいできる 2点	あまりできない 3点	まったくできない 4点
電話番号を調べて、電話をかけることができますか 				

チェックしたら、①から⑩の合計を計算

点

20点以上の場合	認知機能や社会生活に支障が出ている可能性があります。 お近くの医療機関や金沢市地域包括支援センター（23ページ）に相談してみましょう。
19点以下の場合	ご自分の普段の生活を振り返り、認知症の予防につながる習慣を心がけましょう。 また、定期的に「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」で状態を確認しましょう。

緊急時 あんしん シート

自分や家族の事を伝えられないと
迅速な搬送や治療が難しい時があります！



適切な情報が
伝わらない！



このシートを記入して、自分で備えましょう！

① 書く



裏面のシートに
記入して下さい。

② 重ねる



裏面のシートを裏返し、
表面と重ね合わせて
下さい。

③ 貼る



冷蔵庫に貼って下さい。
静電気で貼り付きます。

④ いつもは

シートの上からでも
磁石でメモ等を貼り付け
られます。

下の余白に買い物メモや
写真を貼り付けるのも
良いでしょ。



⑤ もしもの時



迅速な救急活動

適切な診察,治療

自宅を長く離れるとき(旅行や入院など)は
近隣の方にひと声かけて出かけるようにしましょう。



金沢市・金沢市地域包括支援センター連絡会

緊急時あんしんシート

私の緊急情報が書いてあります。
緊急時に利用してもらいたい情報です。

住所		電話番号	()
----	--	------	-----

左右の欄を使って2人分の情報が記載できます。夫婦や兄弟など同居している場合に活用して下さい。

名前			
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日		
性別	男 · 女	血液型	A · B O · AB
かかりつけ病院	電話：()		
主な病気	糖尿病 · 心臓病 · 高血圧 その他 ()		
服薬内容			
麻痺の有無	麻痺(しひれて動かない)所に○を付けてください。 右手 · 左手 · 右足 · 左足 · その他 ()		

明治・大正・昭和 年 月 日
男 · 女 血液型 A · B O · AB
電話：()
糖尿病 · 心臓病 · 高血圧 その他 ()
麻痺(しひれて動かない)所に○を付けてください。 右手 · 左手 · 右足 · 左足 · その他 ()

第1連絡先	名前			続柄	
	住所	電話番号	() ()		
第2連絡先	名前			続柄	
	住所	電話番号	() ()		

※ 連絡先となる人にはあらかじめ了解を取ってから記入してください。

特記事項 (救急隊に伝えたいことやケアマネジャー、民生委員、金沢市地域包括支援センターなどの連絡先など)

「からだ」と「こころ」のチェックリスト(質問票)の判定

右のチェックリスト(質問票)の点数(各1点)を合計し、①～⑦のいずれかに該当する場合は、金沢市地域包括支援センターへご相談ください。

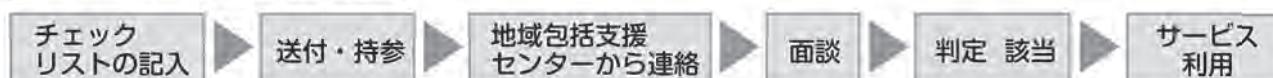
- ① No.1～20の合計が10点以上 → 全般的な生活機能の低下に注意が必要です。
- ② No.6～10の合計が3点以上 → 運動機能の低下に注意が必要です。
- ③ No.11～12の合計が2点 → 低栄養の可能性があります。
- ④ No.13～15の合計が2点以上 → 口腔機能の低下に注意が必要です。
- ⑤ No.16に該当 → 閉じこもりの可能性があります。
- ⑥ No.18～20の合計が1点以上 → 認知機能の低下に注意が必要です。
- ⑦ No.21～25の合計が2点以上 → こころの機能の低下に注意が必要です。



サービス

サービスの種類	類型(場所)	内 容
介護予防型サービス	訪問(自宅)	従前の訪問介護(身体介護、生活援助)
	通所(通所介護施設)	従前の通所介護(運動、生活機能向上のための機能を訓練)
基準緩和型サービス	訪問(自宅)	掃除、料理などの生活援助
	通所(通所介護施設)	体操やレクリエーションなどのサービス
短期集中型サービス	訪問(自宅)	栄養相談、栄養指導(栄養改善)
	通所(介護事業所等)	生活機能向上の筋力アップ(運動器機能向上)
	通所(歯科医院)	口の筋力アップなど(口腔機能向上)

サービス利用の流れ



■金沢市地域包括支援センター

センター名	住 所	電話番号	FAX番号	担当地域
きしかわ	岸川町ほ5 金沢朱鷺の苑内	257-7878	257-7200	森本
ふくひさ	小坂町中83 浅ノ川総合病院内	293-2913	293-1480	小坂・千坂
かすが	山の上町1-26 ハイロードビル2階	253-4165	253-4170	浅野・森山・夕日寺
おおてまち	大手町9-1 小池病院デイケアセンター内	263-5517	263-5721	松ヶ枝・此花・瓢箪・馬場
さくらまち	桜町24-30 宗広病院内	222-5722	224-0189	材木・味噌感
たがみ	田上本町カ45-1 ピカソ内	231-8025	231-8026	犀川・湯涌・浅川
もろえ	沖町ハ15 金沢病院内	293-5084	293-5078	諸江・浅野川・川北
くらつき	鞍月東1-6 シニアホームみらい鞍月内	237-8063	237-8186	鞍月・栗崎・大野・金石
えきにしほんまち	駅西本町6-15-41 金沢西病院内	233-1873	233-1874	戸板・大徳
ひろおか	広岡2-1-7 中央金沢朱鷺の苑内	234-2129	234-7722	長町・長土塙・芳賀・長田・西
かみあらや	上荒屋1-39 やすらぎホーム内	269-0850	269-0524	押野・西南部・三和
きたづか	北塚町西440 ケアハウスあいびす内	240-4604	240-3377	米丸・二塚・安原
とびうめ	飛梅町2-1	231-3377	231-3112	新豊・小立野
みづくちしんまち	三口新町1-8-1 陽風園内	263-7163	263-7253	十一屋・菊川・崎浦・内川
ながさか	泉野出町1-22-26 Belle-2内	280-5111	280-5123	泉野・長坂台
いづみの	泉野町6-15-5 泉野福祉健康センター内	259-0522	242-1129	野町・中村・弥生・新神田
ありまつ	有松5-2-24	242-5510	242-9070	三馬・米泉
やましな	山科町午40-1 シニアマインド21内	241-8165	241-1178	富樫・伏見台
まがえ	馬替2-125 南ヶ丘病院別館内	298-6964	298-6984	額・扇台・四十万

「からだ」と「こころ」のチェックリスト

(質問票)

提出用

- 下記の質問について「はい」または「いいえ」の数字に○をつけてください。
- どちらか迷うときは、より近い方をお選びください。
- キリトリ線で切り離し、質問票のみを提出してください。

記入日	西暦 年 月 日		
フリガナ 氏名	男・女	電話番号	()
住 所	〒 -		
生年月日	大正・昭和 年 月 日	年齢	歳

No.	質問事項	回答 (どちらかに○をしてください)		
0	(現在)介護保険の要支援認定・要介護認定を受けていますか	① はい	② いいえ	1~20問中
1	バスや電車で1人で外出していますか	① はい	② いいえ	
2	日用品の買物をしていますか	① はい	② いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	① はい	② いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	① はい	② いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	① はい	② いいえ	10点以上
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	① はい	② いいえ	6~10問中
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	① はい	② いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	① はい	② いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	① はい	② いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	① はい	② いいえ	3点以上
11	6か月で2~3kg以上の体重減少がありましたか	① はい	② いいえ	11~12問中
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) ※ BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)が18.5未満ですか	① はい	② いいえ	2点
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	① はい	② いいえ	13~15問中
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	① はい	② いいえ	
15	口の渴きが気になりますか	① はい	② いいえ	2点以上
16	週に1回以上は外出していますか	① はい	② いいえ	No.16に該当
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	① はい	② いいえ	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	① はい	② いいえ	18~20問中
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	① はい	② いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	① はい	② いいえ	1点以上
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	① はい	② いいえ	21~25問中
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやっていたことが楽しめなくなった	① はい	② いいえ	
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	① はい	② いいえ	
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	① はい	② いいえ	
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	① はい	② いいえ	2点以上
地域包括支援センター名		※ ①は0点 ②は1点 厚生労働省 作成		

ご近所見守りチェックリスト

緊急度が低くても気になるときは、
地域包括支援センター等に相談しましょう!!
支援者や関係機関と連携してサポート体制を
整えます。



低

暮らし

- 行事に来なくなった
- 最近見かけなくなった
- 電話に出なくなった
- 近所付き合いがなくなった
- 庭の手入れをしなくなった



緊急度

高

- 食事を自分で用意できない
- 家から異臭がする
- ゴミが溢れている
- 夜になっても家に明かりがつかない
- 電気、ガス、電話が止められている
- 新聞、郵便物がたまっている

家族

- 高齢者の一人暮らし
- 最近、配偶者が亡くなった
- 老々介護
- 一人で介護している
- 介護者の健康状態が悪い



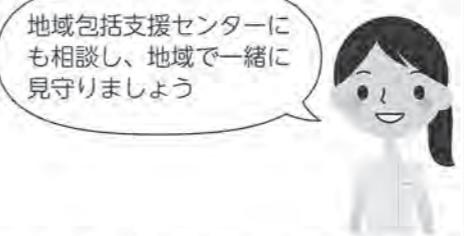
本人の身体・気持ち

- 歩行状態が悪くなった
- 最近、道で会っても元気がない
- 長い間、医療機関にかかっていない
- 顔色が悪く体調がすぐれない



認知症

- もの忘れが少し目立ってきた
- 同じ事を何度も繰り返す
- ゴミの分別ができない、収集日を間違える



経済状況

- いつも同じ服装である
- 急に生活が質素になった
- 食事を摂っていないと訴える



見守り・相談

ご近所で、民生委員や
まちぐるみ福祉活動推進員
と共に、見守りましょう

相談・支援

地域包括支援センター
等に相談しましょう



家族にも
支援の手が必要です!

介護負担が重なることで高齢者虐待に至ってしまう場合があります

通報

市役所、警察、地域包括
支援センターに通報し
ましょう

身体的虐待

- ・叩く、つねる、蹴る
- ・本人に向けて物を投げつける
- ・無理やり食事を口に入れる
- ・外から鍵をかけて家に閉じ込める

介護・世話の放棄、放任

- ・病気があるのに病院に行かせない
- ・必要な介護サービスを受けさせない
- ・長時間オムツを交換しない
- ・入浴させない

心理的虐待

- ・怒鳴る、悪口を言う
- ・排泄の失敗をわざと人前で話し恥をかかせる
- ・子ども扱いをする
- ・意図的に無視をする

経済的虐待

- ・本人の財産を勝手に使う
- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない

性的虐待

- ・排泄の失敗に対して罰として裸で放置する
- ・わいせつな行為をする、させる

「高齢者虐待防止法」により、通報者の秘密は守られますので、金沢市福祉政策課や地域包括支援センターへ通報してください。

索引

あ

アイメイトクラブ石川	65
あん摩、マッサージ	119
いきいきギャラリー	23, 139
いきいきシニア介護支援 ポランティアポイント事業	47
いきいき福祉バス借上費補助	17
生きがいと創造の工房事業	24
育児相談	76
石川県口腔保健医療センター	71
石川県視覚障害者協会	64, 65
石川県知的障害者更生相談所	54
石川県聴覚障害者協会	64
石川盲ろう者友の会	64
石川障害者職業能力開発校	72
移送	119
遺族基礎年金	122
一時預かり事業	80
1歳6か月児健康診査	92
一般介護予防事業	97
遺伝相談	95
医療費の公費負担	100
医療扶助	50
卯辰山公園健康交流センター千寿閣	22
運動普及推進員養成講座	97
NHK 放送受信料の減免	69
LGBT 相談	17
延長保育	76
お年寄り生活支援ハウス	23
温泉療養	71

か

海外療養費	115
介護医療院	37
介護給付	54
外国人高齢者福祉手当の支給	26
介護サービス計画	33
介護支援専門員	33

介護第2号被保険者	40, 111
介護手当金の支給	20
介護認定審査会	32
介護扶助	50
介護保険対象外の施設サービス	21
介護予防運動サークル支援	97
介護予防居宅療養管理指導	35
介護予防ケアプラン	33
介護予防小規模多機能型居宅介護	36
介護予防短期入所生活介護	35
介護予防短期入所療養介護	35
介護予防通所リハビリテーション	35
介護予防特定施設入居者生活介護	36
介護予防・日常生活支援総合事業	37
介護予防認知症対応型共同生活介護	36
介護予防認知症対応型通所介護	36
介護予防福祉用具貸与	35
介護予防訪問看護	35
介護予防訪問入浴介護	35
介護予防訪問リハビリテーション	35
介護療養型医療施設	37
介護老人福祉施設	37
介護老人保健施設	35, 37
介助用自動車改造費の助成	70
夏季見舞金	50
鶴寿園	22
学生納付特例制度	122
ガス漏れ警報器	18
金沢元気わくわくクーポン	95
金沢健康福祉財団	22, 26, 93, 95, 143
金沢権利擁護センター	26, 88, 130
金沢広域急病センター	106
かなざわ子育てすまいるクーポン	85
金沢こども広場	79
金沢市育英会奨学資金の支給	88
金沢市視覚障害者協会	64
金沢市社会福祉協議会（市社協）	7
金沢市社会福祉協議会組織図	124
金沢市身体障害者団体連合会	65

金沢市地域包括支援センター	14	健康教室	95
金沢市聴力障害者福祉協会	64, 65	健康診査	94
「金沢市松ヶ枝福祉館」の利用	73	健康スタジオ開放	95
金沢障害者就業・生活支援センター	133	健康相談	95
金沢自立生活サポートセンター	127	健康保険等の被扶養者	115
金沢市老人連合会	23, 24, 145	限度額適用認定証	114
金沢手をつなぐ親の会	71	限度額適用・標準負担額減額認定証	114, 118
金沢福祉用具情報プラザ	28, 137	公益財団法人金沢健康福祉財団	143
金沢ボランティアセンター	16	高額医療合算介護サービス費	42
金沢メルシーキャブサービス	70	高額医療・高額介護合算療養費	120
寡婦年金	122	高額介護合算療養費	114
紙おむつの給付	19, 63	高額介護サービス費	42
からだかろやか塾	95	高額障害福祉サービス等給付費	58
からだとこころのリラックス教室	95	高額療養費	114, 120
看護小規模多機能型居宅介護	36	後期高齢者医療制度	116
機関及団体一覧表	145	後期高齢者医療被保険者証	116
喫煙習慣改善相談	95	航空運賃の割引	68
基本チェックリスト	32, 41	高等職業訓練促進給付金等事業	86
救急・休日診療	106	交流と相談の場 ベビースペース『hug』	92
休日歯科診療	107	高齢者生きがい活動促進費補助	24
休日当番医	106	高齢者貢物環境向上事業	19
休日当番薬局	107	高齢者健康づくり体力増進教室	97
休日保育	76	高齢者作品展	24
教育援護	50	高齢者体育祭	24
教育扶助	50	高齢者の生きがい活動支援	23
居宅介護支援事業者等の届出	41	高齢者の公共施設使用料の軽減	25
居宅療養管理指導	35	高齢者への介護予防	97
緊急時あんしんシート	29	高齢受給者証	110
緊急通報装置の貸与	18	国保からの給付	114
区分支給限度基準額	34	国民健康保険に入るとき・やめるとき	110
グラウンドゴルフ大会	24	国民年金（基礎年金）の支給	122
車いすの貸出し	65	国民年金の加入者	122
訓練等給付	54	国民年金の届出	122
ケアハウス	21	国民年金の保険料	122
ケアプラン	33	こころの健康相談	96
ケアマネジャー	33	こころの健康づくり教室	95
計画相談支援	54	5歳児就学前相談	92
軽費老人ホーム	21	個人事業税	67
ケース検討会	8	子育て支援医療費助成	102
結核患者の医療費公費負担	100	こども家庭支援センター金沢	82
元気に育て！赤ちゃん訪問	92	こども相談センター（児童相談所）	81
健康ウォーキング	95	雇用奨励金の支給	72

さ

サービス付き高齢者住宅	45	重度視覚障害者生活訓練事業	64
災害援護資金	50	出産扶助	50
災害障害見舞金	50	出産育児一時金	114
災害弔慰金	50	主任児童委員	88
在宅サービス（介護保険）	35	手話通訳者、要約筆記者派遣	64
在宅サービス利用料の助成（介護保険給付外）	45	障害基礎年金	122
歳末見舞金	50	障害基礎年金（国民年金）の支給	60
3か月児健康診査	92	障害厚生年金の支給	60
産後ケア事業	93	障害支援区分認定審査会	59
3歳児健康診査	92	障害児通園施設「ひまわり教室」	73
産前産後期間の保険料の免除	122	障害児等療育支援事業	57
産前・産後ママヘルパーの派遣	85, 93	障害児福祉手当の支給	61
JRの旅客運賃等の割引	68	障害者高齢者体育館	
視覚障害者歩行訓練士派遣事業	64	「駿西むつみ体育館」の利用	73
歯科治療	26, 71	障害者就労支度援護	72
事業対象者	32, 33, 34, 37, 41, 42	障害者生活訓練事業	64
しっかり食べよう教室	92	障害者総合支援法のあらまし	54
指定難病の医療費の公費負担	101	障害福祉サービス事業所	98
児童家庭相談室	88	小規模多機能型居宅介護	36
児童館	82	松寿荘	22
自動車改造費の助成	69	小児慢性特定疾病医療	103
自動車にかかる諸税の減免	67	城北児童会館	85
自動車免許取得費の助成	70	ショートステイ	35
自動消火器	18	職場適応訓練	72, 98
児童ショートステイ事業	80	食費と居住費（滞在費）の負担の軽減	44
児童相談事業（虐待通報）	81	女性相談	17
児童手当	87	所得税及び市民税・県民税の障害者控除	66
児童トワイライトステイ事業	80	自立支援医療	54
児童扶養手当	87	自立支援医療（育成医療）	103
死亡一時金	122	自立支援医療（更生医療）	104
字幕入り映像ライブラリー等製作貸出事業	64	自立支援医療（精神通院医療）	100
社会福祉関係施設、機関等の状況	144	自立支援教育訓練給付金事業	86
社会福祉関係施設等一覧	146	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	27
社会福祉法人等による負担の軽減	38	新規就労援護	50
十一屋生きがい交流館（万寿苑分館）	22	寝具乾燥消毒サービス	18, 63
自由契約ホームヘルプサービス	26	人権相談	17
住宅改修（介護保険）	35	人工内耳の音声信号処理装置購入費用の助成	62
住宅改修費の支給	43	心身障害者医療費助成	104
住宅扶助	50	心身障害者扶養共済加入者助成	62
集団検診	94	心身障害者扶養共済の加入	61
柔道整復	119	身体障害者手帳の交付	54
		すくすく育児教室	92

すこやか検診	94
スポーツ普及講習会	24
生活・学習支援ボランティア派遣事業	86
生活困窮者自立相談支援事業	50
生活支援体制整備事業	126
生活習慣病予防相談	95
生活福祉資金貸付制度	140
生活扶助	50
生活保護	50
生業扶助	50
精神障害者保健福祉手帳の交付	99
精神に障害のある方の医療費公費負担	100
精神に障害のある方の社会復帰への援助	98
成年後見制度などの相談	26
総合事業	32, 37
葬祭費	114
葬祭扶助	50
そくさい地域出前講座	97

た

第1号被保険者（介護保険）	32
第1号被保険者（国民年金）	122
第2号被保険者（介護保険）	32
第2号被保険者（国民年金）	122
第3号被保険者（国民年金）	122
第三者行為による傷病届	115
代理投票	66
タクシー運賃心身障害者割引	70
短期入所サービス	35
短期入所生活介護	35
短期入所療養介護	35
短期被保険者証	117
地域活動支援センター	74, 98
地域子育て支援センター	79
地域サロン	23
地域生活支援事業	54
地域相談支援	54
地域の身近な福祉相談窓口（ちくまど）	16
地域福祉活動ボランティアポイント事業	17
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	36
地域密着型通所介護	36
地域老人福祉センター	22

地区社会福祉協議会（地区社協）	4
地区社会福祉協議会	·

民生委員児童委員協議会一覧	156
地区別高齢者数の割合	162
地区別人口	158
地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）	4
父と子のふれあい教室	92
中軽度難聴児補聴器購入・修理費用の助成	63
駐車禁止の除外指定	70
聴覚障害者生活訓練	64
聴覚障害者相談事業	65
長寿お祝い事業	24
治療用装具	119
通所介護	35
通所リハビリテーション	35
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	36
デイケア	35
デイサービス	35
電磁調理器	18
点字投票	66
点字図書・録音図書の貸出し	65
特定施設入居者生活介護	36
特定疾患の医療費の公費負担	102
特定疾病の認定	118
特定福祉用具購入	35
特別児童扶養手当の支給	61
特別障害給付金の支給	60, 122
特別障害者手当の支給	60
特別養護老人ホーム	37

な

日常生活自立支援事業	131
日常生活防火安全用具の給付	18
日常生活用具の給付	62
日常生活用具の貸与（福祉電話）	62
入院時食事療養費の減額	114
乳幼児健康診査	92
妊娠婦および乳幼児の健康診査	92
妊娠婦健康診査	92
妊娠、出産、育児等に関する健康教室	92
妊娠、出産、育児等に関する健康教室・健康相談	92
妊娠、出産、育児等に関する健康相談	92

妊娠の届出	91	別居監護申立書	87
認知症カフェ	20	ヘルシークリッキング	95
認知症高齢者地域見守りネットワーク	20	ヘルシー食生活相談	92
認知症サポーター養成講座	20	保育所・認定こども園	76
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	36	保育所・認定こども園一覧表	77
認知症対応型通所介護	36	保育料	76
妊娠歯科健康診査	92	保育利用支援	76
妊娠のための禁煙外来治療費助成制度	106	法外援護	50
年末保育	76	放課後児童クラブを実施している児童館	84
納付猶予制度	122	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	83
は			
配食サービス	18	訪問介護	35
パソコンサロン	22	訪問看護	35
はり灸	119	訪問指導	96
はり、きゅう、マッサージの助成	107	訪問・通所サービス	35, 37
ひとり親家庭高等学校卒業程度		訪問入浴介護	35
認定試験合格支援事業	86	訪問入浴サービス	63
ひとり親家庭等医療費助成	102	訪問リハビリテーション	35
ひとり親家庭等日常生活支援事業	86	北鉄等のバス、電車運賃の割引	68
避難行動要支援者名簿	29	保険料（介護保険）	39
病児一時保育事業	81	保険料について（後期高齢者医療制度）	116
標準負担額減額認定証	114	保険料の減額、減免（国民健康保険）	112
ひよこ親子教室	92	保険料の減免（介護保険）	40
ファミリーサポートセンター	85	保険料の算定（国民健康保険）	111
不育症治療費助成	105	保険料の特別徴収（国民健康保険）	112
福祉タクシーの利用助成	69	保険料の納入通知書（国民健康保険）	112
福祉手当（経過措置）の支給	61	保険料の納付義務者（国民健康保険）	112
福祉バスの利用	65	保険料の納付（後期高齢者医療制度）	117
福祉ボランティア団体への助成	16	保険料の納付（国民健康保険）	112
福祉有償運送サービス	27, 71	保険料の納付済通知書（国民健康保険）	112
福祉用具	28	保険料の納付方法（国民年金）	122
福祉用具購入費の支給	45	保険料の免除（国民年金）	122
福祉用具貸与	35	母子健康手帳の交付	91
負担上限月額	56	母子生活支援施設	88
不妊検査費助成	104	母子保健のしおり	91, 92
不妊治療費助成	105	補装具	54
ふれあい入浴補助事業	25	補装具（コルセット）	119
フレイルサポーター養成講座	97	補装具の交付	62
フレイル予防栄養教室	97	補足給付	58
フレイル予防関連講座	24	ほほえみスポーツフェスタ金沢	71
プレ妊活健診	91	ま	
		マイナンバー（個人番号）確認書類	11, 12

まちぐるみ福祉活動推進員	4
まちぐるみ福祉活動推進事業実施要領	4
まちぐるみ福祉活動推進チーム	5
万寿苑	22
未熟児養育医療	103
見守り活動	8
民生委員・児童委員	16
みんなの健康運動教室	95
無料低額診療事業	51
盲導犬の給付	65
盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	64
もの忘れ健診	94
老人の日・老人週間事業	24
老人福祉センター	22
老人保健施設	37
老齢基礎年金	122
老齢者の所得税及び 地方税の障害者控除対象者の認定	46

わ

わたしの健康ポイント事業	95
--------------	----

や

夜間対応型訪問介護	36
夜間保育	76
郵便等による不在者投票	66
有料道路の運行料金割引	69
養育費の相談	88
要介護高齢者・障害者等の 生活自立のための住まいづくり助成事業	46
要介護認定	32, 41
養護老人ホーム	21
要援護者ごみ出しサポート事業	28
幼児教育センター	81
幼児相談室	80
幼児発達相談	92
幼稚園	79
要約筆記者派遣	64

ら

理髪・美容カットサービス	19, 63
療育手帳の交付	54
利用者負担	56
療養援護	50
療養の給付	114
療養費	114
利用料の減免	38
旅行困窮者	50
老人憩の家	22
老人クラブ演芸大会	24
老人クラブ活動費補助	23

推進チーム

氏名	住所・電話等

令和4年5月

発行 金沢市福祉健康局福祉政策課
〒920-8577 金沢市広坂1-1-1
電話 220-2288 FAX 260-7192
社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会
〒920-0864 金沢市高岡町7-25
電話 231-3571 FAX 231-3560

寄り添えば こころと心が 韶きあう
マスクでも きっと伝わる その笑顔

(福祉のつどい2021金沢 標語優秀作品)



金沢市民憲章

金沢を愛するわたくしたちは、兼六園の四季のいろどり、犀川・浅野川の清い流れ、山や街の豊かな緑、かおり高い伝統文化を誇りとし、希望と活力にみちたはたらく基盤と、創造性あふれる教育・文化の華さくまちづくりにつとめます。

1 ひ ら こ う	世界と未来に	心 の 窓 を
1 め ざ そ う	いきいきと明るい	くらしの創造を
1 ま も ろ う	美 し い 心 と	ふるさとの自然を
1 つ な ご う	みんないの力で	まちづくりの手を
1 き ず こ う	個 性 ゆ た か な	あ す の 金 沢 を